

第2期 黒潮町障がい者計画
第3期 黒潮町障がい福祉計画

平成24年3月

黒 潮 町

目 次

第1章 計画の概要	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	5
4. 計画の策定体制	6
第2章 黒潮町の障がい者を取り巻く状況	7
1. 人口等の状況	7
2. 障がい者の状況	8
第3章 計画の基本的考え方	17
1. 基本理念	17
2. 基本目標	18
3. 施策体系	19
第4章 施策の方向性	20
1. 健康づくりと障がいへの早期支援	20
2. 障がい者の自立と社会参加の実現	23
3. だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	27
4. 地域における支援体制の整備	31
第5章 障がい福祉計画の推進	34
1. 平成26年度の数値目標	34
2. 障害福祉サービスの見込量	36
3. 地域生活支援事業	44
4. サービス見込み量確保の考え方	46
第6章 計画の推進と評価	48
1. 計画策定の推進体制	48
2. 計画の進行管理と評価	48
第7章 参考資料	49
1. 自立支援協議会設置要綱	49
2. 自立支援協議会委員 名簿	51
3. 第3期 高知県障害福祉計画	52
4. 用語集	59
5. アンケート調査結果	69

第1章 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

平成 18 年度に障がい者が住みなれた地域において安心して自立生活を送ることができるよう支援することを目的に「障害者自立支援法」が施行され、身体障がい、知的障がい、精神障がいの障がいごとに別々の法律に基づいて実施されていた福祉サービスを利用するための仕組みが市町村に一元化されました。

自立支援法施行により、障害福祉サービス等の確保に関する計画として「市町村障害福祉計画」の策定が義務づけられたことから、黒潮町においては平成 18 年度に「黒潮町障がい者計画・黒潮町障がい福祉計画」、平成 20 年度に「第2期黒潮町障がい福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の提供体制の確保に努めるとともに、さまざまな分野におよぶ障害者福祉施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、施行後5年が経過する中で障害者自立支援法の様々な課題が浮き彫りとなっており、特に、障害福祉サービスの利用を原則1割負担とした応益負担の考え方は障がい者やその家族に大きな負担となっています。その課題を解決するため、障害者自立支援法の一部改正として平成22年12月に利用者負担や障がい者の範囲の見直し、相談支援の充実等、障害福祉サービスの枠組みの見直しによって障がい者やその家族の負担軽減に努める方向性が国より示されました。

さらにその翌年、障がい者の権利・利益がより一層守られるよう、障がい者の定義の見直しや、地域社会における共生、差別の禁止、合理的配慮などを新たに盛り込んだ障害者基本法の一部改正が行われ、平成 23 年6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（いわゆる「障害者虐待防止法」）が成立しました。

そして現在、国では障害者福祉の抜本的な改革のため障害者自立支援法に代わる新たな法律として「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」の創設に向けて協議が行われているところです。

このような法改正の動向を踏まえながら、障がいの有無にかかわらず、すべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会の実現をめざして「第2期黒潮町障がい者計画・第3期黒潮町障がい福祉計画」を策定することとしました。

2. 計画の位置づけ

(1) 法的な位置づけ

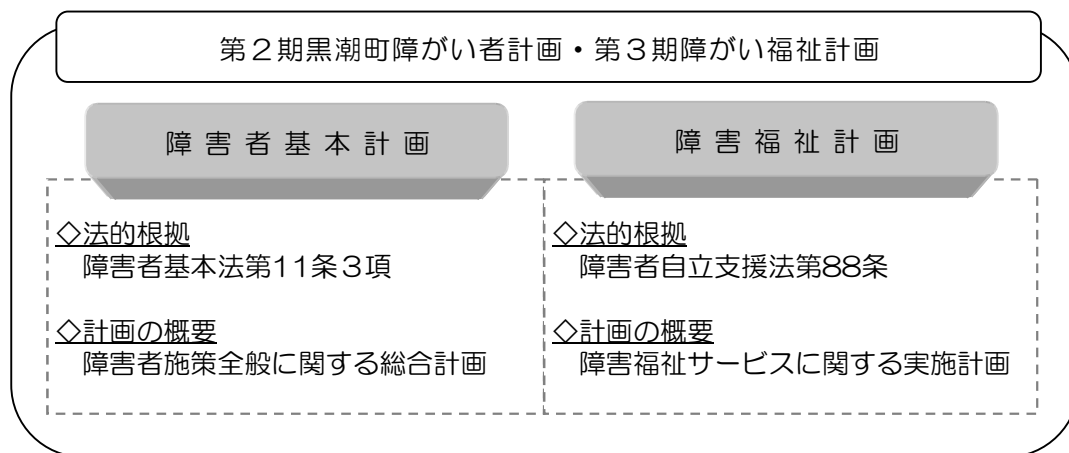
今回の見直しでは「障害者基本計画」「障害福祉計画」で定めるべき事項を包括した「第2期黒潮町障がい者計画・第3期黒潮町障がい福祉計画」（以下、本計画とする。）として策定することとします。

「黒潮町障がい者計画（第2期）」

“障害者基本法”第11条3項に基づく「市町村障害者基本計画」として策定し、障害者施策全般に関する基本理念や基本方針、目標を定める計画です。

「黒潮町障がい福祉計画（第3期）」

“障害者自立支援法”第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定し、基本方針に則して障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の確保等に関する計画です。



(2) 町の計画における位置づけ

本計画は黒潮町の障がい分野に関する個別計画に位置づけられます。地域福祉計画、介護保険事業計画、次世代育成支援行動計画等の保健・福祉分野の計画と連携し第1次黒潮町総合振興計画に掲げられている「思いやりのある健康・医療・福祉のまちづくり」を目指します。

(3) 勘案すべき法律

本計画の策定において、勘案すべき必要がある法律については以下の4つとなっています。

「障害者基本法の一部を改正する法律」(平成23年8月5日交付)

障害者基本法の改正法案として平成23年8月5日に国より交付され、「すべての国民が、障害の有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、お互いの人格と個性を尊重しあいながら共生する社会実現を目的とし、障がい者の自立及び社会参加の支援等の施策等について基本原則を定めるとしています。

障がい者の定義として発達障がいも明記され、基本的施策関係として新しい項目が新設されています。

～基本的施策関係～

- 【1】療育(第17条)
- 【2】防災及び防犯(第26条)
- 【3】消費者としての障害者の保護(第27条)
- 【4】選挙等における配慮(第28条)
- 【5】司法手続における配慮(第29条)
- 【6】国際協力(第30条) 等

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」(平成22年12月10日交付)

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障がい者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関するものとして平成22年12月10日に国より交付されています。

～概要～

- 【1】利用者負担の見直し
- 【2】障害者の範囲の見直し

- 【3】相談支援の充実
- 【4】障害児支援の強化
- 【5】地域における自立した生活のための支援の充実 等

「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成 23 年 8 月 30 日交付)

地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため市町村障害福祉計画の規定の一部を廃止または努力義務とすると同時に、これまで都道府県知事、指定都市および中核市の長が処理をしていた身体・知的障害者相談員への委託による相談対応や援助、育成医療の支給認定等について市町村へ権限が移譲されました。

～障害保健福祉分野に関する記載～

- 【1】義務付け・枠付けの見直し
- 【2】基礎自治体への権限移譲 等

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年 6 月 24 日交付)

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であるとして、障がい者に対する虐待の禁止、国の責務、被害者に対する保護と措置、養護者に対する支援を定めることで障がい者の権利利益の擁護に資することを目的としています。

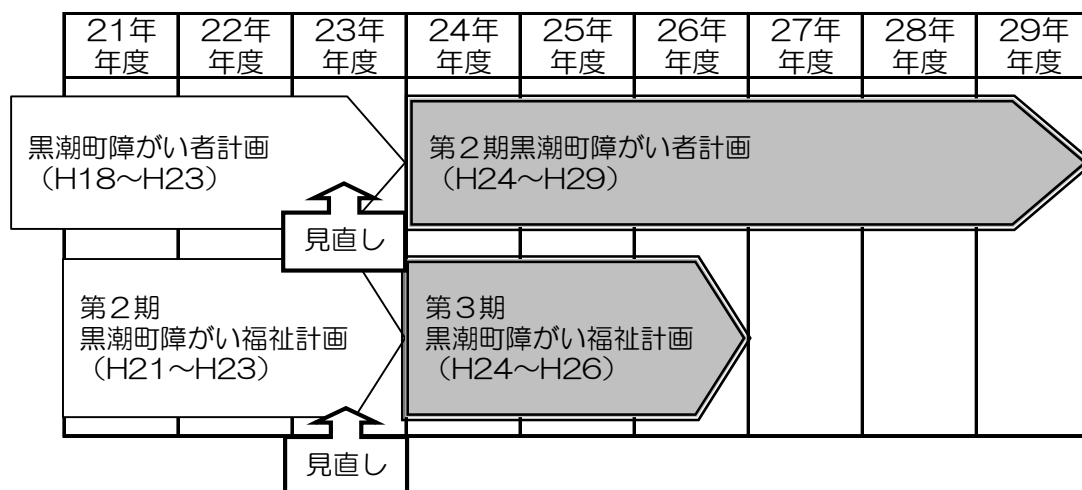
～定められる市町村における対応～

- 【1】体制整備に向けた検討
- 【2】都道府県研修の受講
- 【3】体制整備に向けた具体的な準備 等

3. 計画の期間

本計画の計画期間については、障害者計画は黒潮町の障がい者保健福祉の大きな方向性を示すものであるため、第1期同様に6年間の計画とします。また、障害福祉計画については障害者自立支援法附則第3条※により「施行から3年の見直し」が規定されているため3年間の計画とします。

国では現在、地域社会における共生を実現するため、障害者自立支援法に代わる新たな制度についての検討・協議が行われており、平成25年4月に施行が予定されています。そのため、国の動きに合わせて適宜体制の整備等行っていくことが重要となっており、県・近隣市町村との情報交換を行い、国の動向を把握しつつ必要に応じて計画の見直しを行います。



※障害者自立支援法附則第3条

第3条 政府や、この法律の施行後三年を目途として、この法律及び障害者等の福祉に関する他の法律の規定の施行の状況、障害児の児童福祉施設への入所に係る実施主体の在り方等を勘案し、この法律の規定について、障害者等の範囲を含め検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする

4. 計画の策定体制

(1) 障がい者（児）実態調査の実施

計画の策定にあたり、障がい者の実態やニーズ等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、町内に現住所のある障がい者を対象にアンケート調査を実施しました。

調査対象	黒潮町で在宅生活をしている身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者
調査方法	郵送による配布、回収
調査時期	平成 23 年 9 月 12 日から 10 月 3 日まで
回 収 率	発送数：811 件 回収数：454 件 回収率：56.0%

※一部、掲載しているグラフ中の（n＝〇〇）という表記はその項目の有効回答者数で、比率算出の母数となります。また、複数回答の項目については、その項目に対して有効な回答をした者の数を母数として比率算出を行っているため、比率計は 100%を超える場合があります。

(2) 自立支援協議会での計画策定協議

本計画の策定にあたっては、これまで障害者関係機関のネットワークづくりや困難事例の解決に向けた協議を実施してきた自立支援協議会において、それらを踏まえたこれからの障害者福祉施策等の在り方について協議し、広い視野からの検討・審議を受けて計画を取りまとめました。

第2章 黒潮町の障がい者を取り巻く状況

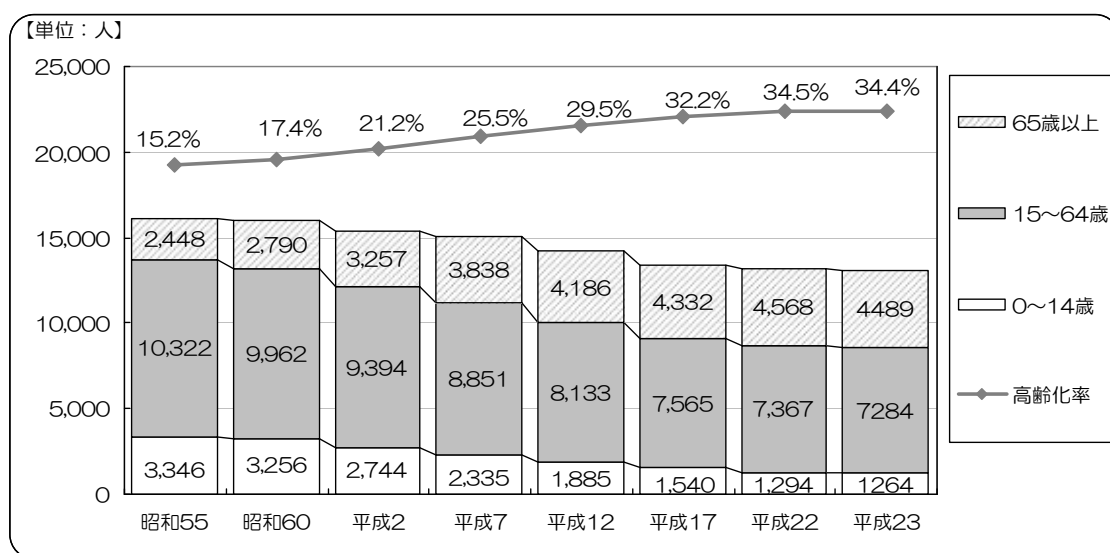
1. 人口等の状況

黒潮町の平成 23 年の総人口は 13,037 人となっており、全体に占める年齢構成としては年少人口（0～14 歳）9.7%、生産年齢人口（15～64 歳）55.9%、高齢者人口（65 歳以上）34.4%となっています。昭和 55 年以降、黒潮町の人口は減少を続けており、高齢化率も昭和 55 年と平成 23 年を比較すると約 2 倍となっていることから少子高齢化が進行していると考えられます。

【単位：人】

区 分	昭和 55	昭和 60	平成 2	平成 7	平成 12	平成 17	平成 22	平成 23
総人口	16,116	16,008	15,395	15,024	14,204	13,437	13,229	13,037
0～14 歳	3,346	3,256	2,744	2,335	1,885	1,540	1,294	1,264
15～64 歳	10,322	9,962	9,394	8,851	8,133	7,565	7,367	7,284
65 歳以上	2,448	2,790	3,257	3,838	4,186	4,332	4,568	4,489
高齢化率	15.2%	17.4%	21.2%	25.5%	29.5%	32.2%	34.5%	34.4%

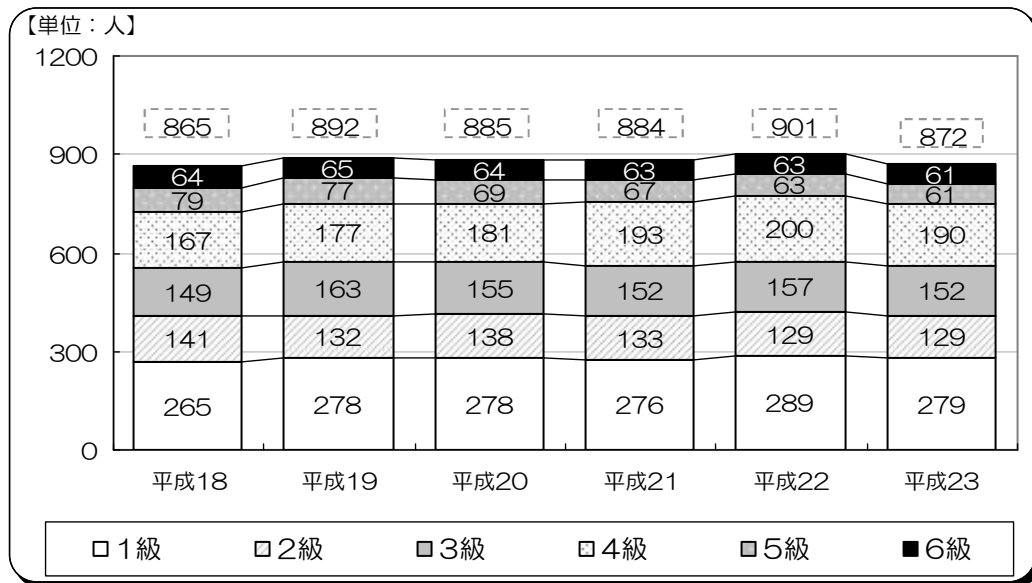
※住民課 住民基本台帳 各年 3 月末時点



2. 障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者の状況（等級別）

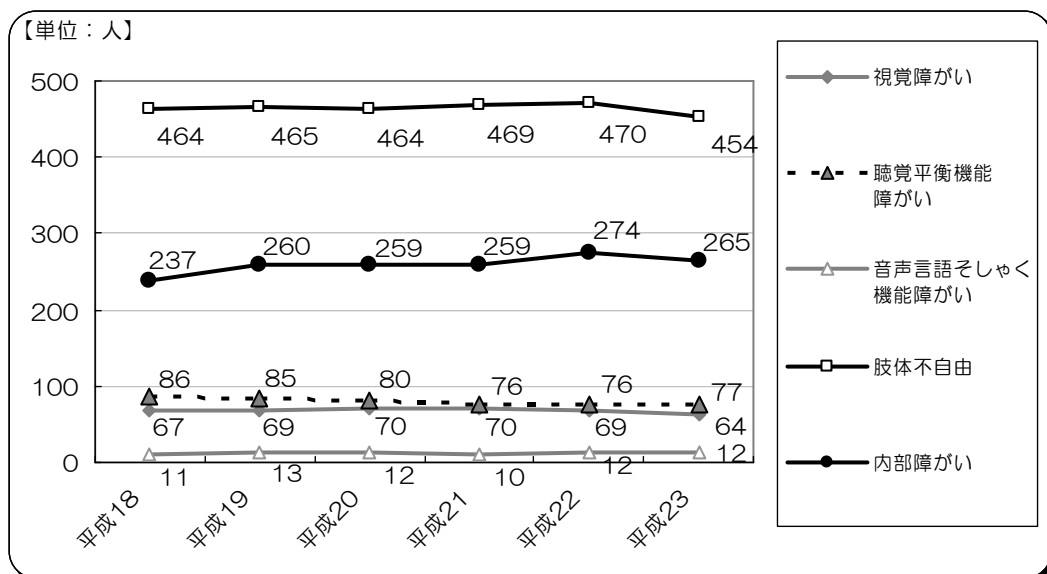
黒潮町の身体障害者手帳所持者は、平成 23 年時点で 872 人となっており平成 18 年以降ほぼ一定数で推移しています。等級別では「1 級」が最も多く、比較的重度の手帳所持者が多くなっています。



※健康福祉課 各年3月末時点

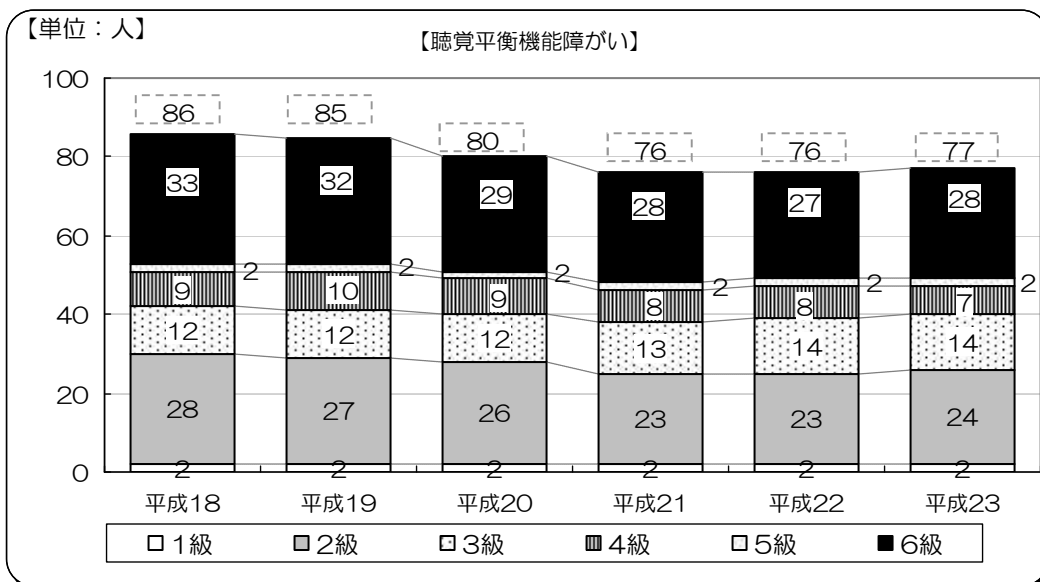
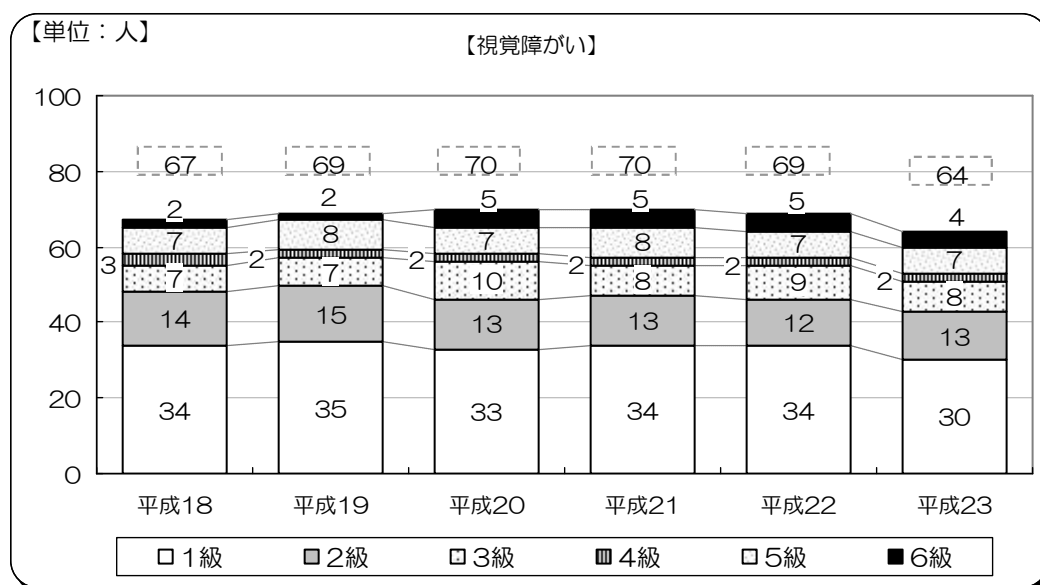
(2) 身体障害者手帳所持者の状況（障がい種別）

障がい種別でみると、肢体不自由、内部障がいが増える割合が多くなっています。それぞれの種別で増減はあまりない中で、聴覚平衡機能障がいはゆるやかに減少傾向にあり、内部障がいは増減を繰り返しながら徐々に増加傾向がみられます。

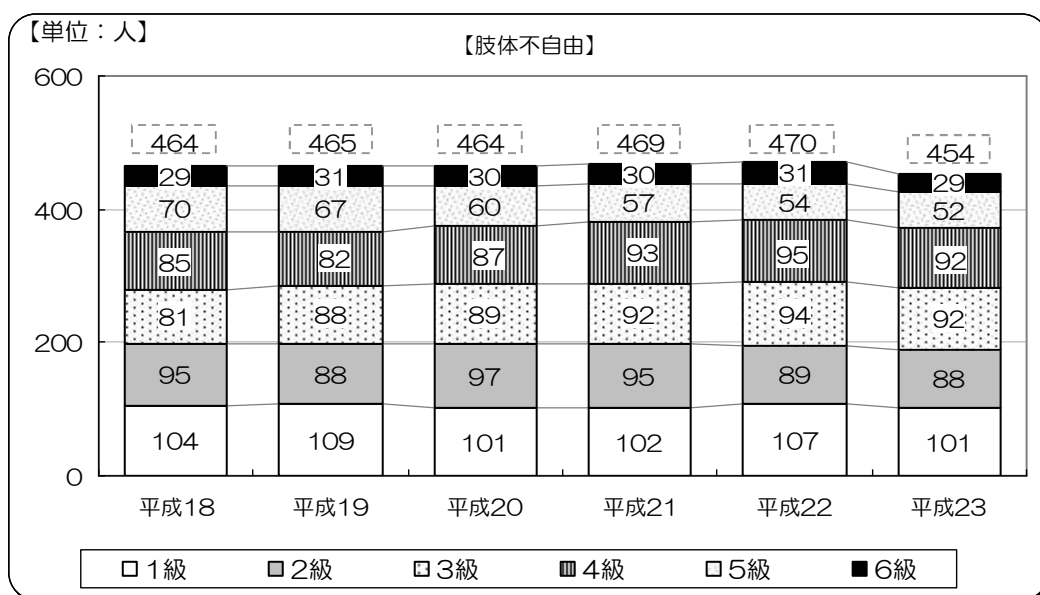
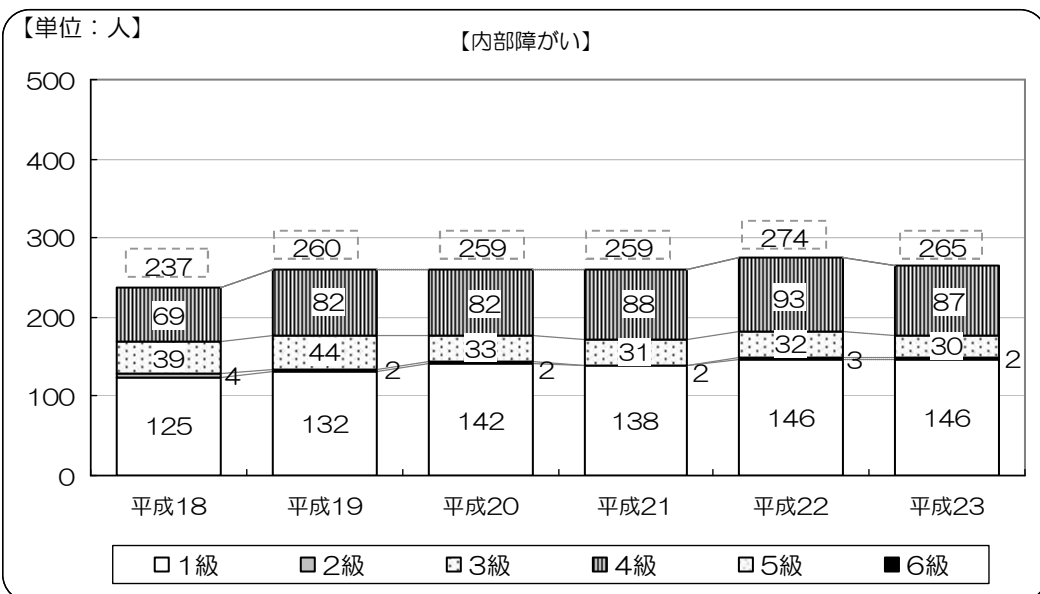
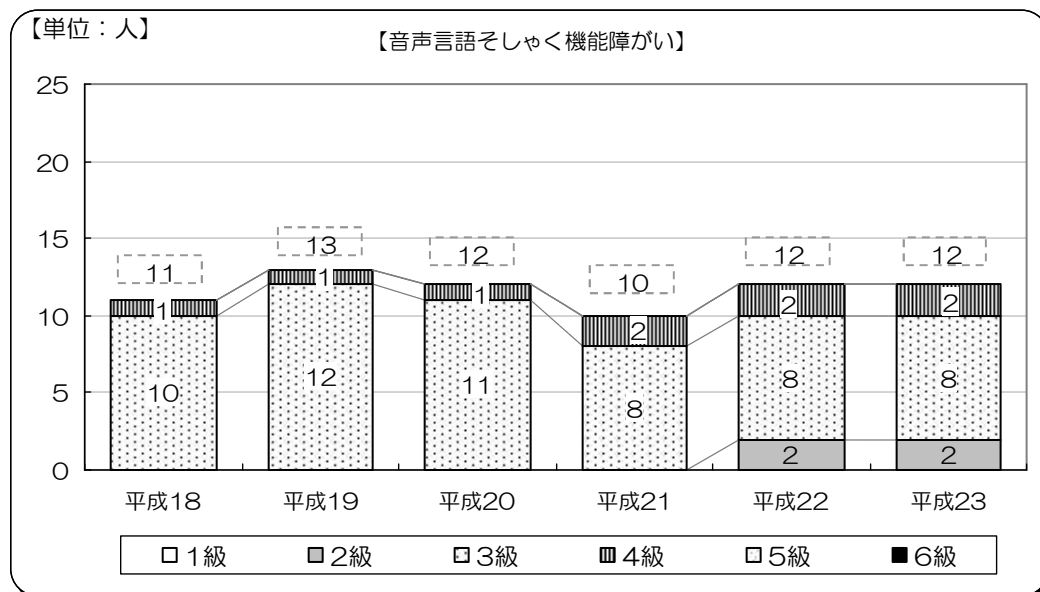


※健康福祉課 各年3月末時点

また、それぞれの障がい別に等級をみると、視覚障がいでは1級が減少傾向にあります。毎年重度者の割合は半数以上を占めています。聴覚平衡機能障がいについては全体数の減少とともに、1級・6級が減少しています。音声言語そしゃく機能障がいでは2級、内部障がいでは1級が増えており、重度化の傾向にあります。肢体不自由の等級についてはほぼ変化がなく同程度で推移しています。



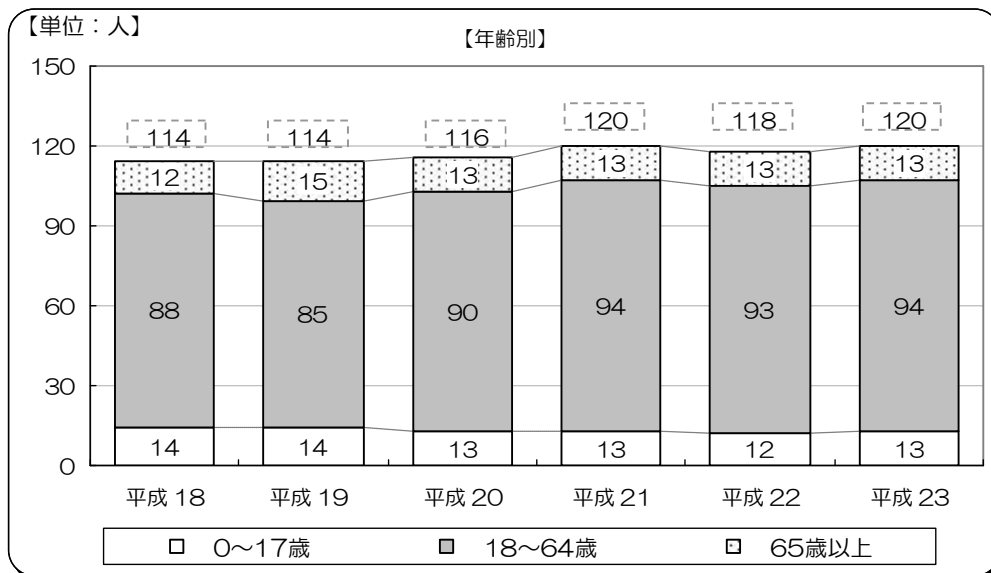
※健康福祉課 各年3月末時点



※健康福祉課 各年3月末時点

(3) 療育手帳所持者の状況（年齢別）

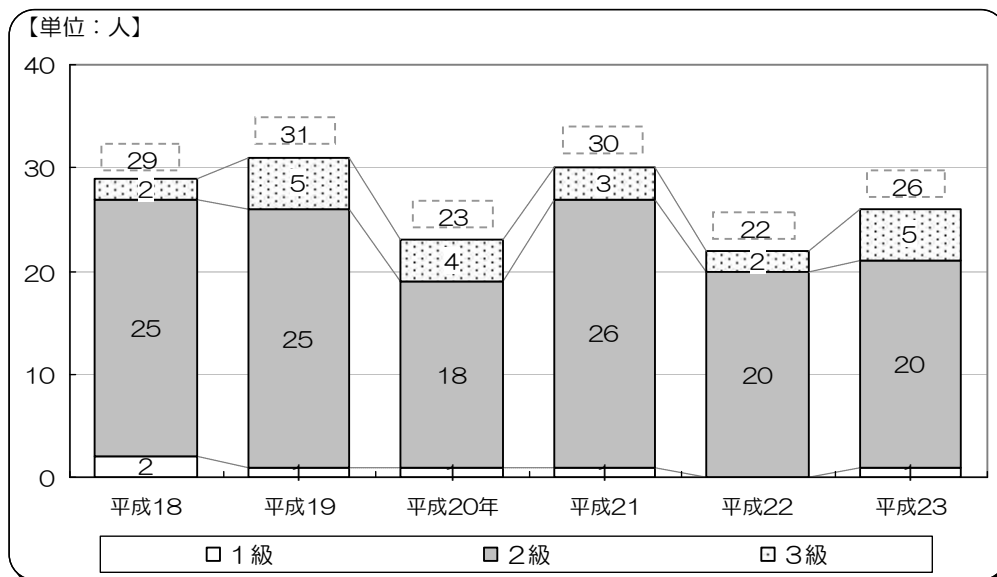
療育手帳所持者は、平成 18 年以降 120 人前後でほぼ一定となっており、年齢別の内訳についても大きな変化はありません。



※健康福祉課 各年 3 月末時点

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は増減を繰り返しながら若干減少傾向がみられ、平成 23 年は 26 人となっています。



※健康福祉課 各年 3 月末時点

(5) その他サービスの状況

■補そう具の交付・修理状況

(件)

		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		支給	修理	支給	修理	支給	修理	支給	修理	支給	修理
義肢	義手									1	
	義足	2	1	1	1	3	1		1		2
	断端袋										
装具	下肢	9	1	6		1		3		5	
	上肢										
	体幹										
座位保持装置 普通型										1	
盲人安全つえ		2		3		2		1		1	
義眼	普通										
	特殊							1			
	コンタクト										
眼鏡	矯正	4		1							
	遮光	3		1				1		2	
	コンタクト										
補聴器	箱形	5					1	2		3	
	耳掛形	1	3	2	6	2	4	1	2	3	2
	挿耳形								1		
	F M補聴器										
	骨導型										
車いす			6	3	3	3	4	4	6	1	3
電動車いす			3		3	1			2		4
歩行器				1							
歩行補助つえ		2		2		2		1			
排便補助具											
座位保持いす											
起立保持具											
頭部保持具											
重度障害者意思伝達装置											

※健康福祉課 各年3月末時点

■日常生活用具給付事業の状況

(件)

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
介護・訓練 支援用具	特殊寝台		1			
	特殊マット		2			
	特殊尿器					
	入浴担架					
	体位変換器					
	移動用リフト					
	訓練いす					
	訓練用ベッド					

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
自立生活 支援用具	入浴補助用具		1			
	腰掛便座					
	頭部保護帽		1			
	T字状・棒状のつえ					
	移動・移乗支援用具					
	車いす用段差昇降機					
	特殊便器					
	火災警報器					
	自動消火器					
	電磁調理器	1				
	歩行時間延長信号機用 小型送信機					
	視覚障害者用屋内信号装置					

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
在宅療養等 支援用具	透析液加温器					
	ネブライザー（吸入器）					
	電気式たん吸引器	1		1		
	酸素ボンベ運搬車					
	視覚障害者用体温計	2	1			
	視覚障害者用体重計	1				

※健康福祉課 各年3月末時点

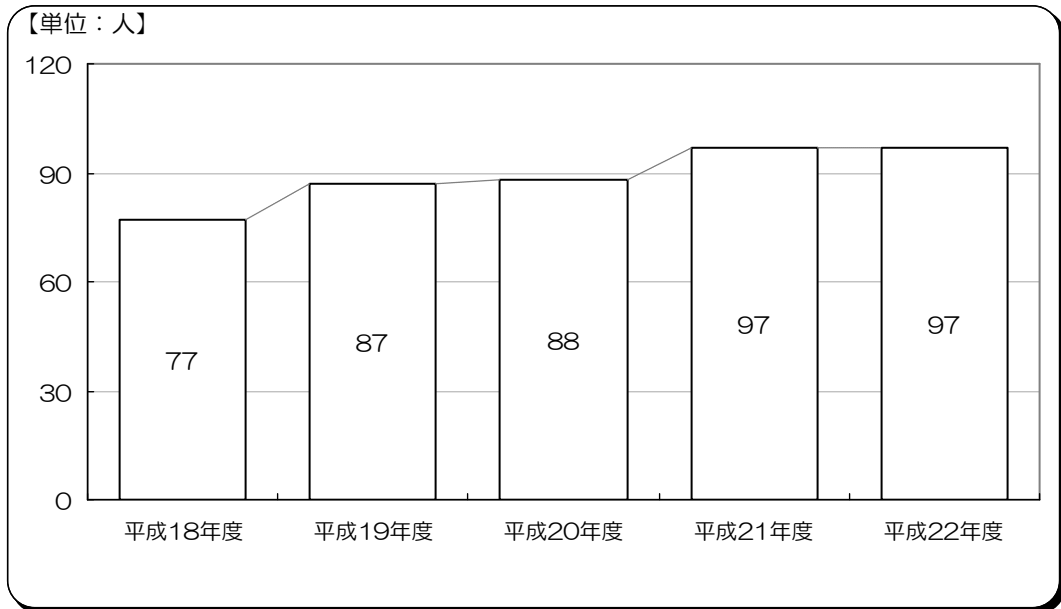
		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
情報・意思 疎通支援用具	携帯用会話補助装置		1			
	情報・通信支援用具		1			
	点字ディスプレイ					
	点字器					
	点字タイプライター	1				
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	1		1		
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置					
	視覚障害者用拡大読書器					1
	視覚障害者用時計	2	2	2		
	視覚障害者用読書支援機器		1			
	聴覚障害者用通信装置	1	1		1	1
	聴覚障害者用情報受信装置					
	文字放送ラジオ					
	人工喉頭				1	1
	点字図書					

		平成 18年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度
排泄管理 支援用具	ストマ用装具	45	127	176	184	156
	紙おむつ等	12	26	28	25	30
	収尿器		1		1	1

※健康福祉課 各年3月末時点

（６）特定疾患医療受給者の状況

特定疾患とは厚生労働省が難病対策の対象として定めた疾患（パーキンソン病、強皮症など）です。黒潮町の受給者は増加傾向にあり、平成 22 年度で 97 人となっています。



※高知県 健康対策課 各年3月末時点

（７）就労の状況

平成 23 年 11 月時点	身体障がい者（人） 第 1 種登録者	知的障がい者・ 精神障がい者（人） 第 2 種登録者
新規求職申込数	25	19
就職件数	7	12
新規登録者数	15	13
有効求職者数	57	43
就職中の者	85	111
保留中の者	20	21

※資料：四万十公共職業安定所管内（四万十市、宿毛市、土佐清水市、三原村、大月町、黒潮町）

(8) 就学の状況

■障がい児学級の状況（小学校）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
設置校数	8	9	7	5	5
学級数	10	9	8	9	10
児童数	13	12	10	12	15

■障がい児学級の状況（中学校）

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
設置校数	2	2	2	2	1
学級数	3	2	3	3	2
児童数	3	2	3	4	3

※教育委員会 各年3月末時点

(9) 人的資源の状況

■専門職の状況

		平成 18 年		平成 19 年		平成 20 年		平成 21 年		平成 22 年	
		役場	社協	役場	社協	役場	社協	役場	社協	役場	社協
保健師	正職員	6		8		9		9		9	
	臨時	1									
看護師	正職員	1	1	1	1		1		1		1
	臨時	2	1		1		1		1		1
介護福祉士	正職員		6		6		6		6		6
	臨時		1								

■相談員の設置状況

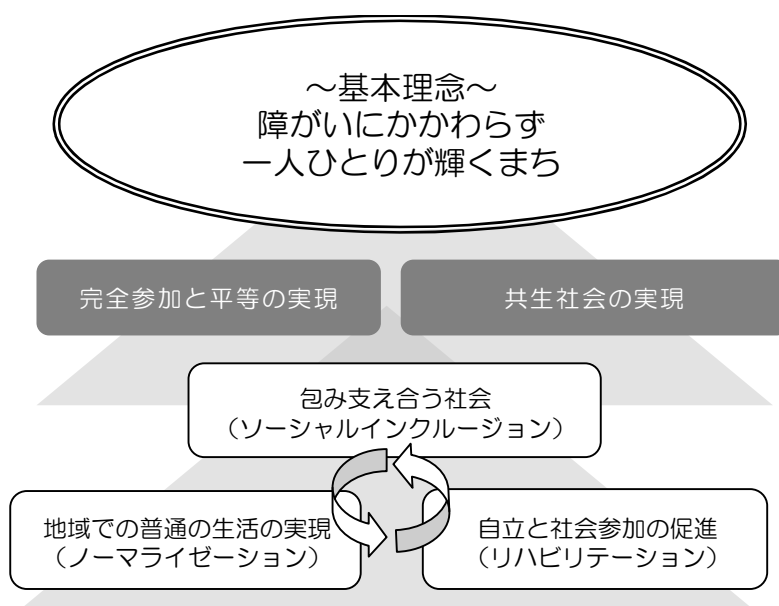
	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
民生委員・児童委員	50	48	50	51	51
身体障害者相談員	2	2	2	2	2
知的障害者相談員	1	1	1	1	1

※健康福祉課 各年3月末時点

第3章 計画の基本的考え方

1. 基本理念

本計画は「地域での普通の生活の実現（ノーマライゼーション）」と「自立と社会参加の促進（リハビリテーション）」の考え方に加え、「包み支え合う社会（ソーシャルインクルージョン）」の考え方に基づき、障がいの有無にかかわらずすべての町民が相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現と、障がいのある人が社会の対等な構成員として、人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとにあらゆる社会活動に参加・参画し、社会の一員として責任を分かちあう「完全参加と平等」の具現化を目指し、「障がいにかかわらず一人ひとりが輝くまち」を基本理念として今後の障がい者福祉を推進します。



※ソーシャルインクルージョン

全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという考え方。

※ノーマライゼーション

障がい者の存在を特別のものと考えて社会的に隔離するのではなく、障がいのある人もない人も地域でともに生活している状態こそが自然という考え方。

※リハビリテーション

人権の視点に立って障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。

2. 基本目標

基本理念にそった取り組みを行うため、次の4つを基本目標として施策の展開を図っていきます。

(1) 健康づくりと障がいへの早期支援

健康の保持・増進のため、各ライフステージに応じた保健サービスによる心と身体健康づくりの促進、障がい者が必要な医療が受けられるよう医療費を助成し、経済的な負担の軽減を図ります。制度については必要な人が利用できるよう、周知・啓発に努めます。

また、保健サービスを行う中で、対応が必要だと思われる乳幼児への早期支援体制整備による障がいの早期対応、リハビリテーション等の充実による障がいの状態改善に努めます。

(2) 障がい者の自立と社会参加の実現

障がい者が地域の中で自立して生活できるよう、関係機関との連携による教育、就労支援、レクリエーション等の余暇活動の促進による社会参加の中での生きがいづくりを推進します。また、障害福祉サービスに含まれている、就労移行支援、就労継続支援などといった“就労を支援するサービス”や、訪問介護、移動支援、コミュニケーション支援等の“在宅生活を支えるサービス”の推進を図ります。

(3) だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

広く町民に障がいの特性や障がい者への理解を促すとともに、住環境の整備などにより、障がい者も含めてだれもが暮らしやすいまちづくりを進め、バリアフリー化の一層の推進に努めます。

(4) 地域における支援体制の整備

隣近所の助け合いや、ボランティア、障がい者団体、社会福祉協議会など福祉を担う様々な団体・組織の連携や活動推進により、障がい者の生活を支え、自立促進につながるようする取り組みを推進します。特に災害など危機管理に対して行政と地域との連携を強め、協力体制の強化に努めます。

3. 施策体系



第4章 施策の方向性

1. 健康づくりと障がいへの早期支援

【現状と課題】

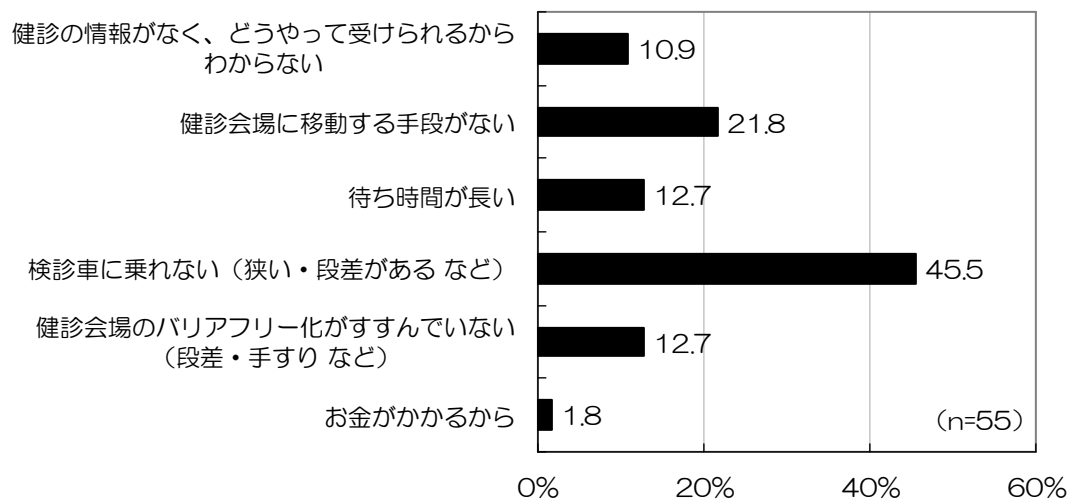
疾病によって障がいを持つケースも非常に多く、未然に防ぐための健康づくりの推進や健康診査等により早期発見・早期対応の体制を充実することが重要です。

黒潮町では、生活習慣病の発症・重症化予防のため、健康診査や保健師が個別に生活習慣の行動変容を目指す保健指導を実施すると同時に、健康管理のための各種がん検診も実施しています。しかし、検診車に乗れないなどの理由によって受診ができない障がい者もいるため改善が必要となっています。

また、妊婦・乳児一般健康診査、乳幼児健診を継続的に実施し、障がいのある乳幼児が早期段階で状態に応じた療育指導を受けられるよう、関係機関との連携に努めています。乳幼児健診の平成18年～22年の平均受診率は約8割となっていますが、いかに100%に近づけるかが今後の課題となっています。

各種健（検）診受診後の対応だけでなく、障がい者が地域で障がいや疾病を抱えながら安心して生活を送るためには、適切な保健・医療サービスが提供されるとともに、関係機関の連携による継続的なケア体制を整備していくことが必要であり、リハビリテーション医療についても、地域において医療機関や福祉施設が連携をとりながら推進していく必要があります。

【受診したくても受診できない理由】



※アンケートより

重点施策（１）保健サービスの充実

①「妊婦・乳児一般健康診査」「乳幼児健診」事業による早期発見・対応

妊婦・乳児一般健康診査については母子手帳配布時の面談機会を利用して、受診券の配布を行うとともに、健診の重要性を説明することで受診率の向上に努めます。

乳児健診、１歳６ヶ月健診、３歳児健診を引き続き実施し、早期発見・対応に努めるとともに受診率１００％を目指し受診勧奨を行います。

②医療機関、県立療育福祉センター、幡多児童相談所との連携

受診によって異常があった場合、適切かつスムーズな対応がとれるよう、関係機関との連携をとります。また、健（検）診後、医師の判断により精密検査が必要となった人に対し、精密検査の未受診がないようフォローも行っていきます。

③受診しやすい健（検）診体制の整備

障がいがあることが受診の妨げとならないよう、高知県総合保健協会が所持している身体障害者用胸部検診車の積極的な活用を検討していきます。

重点施策（２）医療サービスの充実

①医療費の助成

安心して医療サービスが受けられるよう、重度の障がい者に対して医療費の助成を行います。対象者には担当課より個別連絡を行います。

②自立支援医療の実施

障がい者（児）の心身の障がい状態の軽減と、自立した日常生活・社会生活のために必要な医療を提供します。対象者については病院と担当課が連携をとって対応していきます。

③難病者支援

福祉保健所と情報交換を行い、一人ひとりに応じた支援を行います。専門的知識等を必要とするため、支援については福祉保健所との協力体制を整えます。

また、長期支援が必要な場合が多いため、家族に対する支援についても検討し、負担軽減に努めます。

重点施策（３）地域リハビリテーションの充実

①喫茶さとう木

地域リハビリテーションの一環として、精神障がい者と精神ボランティアによる「喫茶さとう木」を毎月第１・３火曜日に保健福祉センターで実施しており、今後も継続していきます。ボランティアについても「喫茶さとう木」の活動をきっかけに、地域の理解者として活動してもらえるよう研修会を実施していきます。

②精神ミニデイケア

在宅の精神障がい者の閉じこもり予防を目的として精神ミニデイケアを実施します。広く参加してもらうため、参加者拡大に向けての情報提供も行っていきます。

③集いの会（精神障害者家族会）

参加者の高齢化と新規加入者不足により活動が休止しているため、活動開始に向けて、精神障害者保健福祉手帳の取得手続きの際、家族に対してアプローチを行い、新規参加者を募ります。

2. 障がい者の自立と社会参加の実現

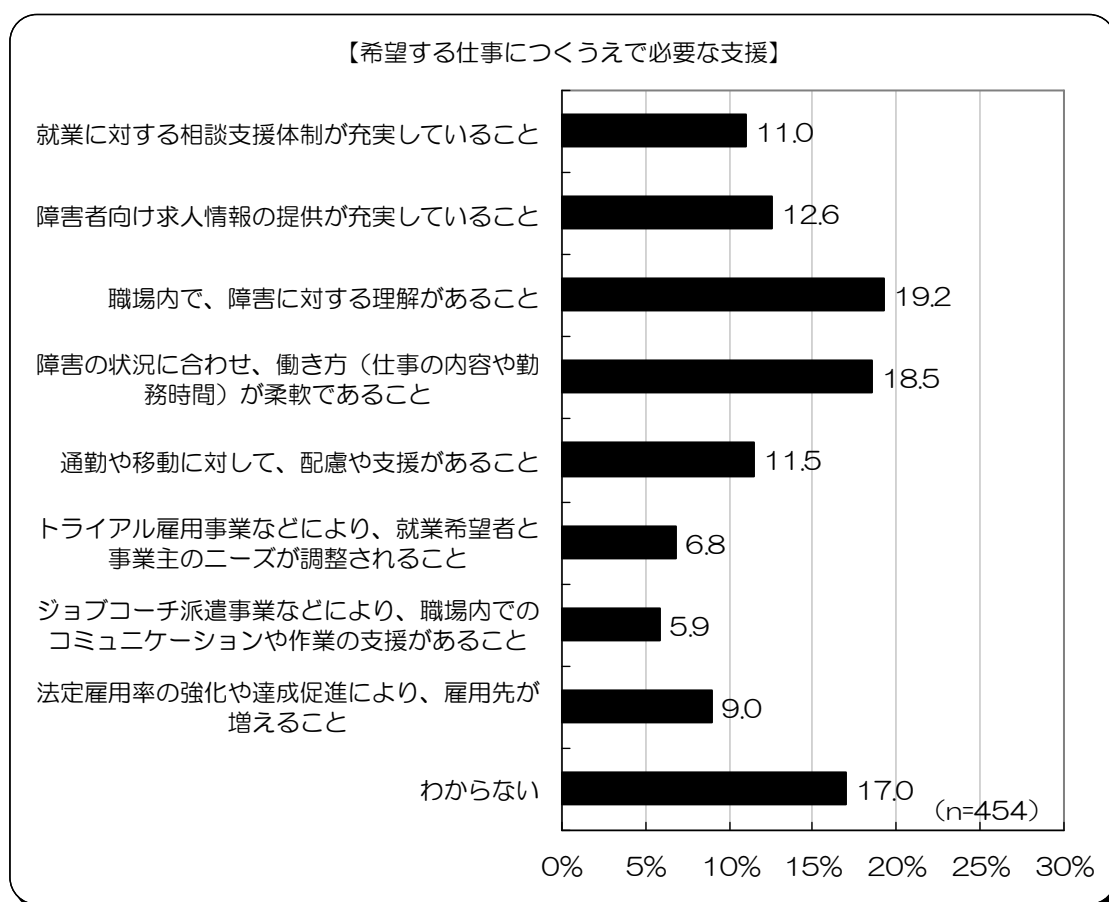
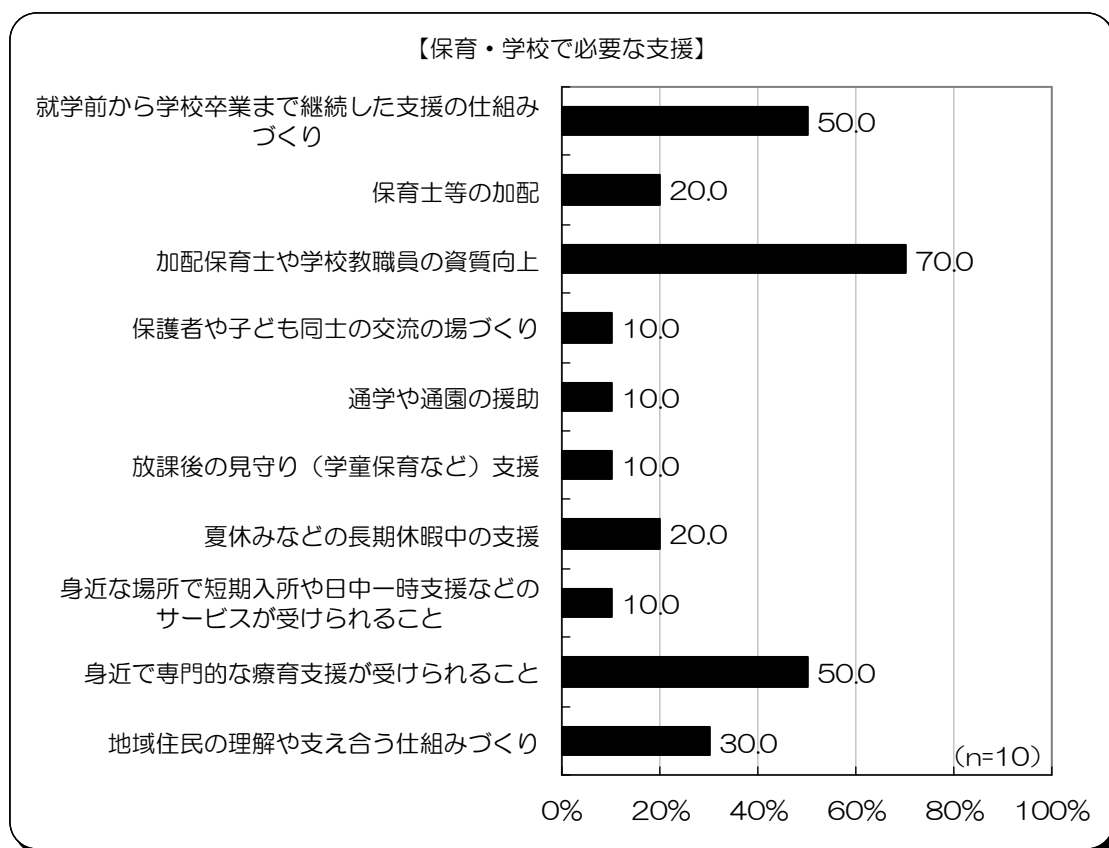
【現状と課題】

障がい者の自立と社会参加を促進するためにも、障がい児に対する早期からの教育・療育は、障がい児の持っている可能性を引き出し、成長発達を促すうえで大変重要です。黒潮町では現在、関係機関と連携を図り、訪問指導や健診、育児相談等を通して、継続した保護者への支援を行っており、必要に応じて療育機関や専門医療機関等へつなげています。今後、障がいのある幼児、児童、生徒の教育を更に充実するためには、教育機関と医療・福祉関係機関等が十分に連携し、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した計画的な教育・療育が行われる体制を整備することが必要です。

また、平成19年度に従来の「特殊教育」が、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行う「特別支援教育」へ転換されたことから、幼児、児童、生徒一人ひとりに応じた教育支援計画に基づく教育を行うとともに、近年、課題となっている発達障がい（自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がいなど）への支援に関するノウハウの蓄積、支援体制の強化についても取り組んでいく必要があります。

そして、卒業する児童も含め、障がい者が地域で自立した生活をしていくためには、就労をして職業的な自立を図ることが非常に重要です。そのため、障がい者の雇用の促進については、一人ひとりの意思や能力に応じた仕事を選択できるよう、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、職業相談や指導体制の充実を図るとともに、障害福祉サービス事業所での福祉的就労から一般就労への移行を進めていくため、支援体制を整備する必要があります。しかし、雇用体制での募集自体が少ない中、障がいの状態にあった就労が困難となっており、民間企業への声かけや黒潮町役場からの外注など、雇用・作業機会の拡大に努める必要があります。

また、就労以外での日中活動として、文化活動、スポーツ、レクリエーション等の余暇活動を充実することは、障がい者の社会参加を促進するだけでなく、障がい者の機能訓練、心と体の健康維持増進に役立ち、また障がい者の自主性の向上、自己実現の機会の確保という点からも重要です。



※アンケートより

重点施策（１）教育の充実

①療育の充実

一人ひとりに合わせて療育指導を充実させるため、障がい児の人数に応じた加配保育士の確保に努めます。

②学校教育の充実

障がい児の適切な就学、教育体制について研修指導員が教育委員会内の窓口となり、保護者及び学校の相談できる体制を整備すると同時に、スクールソーシャルワーカーが校内支援会議に参加することで相談体制の強化を行います。

また、通常学級において加配教員の配置ができないため、黒潮町独自で学習活動支援員を配置し、発達障がいをもつ児童に対して支援を行っていきます。

③専門性と資質の向上

保育士に対しては、専門知識や資質向上のため自主的な研修会への参加や、幼保支援課主催の「親育ち支援研修会」への参加を促進します。

教員に対しては、特別支援学級や障がいに対する理解を深める研修会への参加促進により専門性の向上と資質向上に努めます。

④社会教育の充実

町や社会福祉協議会が実施している「高齢者疑似体験等」を今後も継続して実施し、誰もが参加しやすい社会教育の場となるよう実施体制を整備しながら推進していきます。

⑤連携体制の構築による支援の円滑化

障がい児の健全な育成のため、保健師や児童相談所、子育て支援センターなどの関係者・機関との連携体制をより密にし、子育て支援に努めます。

また、小学校就学前には就学指導委員会と連携し、一人ひとりにあった教育環境の整備に努めます。

⑥日中一時支援・短期入所・長期休暇支援の実施

障がい児の家族への支援としてニーズの高い日中一時支援（地域生活支援事業）、短期入所（障害福祉サービス）、夏休みにおける長期休暇支援（障がい児長期休暇支援事業）を提供し、障がい児の受け入れ体制を確保します。

重点施策（２）雇用・就労の充実

①雇用促進

黒潮町役場内では平成 23 年 4 月時点で 3 名を雇用しており、法廷雇用率は達成しています。今後、より一層の雇用促進枠拡大について検討するとともに、民間企業に対しての法定雇用率の周知と障がい者の雇用に関する制度の周知を行います。また、ハローワークと情報交換をしながら定期的に募集状況等について把握します。

②就労の機会の充実

黒潮町が取り組む事業の中でテーブル起こし、清掃業務等について委託の際に障がい者の雇用の要望を出します。また、年賀状作成などの作業が発生する時期に合わせ、地域支援事業によるパソコン教室を実施し IT 機器の活用による能力向上についても就労の場の整備とあわせて実施していきます。

重点施策（３）スポーツ・文化活動の充実

①スポーツの振興

障がい者団体・施設と連携し、身体障害者連盟主催で実施しているレクリエーション、幡多郡広域として郡内輪番で実施している障がい者スポーツ大会の充実を図るとともに、積極的な参加募集を行っていきます。

②文化・レクリエーション活動の推進

社会福祉協議会が実施する障がい者交流イベントに対して協力を行い、イベントの充実を図ります。

③各種イベント・活動の広報

黒潮町内でのイベントや活動について広報誌への掲載を行い、広く周知していきます。

3. だれもが暮らしやすいまちづくりの推進

【現状と課題】

障がい者の「完全参加と平等」を実現するためには、障がいのある人もない人も共に生活し活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの考え方に基づき、町民すべてがお互いを尊重し合い、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要となります。そのためにはまず、障がいのあるなしにかかわらず、お互いの人格と個性を尊重し合う共生社会の理念の普及を図るとともに、障がい者に関する理解を促進するため、幅広い啓発活動を推進する必要があります。

これまで、啓発資料の配布やボランティア団体との交流などの推進により相互理解の機会を設けてきました。今後も継続して新しい情報の配信を行っていくとともに、社会福祉協議会やボランティア団体等の関係団体と密に連携し、効果的な啓発活動について検討していく必要があります。

障がい者が生活し続けられる黒潮町にするため、相互理解に加えて町全体のバリアフリーを推進することが重要です。公共施設や町営住宅については改修を行ってきましたが、現在の庁舎を含め改修・修繕が困難なものもあり、今後の対応が課題となっています。なお、全ての障がい者に共通して相談に関するニーズは高く、バリアフリーを推進したハード面の整備に加えて、日常生活に関することを気軽に相談できるような地域の相談支援体制の充実が必要不可欠となっています。

また、障がい者への虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって虐待の防止は極めて重要であるとして、平成 23 年 6 月 24 日に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が公布されました。黒潮町においても、一人ひとりの尊厳が尊重されるよう虐待の防止、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護および養護者に対する支援を行える体制づくりを実施する必要があります。

重点施策（１）福祉のまちづくり

①バリアフリー新法※¹に基づいた公共施設整備の促進

現在の黒潮町庁舎については修繕が困難なため、検討が進められている新庁舎建設の際にだれもが利用しやすい施設として整備を行います。

町内の公共施設についても段差の解消、オストメイト※²対応トイレなど未実施部分から優先順位を検討しつつ対応していきます。また、身体障害者補助犬法に基づく盲導犬の役割等について啓発・広報を行います。

※１ バリアフリー新法

正式名称は「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」といい、高齢者や障がい者が気軽に移動できるよう、階段や段差を解消することを目指した法律

※２ オストメイト

事故や排泄障がいのために、腹部に瘻孔(ろうこう)を開け、人工肛門や人工膀胱を備えた人

②住環境の整備

公営住宅についてはバリアフリー化を考慮した改修が実施できたことから、今後の整備については黒潮町公営住宅等長寿命化計画（平成 21 年度～平成 30 年度）に則した整備を行い、また、老朽化が目立つ住宅については建替え、払い下げなども視野にいれ、検討を行っていきます。

重点施策（２）相談支援の充実

①相談しやすい環境づくり

障がいのある人が相談しやすいよう、広報による相談窓口の周知を実施するとともに、保健師の訪問の際、積極的に相談を受けるよう努めます。

また、新たに開始となる障害福祉サービスのサービス利用計画作成時に声かけを行っていくことで相談先についてより一層の周知を行います。

②地域生活の意向がある障がい者への支援

施設入所者本人及び家族に聞き取りを行い、在宅生活を希望する障がい者に対して意向促進のため関係機関と連携して地域生活の条件整備・相談支援体制の充実に努めます。

また、新たに開始となる障害福祉サービスの地域移行支援・地域定着支援を促進していくことでより一層の相談体制の充実を行います。

③相談体制の連携・強化

相談支援事業所同士の定期的な相談支援会議の実施や、高知県の実施する研修会への参加促進を行うことで、相談支援員の情報共有体制の整備と質の向上に努めます。

重点施策（３）啓発活動の推進

①広報活動の充実

現在配布している「福祉のしおり」について、法改正等に合わせた情報の更新と内容の充実を図ります。

広報誌やホームページなどの情報発信元を有効に活用し、情報提供などを行っていきます。また、ホームページについてはサービスの内容紹介など、より一層活用しやすい情報の掲載と、だれも見やすい情報のバリアフリー化に努めます。

②交流の促進

黒潮町では、平成 23 年 6 月より社会福祉協議会に委託し、年齢や障がいの有無にかかわらず気軽に集える場所として佐賀北部地域に「あったかふれあいセンターこぶし」を開設しており、平成 24 年度は 6 月に北郷地域での開設を予定しています。集いの場所として充実させるために“通いやすい距離”を考慮し、今後数年をかけて町内全域に広げること为目标として検討を行っていきます。

また、障がい者が参加しやすい環境づくりを行うため、サロンの内容を検討し、スタッフの質の向上や確保等、受け入れ体制を整備していきます。

重点施策（４）障がい者への虐待防止

①虐待防止に向けた啓発・対応

障がい者への虐待を防止するため、町民や施設職員、企業等に対する啓発に努めます。また、虐待と疑われる情報提供があった場合は、速やかに関係機関と協議を行い早期対応・早期解決を図ります。

②虐待を受けた障がい者の自立支援

虐待を受けた障がい者への対応については、専門家を含めた関係機関と協議し、自立に向けた支援を推進します。

また、養護者による虐待のケースについては、関係機関との連携により養護者に対する相談支援体制を整備します。

③障がい者虐待防止マニュアルの作成

高知県の実施する研修や、国から示される市町村対応マニュアルを踏まえ、虐待があった場合の対応や、未然に防ぐための取り組みについて設定する「黒潮町障がい者虐待防止マニュアル」を作成し、虐待防止と早期対応体制の確立を図ります。

④障がい者虐待防止センターの設置

平成 23 年 6 月に成立した障害者虐待防止法により、虐待行為をみつけた場合の通報先として、「障がい者虐待防止センター」の設置が求められており、黒潮町でも設置に向けて検討を進めます。

4. 地域における支援体制の整備

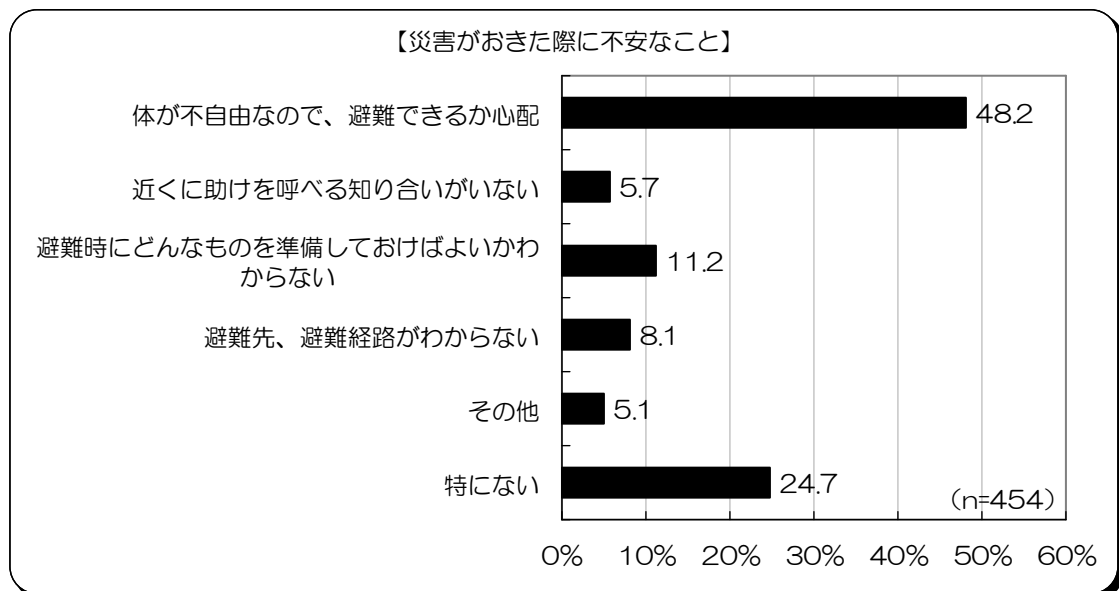
【現状と課題】

障がい者は、犯罪や災害に対して弱者になりやすく、未然に防ぐ対策や被害にあった場合の支援対策の整備が重要となっています。特に平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受けて、障がい者や高齢者などの避難困難者について黒潮町全体での対応が急務となっています。

アンケート結果からも「体が不自由なので、避難できるか心配」が最も多くなっています。このため、地域住民をはじめ様々な機関・団体が協働し、障がい者を含めた災害時要援護者に対する情報伝達や災害時の救援・救助体制の整備を図り、防災・防犯ネットワークの確立に努める必要があります。

それらを踏まえ、黒潮町では「津波避難計画」「個別避難支援プラン」の作成、「要援護者システムの導入」と要援護者対策を進めており、今後、要援護者対策の全体計画となるものについて策定をすることで支援体制を整備していきます。

また、様々な体制をつくる中でも福祉の基盤を整備することは重要であり、黒潮町地域福祉計画、地域福祉活動計画と連携をとりながら地域福祉体制の整備を行います。



※アンケートより

重点施策（１）防災対策の充実

①要援護者への対応

導入した要援護者台帳の情報を毎月更新していくことで正確に要援護者の把握を行います。また、その対象となる人に対しては災害時の支援者等も含め、要援護者への対策について定期的に協議・検討を行っていきます。

要援護者対策の全体計画を平成 24 年度に策定予定であり、全体計画を策定することで黒潮町としての緊急時の支援・対策を設定していきます。

②自主防災組織の活性化

平成 24 年度より浸水区域にあたる地区について津波避難計画を前提とした支援を予定しており、支援をしていく中で組織活動の活性化と連携体制を構築していきます。

浸水区域以外の地区については自主防災組織の連絡協議会などを通じ、連携体制を強化します。

③緊急通信体制の充実

災害時等に黒潮町が発信する災害・避難情報などを受信することができるエリアメールを活用して情報提供を行っていきます。

エリアメールとは、対象となる電波区域内の携帯電話に災害発生のメールを送る緊急メールで、現在サービスを実施している携帯電話会社はNTT ドコモだけであり、エリアメールを受信するのは同社の機種のみとなっています。その他の携帯電話会社の機種は受信できないものの、サービス提供の開始次第運用していきます。

また、平成 23 年度に手話サークルと連携して配布した「緊急 F A X 要請書」について、担当課窓口で配布を行うと同時に、ろうあ者に対して周知を行っていきます。

④福祉避難所の充実

現在、黒潮町の福祉避難所は高齢者施設のみとなっており、今後障害者施設が福祉避難所の指定を受けられるよう事業所へのアプローチを行っていきます。

重点施策（２）地域福祉体制の整備

①地域福祉の推進

地域福祉計画、地域福祉活動計画と連携して、住民・ボランティア・地域・各種機関・行政それぞれが一体的に役割分担を行うことで住民同士の思いやりの心や連帯感の育成を行います。

②地域ボランティアの育成

障がい者の地域生活を支えるため、住民中心のボランティア活動が行えるよう、障がいに関する知識を習得する機会を設け、研修等を実施し人材育成を行っていきます。

③専門職の育成

障がい者のニーズの多様化などに対応するため、保健師・看護師等の養成、質の向上に努めます。また、個人のスキルアップに向けて高知県の実施する研修会等への参加を促進します。

第5章 障がい福祉計画の推進

1. 平成 26 年度の数値目標

地域生活への移行を進める観点から、現在、福祉施設に入所している障がい者のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームやケアホーム、一般住宅等に移行する人の数を見込み、その上で、平成 26 年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活移行

第 1 期計画作成時点（平成 17 年 10 月 1 日現在）の入所者 35 人のうち 5 人が、平成 26 年度末までに地域生活へ移行することを目標として設定しました。

項目	数値	考え方
平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数 (A)	35 人	平成 17 年 10 月 1 日の施設入所者数
平成 26 年度入所者数 (B)	29 人	平成 27 年 3 月 31 日時点の利用人員
【目標値】削減見込 (A - B)	6 人 (17.1%)	差引減少見込み数
【目標値】地域移行者数	5 人	施設入所から GH・CH 等へ移行した者の数

■国の指針

- ・平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者数の 3 割以上が地域生活へ移行することを基本。
- ・平成 26 年度末の施設入所者数を平成 17 年 10 月 1 日時点の施設入所者から、1 割以上削減

(2) 福祉施設から一般就労への移行

平成 26 年度において福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて同年度中に一般就労に移行する人の数値目標を設定します。

黒潮町の福祉施設利用者の中で、平成 17 年度に一般就労した人は 0 人となっており、平成 26 年度中に一般就労に移行する人数の目標は、次のとおりとします。

項目	数値	考え方
平成17年度の一般就労移行者数	0人	平成17年度に福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数	2人	平成26年度に福祉施設を退所し、一般就労する者の数

■国の指針

- ・平成 17 年度の一般就労への移行実績の 4 倍以上

2. 障害福祉サービスの見込量

障害福祉サービスは、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービスの3つに区分されます。

サービス見込量については、平成 23 年度時点の利用者をベースとして利用者のニーズと地域移行する方を含めた見込み数などを勘案して設定しています。

(1) 訪問系サービス

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由の人でつねに介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排泄、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。

③行動援護

自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動するときに生じる危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

④重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

【実績を踏まえた見込み】

サービスの利用者はほぼ固定となっており、今後も継続した利用が見込まれるため、平成 23 年度時点の実績に新規の利用者を見込みます。

利用時間については実績の平均利用時間の 24 時間/月で見込みます。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包 括支援	時間/月	72	144	192	192
	人/月	3	6	8	8

⑤同行援護（平成 23 年 10 月 1 日より施行）

重度の視覚障がい者が対象となります。外出時の移動の援護、排泄及び食事等の介護その他の外出に必要な援助を行います。

【実績を踏まえた見込み】

平成 23 年 10 月 1 日より開始されたサービスであり、黒潮町ではまだ実績がありません。現在の移動支援の利用者等の状況を踏まえ、平成 24 年度以降新規利用者が毎年 1 人増加するよう見込みました。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
同行援護	時間/月	—	32	64	96
	人/月	—	1	2	3

(2) 日中活動系サービス

①生活介護

つねに介護が必要で障害程度区分3以上である人、または年齢 50 歳以上で障害程度区分2以上である人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

【実績を踏まえた見込み】

平成 23 年度末で新体系への移行が完了することから、平成 24 年度以降は新体系移行による利用者の増加を踏まえた見込みを基礎として新規利用者を加味した見込みを設定しました。

利用日数については実績の平均利用日数の 17 人日分/月で見込みます。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
生活介護	人日分 /月	338	785	802	819
	人/月	19	46	47	48

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

機能訓練では地域生活を営むうえで身体機能・生活能力の維持・向上などの支援が必要な身体障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

生活訓練では地域生活を営むうえで生活能力の維持・向上などの支援が必要な知的障がい・精神障がい者を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績を踏まえた見込み】

○機能訓練

これまで実績がなく、現在の手帳所持者からも今後の利用は見込まれないため、見込みは0とします。

○生活訓練

これまで継続した実績があるため、現在の利用者が期限終了後も新規利用者を1人見込みました。利用日数は実績の 18 人日分/月で見込みます。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
機能訓練	人日分 /月	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0
生活訓練	人日分 /月	18	36	18	18
	人/月	1	2	1	1

③就労移行支援

一般就労などを希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて企業などへの雇用または在宅就労等が見込まれる 65 歳未満の人を対象に、一定期間における生産活動やその他の活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。

【実績を踏まえた見込み】

現在の利用者に加えて新規利用者を見込みます。

期限終了後は利用者の現状を踏まえ「就労継続支援 B への移行」「期限延長」を設定します。また、平成 26 年度は「一般就労」「就労継続支援 B への移行」を見込むため本サービスの利用は 0 と見込みました。

利用日数は平成 21 年度以降の平均実績が 18～22 人日分/月あったため、20 人日分/月で見込みます。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
就労移行支援	人日分 /月	39	80	60	0
	人/月	2	4	3	0

④就労継続支援（A型・B型）

就労継続支援A型では就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用契約を締結し、就労の場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

就労継続支援B型では企業など就労継続支援A型での就労経験がある人で、年齢や体力面で雇用されることが困難になった人、就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援A型の雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などを対象に、就労の場を提供するとともに、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

【実績を踏まえた見込み】

OA型

利用人数は減少傾向となっているため利用人数は現状維持とします。

利用量は増加傾向にある（H21：24日/月、H22：26日/月）ため、加味して見込みを設定しました。

OB型

平成21年度以降利用者は増加傾向にあり、利用者のニーズは第2期計画期間中にほぼ満たされたと考えられるため第3期計画期間中は現在の利用者に加え、特別支援学校からの卒業生と、就労移行支援から移行してくる人を新規利用者として見込みます。

利用日数についてはこれまでの実績の平均利用日数の20人日分/月で見込みます。

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
就労継続支援 A型	人日分 /月	63	84	84	84
	人/月	3	3	3	3
就労継続支援 B型	人日分 /月	440	500	540	540
	人/月	23	25	27	27

⑤療養介護

病院などへの長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする人であって

①障害程度区分6で、気管切開をとまなう人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、②障害程度区分5以上である筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行います。

【実績を踏まえた見込み】

これまで療養介護の実績はないものの、事業所の新体系移行による利用者が見込まれることから、平成24年度以降8人の利用見込みを設定します。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
療養介護	人/月	0	8	8	8

⑥短期入所

居宅で介護する人が病気などの理由により、障害者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がい児（者）に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【実績を踏まえた見込み】

利用者は徐々に増加傾向にあるため、現在の利用者に加えて新規の利用者を見込みました。

新規利用者の利用日数は平均値である4日で見込み、実績に加えました。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
短期入所	人日分 /月	21	29	37	45
	人/月	5	7	9	11

(3) 居住系サービス

①共同生活援助・共同生活介護

共同生活援助（グループホーム）では就労し、または就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者であって、日常生活上の援助を必要とする人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて援助を行います。

共同生活介護（ケアホーム）では生活介護や就労継続支援などの日中活動を利用している知的障がい者・精神障がい者・身体障がい者であって、日常生活上の支援を必要とし、障害程度区分2以上である人を対象に、地域において自立した日常生活に向けて介護や支援を行います。

【実績を踏まえた見込み】

現在施設入所中の人の利用意向がないため、新規利用者は平成24年度に地域移行者1名を加えるのみとします。

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
共同生活援助 共同生活介護	人/月	17	18	18	18

②施設入所支援

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、生活能力により単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人または生活介護の対象者に対して、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

【実績を踏まえた見込み】

事業所の新体系移行による利用者の増加を見込みます。

新体系移行によりほぼ定員に達することが想定されるため、新規利用者については見込まないこととします。

		平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度
施設入所支援	人/月	12	30	30	30

(4) 相談支援

計画相談支援は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用する障がい者が、サービスを適切に利用できるよう、ケアマネジメントによりサービス利用計画を作成します。

地域移行支援は、施設入所中の障がい者および入院中の精神障がい者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談を行います。

地域定着支援は、一人暮らしの障がい者等に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性によって生じた緊急の事態等への対応を行います。

【実績を踏まえた見込み】

平成 24 年より開始されるサービスとなっており平成 23 年度実績はありません。

○計画相談支援

平成 24 年度についてはサービス利用者数の 0.3 割を見込み、その後一定の割合で増加させ、3年間で福祉サービスを受けるすべての人が対象となるよう見込みました。

○地域移行支援

精神病院から地域生活への移行希望者について平成 24 年度に支援実施を見込みます。平成 25 年度以降については入所者・入院中の人の現状を踏まえると、支援は行えるものの地域生活への移行は困難であると判断されるため支援見込みは設定しません。

○地域定着支援

地域移行支援からの 1 名と、現在在宅でサービスを受けている単身の人について、施設入所とならないよう 24 年度から支援実施を見込みました。

		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
計画相談支援	人/月	—	3	8	16
地域移行支援		—	1	0	0
地域定着支援		—	2	3	3

3. 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障がい者（児）がその有する能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施することで、障がい者及び障がい児の福祉の増進を図ることを目的としています。

地域生活支援事業には、法律上実施しなければならない事業（必須事業）と、市町村の判断により実施する事業（任意事業）とがあります。

■必須事業■

（１）相談支援事業

障がい者等の福祉に関する問題に対して相談に応じ、必要な情報及び助言などを行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行います。

（２）コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者を対象に、手話通訳者および要約筆記者を派遣する費用の一部を助成することを通じて、意思疎通を図ることに支障がある障がい者の支援を行います。

（３）日常生活用具給付等事業

重度の身体障がい者（児）、知的障がい者（児）、精神障がい者であって、当該用具を必要とする者に対し、日常生活上の便宜を図るため、用具の購入費の一部を助成します。

（４）移動支援事業

障がい者が、社会生活上必要な外出および余暇活動の社会参加のための外出に伴う、移動の介護に係る費用の一部を助成することにより、地域における障がい者の自立生活及び社会参加を促進していきます。

(5) 地域活動支援センター事業

各機能を備えたセンターを通じて、創作的活動または生産活動などの機会を提供し、地域生活支援の促進を図ります。

■任意事業■

(1) 訪問入浴サービス

重度身体障がい者・児に対して、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問による入浴サービスを提供します。

(2) 日中一時支援事業（児・者）

障がい者等の日中の活動の場を確保し、その家族の就労支援や介護家族の一時的な休息を目的として預かりサービスを実施します。

(3) 生活サポート事業

65歳未満で在宅の障がい者に、食事関連サービスの利用調整や自己による食生活の管理と改善を行うと同時に、見守りや声かけなどの生活支援及び関係機関との連絡調整などを行います。

(4) 社会参加促進事業

障がい者の社会参加促進のため、自動車運転免許の取得や自動車の改造に対する助成を行います。

4. サービス見込み量確保の考え方

障がい者の自己決定を尊重し、利用者本位のサービス提供を行うことを基本として、サービス提供事業所、医療機関との連携を強化し、3障がいや重度障がい者への対応など、利用者一人ひとりの状況に応じた適切なサービスと必要な量を提供できるよう体制づくりを進めることが課題となっています。

また、利用者が利用したいサービスを選択できるようにするためには基盤整備が重要であり、高知県や幡多圏域構成市町村との連携を図り、広域的なサービス調整と新規事業者の参入を働きかけていきます。

（１）訪問系サービスの見込み量の確保

①利用者自身が、障がいや生活環境に適した事業所を選べるよう、事業所情報の提供を行います。

②3障がいの障がい特性を理解したヘルパーの確保・養成に努め、サービスの充実を図っていきます。

また、精神障がい者向けサービス実施事業所は身体障がい者や知的障がい者に比べて少ないため、サービス提供事業所の理解促進に努め、サービス提供を行う事業所の増加を図ります。

③新たなサービスである同行援護については、サービス内容や実施事業所についての情報提供・周知に努めます。

（２）日中活動系サービスの見込み量の確保

①サービス利用希望者を把握し、必要とする人に必要なサービスが提供されるよう事業所情報を提供していきます。

②一般就労や福祉的就労についてそれぞれの就労意欲に応じた対応ができるよう、ハローワーク、サービス提供事業所、学校等関係機関と連携を図り、職場の開拓、一人ひとりの障がいに応じた支援を検討するなど就労とその後の職場定着に向けた支援体制を整備します。

（３）居住系サービスの見込み量の確保

- ①共同生活援助（グループホーム）や共同生活介護（ケアホーム）については、今後も整備が必要となるため、事業所と連携し地域の理解を深めながら整備していきます。

（４）相談支援の見込み量の確保

- ①ケアマネジメントにより、対象者をきめ細かく支援するとともに、一人ひとりの実情に応じたモニタリングの実施に努めます。
- ②施設や病院からの地域移行に向けた訪問相談、利用者や家族等への情報提供等に努めるとともに、医療機関・行政機関等との連携及び調整を密に行います。
- ③サービス提供事業所の確保について、幡多圏域で検討を行い提供体制の整備に努めます。

（５）地域生活支援事業の見込み量の確保

- ①制度の改正に伴いサービス内容が低下しないよう、事業者等と連携し、人材の育成と確保を図り、質の向上と必要量の確保に努めます。

第6章 計画の推進と評価

1. 計画策定の推進体制

(1) 庁内関係機関との連携

障がい者に対する施策は福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、住宅、交通、情報など広範な分野にわたるため、健康福祉課が中心となり、他の関連する担当課との連携はもとより、庁内関連機関との相互連携を図りながら、本計画を推進します。

(2) 関係各機関との連携

計画の実施にあたっては、ハローワークや特別支援学校等、国や県の機関、また、障がい者や障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員・児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、円滑な事業の実施に努めます。

また、障がい者関係団体、福祉サービス事業者、保健・医療機関などの関係者で構成する「障害者自立支援協議会」により、地域の関係機関によるネットワークの構築、障がい者福祉計画の具体化に向けた協議などを行います。

2. 計画の進捗管理と評価

庁内の推進体制として、毎年度ごとに計画の進捗状況を把握し、施策の充実や見直しについて協議を行うことにより、計画の円滑な進捗管理に努めます。

また、「障害者自立支援協議会」において計画の進捗状況等の報告および評価を行います。

第7章 参考資料

1. 自立支援協議会設置要綱

○黒潮町地域自立支援協議会設置要綱
(設置)

平成 21 年 2 月 20 日 告示第 9 号

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 9 条第 3 項に規定する障害者計画、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条に規定する障害福祉計画、地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うため、黒潮町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(事業内容)

第 2 条 協議会は、第 1 条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 黒潮町障がい者計画及び黒潮町障がい福祉計画の策定、点検、評価及び対策に関すること。
- (2) 地域の現状及び課題等の情報共有に関すること。
- (3) 地域の社会資源の開発及び改善に関すること。
- (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者の内から、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 障がい者等
- (3) 障がい者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 行政機関の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は 3 年とする。ただし、再任は妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に、会長及び副会長を各 1 人置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会の会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を要請し、その説明又は意見を求めることができる。

(実務者部会)

第7条 障がい福祉に関する地域の現状及び課題等を把握し協議するために、協議会に実務者部会を設置する。

2 実務者部会は、障がい事業所、保健、福祉及び教育等の関係する実務者をもって構成する。

3 実務者部会は、必要に応じて事務局が招集し運営する。

(事務局)

第8条 協議会の運営上必要な事務は、健康福祉課において行う。

(守秘義務)

第9条 協議会の委員及び実務者部会の構成員は、正当な理由なく、協議会の職務に関して知りえた情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後においても同様とする。

(委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(任期の特例)

2 この告示の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず平成24年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 第6条の規定にかかわらず、この告示の施行後最初に開かれる会議の招集は、町長が行う。

2. 自立支援協議会委員 名簿

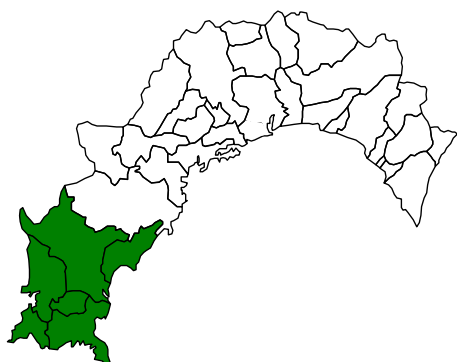
所属（勤務先）・職名	職種	氏名	任期
黒潮町民生児童委員 協議会会長	学識経験者	浦田 信	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
黒潮町区長会副区長	学識経験者	森岡 健也	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
くじらボランティア グループ会長	学識経験者	大西 富美	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
黒潮町身体障害者 連合会会長	障がい者等	矢野 貞夫	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
知的障害者相談員	障がい者等	田中 眞美子	平成 22 年 4 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
精神障害者相談員	障がい者等	小永 博子	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
大方誠心園園長	障がい者福祉 従事者	森本 孝男	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
大方生華園園長	障がい者福祉 従事者	金子 章一	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
二コの種所長	障がい者福祉 従事者	浜田 憲一	平成 20 年 3 月 5 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
障害者就業・生活支援 センター 「ラポール」所長	障がい者福祉 従事者	成子 聡	平成 22 年 2 月 24 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
黒潮町社会福祉 協議会事務局長	障がい者福祉 従事者	山下 俊之	平成 22 年 10 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
高知県中村 養護学校長	学識経験者	竹内 研介	平成 22 年 2 月 24 日 ～平成 24 年 3 月 31 日
高知県幡多 福祉保健所 健康障害課長	行政関係者	宮地 淳子	平成 24 年 1 月 1 日 ～平成 24 年 3 月 31 日

3. 第3期 高知県障害福祉計画

圏域ごとのサービス基盤整備計画（幡多圏域）

幡 多 圏 域

四万十市 宿毛市
土佐清水市 黒潮町
大月町 三原村



◆ 圏域内の障害のある人の状況（H23. 3. 31 現在）

	人 数		うち、65 歳以上	
		率		率
圏域内の人口	96,046		30,668	31.9%
身体障害者手帳所持者	6,263	6.52%	4,654	74.3%
療育手帳所持者	842	0.88%	83	9.9%
精神障害者 保健福祉手帳所持者	308	0.32%	47	15.3%
（参考）自立支援医療（精神通院）受給者証所持者 1,073 人				

※ 人口は、H23. 3. 31 現在 住民基本台帳登録数

1 現 状 等

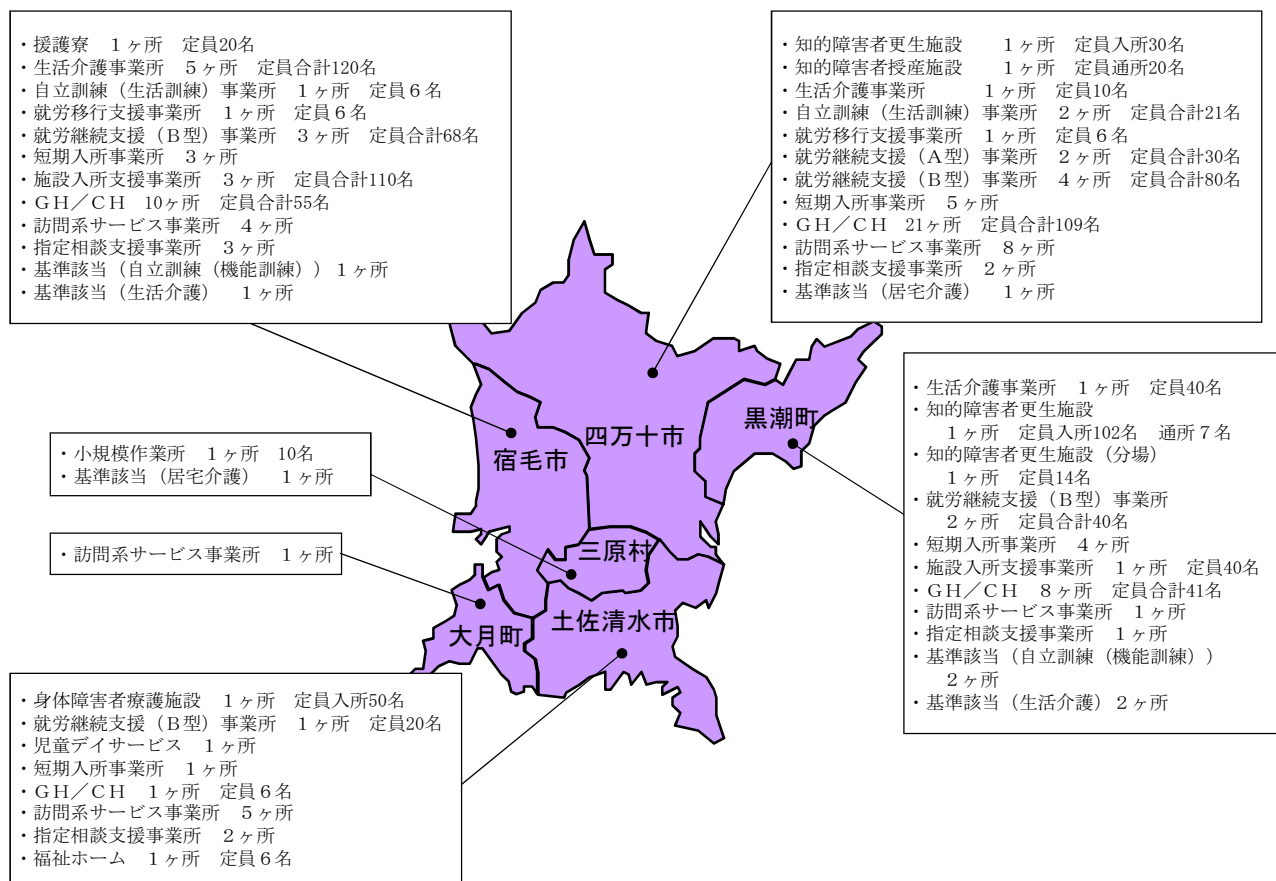
(1) 圏域の現状と課題

- 当圏域は、全体としてはサービス提供体制が確保されているものの、施設等が偏在しており、地域によっては必要なサービスを十分に受けられないという状況にあることから、身近なところでニーズに応じたサービスが受けられるよう提供体制の充実が求められています。
- 平成 23 年 7 月時点のサービスの利用実績は、訪問系サービス、生活介護や就労継続支援などの日中活動系サービスともに第 2 期計画の見込量より少なくなっていますが、旧法施設の新体系への移行完了により、平成 23 年度末には見込量にほぼ近づくと考えられます。
- 施設や精神科病院からの地域移行などに伴い、グループホームやケアホーム、訪問系サービスなどの利用が増加すると見込まれ、そうしたサービスを確保するための取り組みが求められています。

なかでも、地域での住まいの場となるグループホーム等の確保は、事業者と連携を図りながら、計画的に整備していくことが必要です。

(2) 圏域内の旧法施設及び指定障害福祉サービス等の提供基盤の状況

【平成23年7月31日現在】



(3) 圏域内の地域移行等の目標

① 福祉施設入所者の地域生活への移行

項 目	目 標 値	備 考
入所者数	276 人	H17. 10. 1 時点の入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	81 人	第2期計画の目標値：60 人 23 年 7 月末時点の実績：45 人
【目標値】 平成 26 年度末入所者数	215 人	第2期計画の目標値：238 人 23 年 7 月末時点の実績：249 人

② 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目	目 標 値	備 考
平成 17 年度において福祉施設から一般就労へ移行した人の数	1 人	
【目標値】 26 年度における福祉施設から一般就労へ移行する人の数	16 人	第 2 期計画の目標値：11 人 22 年度の実績：7 人

(4) 圏域内市町村の障害福祉サービスの見込量等

① 訪問系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護	1,027 時間/月	1,167 時間/月	1,089 時間/月	1,529 時間	1,708 時間	1,887 時間
	64 人	65 人	73 人	105 人	115 人	122 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

② 日中活動系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
生 活 介 護	242 人日/月	387 人日/月	2,260 人日/月	5,831 人日/月	5,754 人日/月	5,646 人日/月
	19 人	27 人	124 人	309 人	305 人	298 人
自 立 訓 練 (機能訓練)	21 人日/月	51 人日/月	39 人日/月	39 人日/月	39 人日/月	39 人日/月
	4 人	4 人	2 人	2 人	2 人	2 人
自 立 訓 練 (生活訓練)	91 人日/月	88 人日/月	422 人日/月	424 人日/月	389 人日/月	353 人日/月
	6 人	5 人	24 人	24 人	22 人	20 人
就労移行支援	89 人日/月	113 人日/月	175 人日/月	245 人日/月	212 人日/月	87 人日/月
	4 人	6 人	9 人	13 人	12 人	5 人
就労継続支援 (A 型)	639 人日/月	488 人日/月	443 人日/月	490 人日/月	512 人日/月	534 人日/月
	26 人	19 人	21 人	22 人	23 人	24 人
就労継続支援 (B 型)	2,493 人日/月	3,076 人日/月	3,001 人日/月	3,684 人日/月	3,940 人日/月	4,094 人日/月
	136 人	162 人	185 人	216 人	225 人	235 人
療 養 介 護	一人	一人	一人	57 人	57 人	58 人
短 期 入 所	168 人日/月	203 人日/月	205 人日/月	259 人日/月	279 人日/月	291 人日/月
	26 人	27 人	28 人	41 人	46 人	50 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

③ 居住系サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
共同生活援助 共同生活介護	132 人	131 人	139 人	156 人	182 人	210 人
施設入所支援	1 人	3 人	100 人	262 人	253 人	231 人

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

④ 指定相談支援サービス

サービス種別	利用実績			利用見込		
	21 年度 (22 年 3 月)	22 年度 (23 年 3 月)	23 年度 (23 年 7 月)	24 年度 見込量	25 年度 見込量	26 年度 見込量
計画相談支援	－ 人/月	1 人/月	1 人/月	71 人/月	102 人/月	131 人/月
地域移行支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	11 人/月	4 人/月	5 人/月
地域定着支援	－ 人/月	－ 人/月	－ 人/月	6 人/月	15 人/月	8 人/月

※ 利用実績は、各年度欄に括弧で記載する月の利用実績

2 必要なサービスの供給体制の整備

(1) 日中活動系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23 年度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
生 活 介 護	390 人	圏域内事業所利用見込者数	393 人	389 人	381 人
		整備が必要と見込まれる数	3 人	－	－
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ケ所	－	－
自 立 訓 練 (機能訓練)	－	圏域内事業所利用見込者数	－	－	－
		整備が必要と見込まれる数	(2 人)	(2 人)	(2 人)
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	(1 ケ所)	－	－

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
自 立 訓 練 (生活訓練)	27 人	圏域内事業所利用見込者数	24 人	22 人	20 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労移行支援	12 人	圏域内事業所利用見込者数	11 人	10 人	9 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	—
就労継続支援 (A 型)	30 人	圏域内事業所利用見込者数	27 人	30 人	31 人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	1 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	—	—	1 ヶ所
就労継続支援 (B 型)	226 人	圏域内事業所利用見込者数	233 人	242 人	252 人
		整備が必要と見込まれる数	7 人	9 人	10 人
		整 備 が 必 要 と 見 込 ま れ る 事 業 所 数	1 ヶ所	—	1 ヶ所

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、圏域内市町村のサービス利用見込者数

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年度末)	項 目	24 年度	25 年度	26 年度
短 期 入 所	13 ヶ所	圏域内事業所利用見込者数	43 人	47 人	51 人
		整備が必要と見込まれる数	(43 人)	(47 人)	(51 人)

※「整備が必要と見込まれる数」の（ ）は、「圏域内事業所利用見込者数」が見込まれる場合には、その見込者数を、見込みがない場合には、圏域内市町村のサービス利用見込者数

(2) 居住系サービス

サービス 種 別	圏域内定員 見込(23年度末)	項 目	24年度	25年度	26年度
共同生活援助 共同生活介護	211人	圏域内事業所利用見込者数	204人	229人	257人
		整備が必要と見込まれる数	—	18人	28人
		整備が必要と 見込まれる事業所数	—	4ヶ所	6ヶ所
施設入所支援	340人	圏域内事業所利用見込者数	328人	322人	297人
		整備が必要と見込まれる数	—	—	—
		整備が必要と 見込まれる事業所数	—	—	—

3 今後の取組み

(1) サービス提供体制の充実

- 整備が必要と見込まれる生活介護、就労継続支援などのサービスについて、利用者等のニーズを把握するとともに事業者など関係機関と連携しながら、計画的に整備を進めていきます。
- サービスが不足している地域においても、障害のある人が身近なところでサービスが受けられるよう、中山間地域において新たに送迎付きの通所事業所を開設する事業者への助成や、あったかふれあいセンターの利用の促進などにより、サービス提供体制を充実します。
- 障害のある人の地域での自立した生活を支えるとともに、家族等の介護負担を軽減するため、事業所など関係機関と連携しながら、訪問系サービスをはじめ、短期入所など、在宅サービスの充実を図ります。
- 障害のある人が地域で自立した生活が送れるよう、就労移行支援や就労継続支援事業の充実を図り、職業訓練や就労の場を確保します。

(2) 住まいの場の確保

- 利用が多く見込まれるグループホーム等の整備については、施設整備などに対する助成を行いながら積極的に整備を進めるとともに、地域の遊休財産の活用や住宅の空き情報の共有化を図ることなどにより、地域での住まいの場の確保に取り組みます。

(3) 地域における支援体制の充実

- 指定相談支援事業所への相談支援業務の委託や地域自立支援協議会を活用することなどにより、身近な地域で必要なサービスが受けられよう、相談支援体制の充実を進めていきます。
- 障害のある人が地域で安定した生活を送れるよう、適切な医療が継続的に確保され、障害特性に応じたサービスが提供できるような体制づくりに取り組みます。

4. 用語集

<あ>

移動支援事業（いどうしえんじぎょう）

円滑に外出できるよう移動を支援するサービス。

アスペルガー症候群（あすぺるがーしょうこうぐん）

発達障がい の1つであり自閉症のタイプの1つ。興味、関心の偏りやコミュニケーションについての特異性が認められるものの、知的障がい がみられない障がい。

意識障がい（いしきしょうがい）

知覚、注意、認知、思考、判断、記憶などすべての精神活動の一過性ないし持続的な障がい。

うつ病（うつびょう）

抑うつ気分や悲哀感等の感情障がい、思考障がい、意欲低下、睡眠障がい、抑うつ状態の日内変動等を主症状とする情動性精神障がい。希死念慮（死にたいと願うこと）、自殺企図を示すこともある。

<か>

学習障がい：LD（がくしゅうしょうがい）

発達障がい の1つ。知的には問題が無いのに、読む・書く・計算するなど特定の分野において学習上著しく困難を生じる障がい。

家族会（かぞukai）

障がい者（児）を家族に持ち、同じ悩みや問題を抱える家族同士がともに集まった自助組織。悩みや問題点を共有し、情報交換を行いながら相互に支援していくセルフケア的機能と障がい者（児）の社会参加や権利擁護を要望していく社会改善的機能がある。

グループホーム（ぐるーぷほーむ）

共同生活援助。地域社会の中にある住宅（アパート、マンション、一戸建て等）において

数人の障がい者が共同で生活する形態で、専任の世話人によって、食事や日常生活に必要なサービスが提供される。

ケアホーム（けあほーむ）

共同生活介護。夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排泄、食事の介護等を行う。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

ケアを必要とする人が、常にそのニーズに合致した適切なサービスが受けられるように支援する一連の活動。

言語聴覚士（げんごちょうかくし）

音声機能、言語機能または聴覚に障がいのある人について、その機能の向上維持を図るため言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う人。

行動援護（こうどうえんご）

自己判断能力が制限されている人が行動する時に危険を回避するために必要な支援、外出支援を行えるようなサービス。

高次脳機能障がい（こうじのうきのうしょうがい）

交通事故や転落事故、スポーツ事故等によって脳に損傷を受ける、あるいは脳血管障がいの後の後遺症として、記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がいなどの認知障がいを生じること、日常生活・社会生活への適応が困難となる障がい。

広汎性発達障がい：PDD（こうはんせいはいったつしょうがい）

発達障がいの1つ。発達に歪みがあり、通常はしない得意な行動がみられる。

コミュニケーション支援事業（こみゅにけーしょんしえんじぎょう）

手話通訳・要約筆記者の派遣事業、手話通訳者を設置する事業、点訳・音訳等による支援事業などを行うサービス。

<さ>

災害時要援護者（さいがいじょうえんごしゃ）

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど、災害時に適切な防災行動を取ることが特に困難な人をいう。具体的には、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、傷病者、妊産婦、外国人などがあげられる。

施設入所支援（しせつにゅうしょしえん）

施設に入所する人に、夜間や休日、入所、排泄、食事の介護等を行うサービス。

自閉症（じへいしょう）

発達障がいの1つ。他者とのコミュニケーション能力の発達に遅れがでる障がい。先天性の脳機能障がいであり、育て方や生活環境で現れるものではない。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

福祉のニーズを持つ人々をはじめとする住民の福祉向上を図るために必要な福祉活動を自主的に進める民間団体であり、社会福祉法に基づき、全国・都道府県・区市町村のそれぞれに組織されている。住民や福祉施設、福祉団体、福祉にかかわる行政、ボランティア・町民団体、企業など公私の福祉関係者が広く参集し、ノーマライゼーションの理念に基づく権利としての福祉の実現をめざして、地域における総合的な福祉の推進を図るためにその活動を展開している。

重度訪問介護（じゅうどほうもんかいご）

重度の肢体不自由者でつねに介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行うサービス。

重度障害者等包括支援（じゅうどしょうがいしゃとうほうかつしえん）

介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行えるようなサービス。

就労移行支援（しゅうろういこうしえん）

一般企業への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。

就労継続支援（しゅうろうけいぞくしえん）

一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行うサービス。雇用型である A 型と非雇用型である B 型がある。

障がい児保育（しょうがいじほいく）

就学前の障がい乳幼児のための保育のこと。障がい児だけの集団を対象とするものと、障がい児と非障がい児を合わせた集団を合わせた集団を対象とする主に 2 つの保育形態がある。

障害者基本法（しょうがいしゃきほんほう）

日本における障がい者のための施策に関する基本的な事項を定めた法律。

障害者雇用率（しょうがいしゃこようりつ）

事業所に障がい者の雇用義務を課す割当雇用制度のことで、法定雇用率制度・義務雇用制度ともいう。日本では 1955 年の身体障害者雇用促進法で努力目標による雇用率を設置、1976 年の法改正で義務雇用制と雇用納付金制度が規定、身体障がい者に適用された。1988 年に全障がい者が対象となり、1998 年に知的障がい者を算定基礎に加えた法定雇用率が 1.8%とされた。

障害者自立支援協議会（しょうがいしゃじりつしえんきょうぎかい）

相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステム作りに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置するもの。

障害者自立支援法（しょうがいしゃじりつしえんほう）

身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することや、利用者負担などを定めた法律。

障害程度区分（しょうがいていどくぶん）

障害者自立支援法に定められている障害福祉サービスを利用する際の必要な区分。町もしくは町が委託した相談支援事業所が区分判定の調査を行い、その結果を基に町の審査会にて障害程度区分を認定する。区分は介護の必要度により、1 から 6 までの 6 段階に分けられる。

職場適応訓練（しょくばてきおうくんれん）

障がい者の雇用の促進等に関する法律、雇用対策法、雇用保険法等に基づき、都道府県知事が事業主に委託して障がい者の能力に適した作業に従事させ、その職場環境への適応を図ろうとするもので、1年以内の実施訓練を行う。訓練終了後は引き続きその事業所にて雇用されることを前提とする。訓練期間中、障がい者に対しては訓練手当が、事業主に対しては委託費が支給される。

ジョブコーチ（じょぶこーち）

障がい者の円滑な就労のため、職場内外の支援環境を整備する人。また、障害者就労移行支援事業所に勤務し、雇用先との調整を行ったり、障がい者の指導を行っている職員のことをジョブコーチという場合もある。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）（じりつくんれん）

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力向上のために必要な訓練を行うサービス。

心身障がい（しんしんしょうがい）

知能、言語、情緒、行為、身体機能等、心身の機能に障がいがある状態の総称。

身体障がい（しんたいしょうがい）

目や耳、手足、内臓などに一定程度以上の永続する障がいをいう。

身体障害者手帳（しんたいしょうがいしゃてちょう）

身体障害者福祉法に基づき、障がいの種類や程度により交付される手帳。障がいの程度は1級から6級まで。諸具合の種類は視覚障がい、聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・免疫機能障がいがある。障がい者を対象にしたサービスや制度を利用する際にはこの手帳を必要とする。

生活介護（せいかつかいご）

常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供するサービス。

精神医学ソーシャルワーカー（せいしんいがくそーしゃるわーかー）

精神保健福祉領域におけるソーシャルワーカー。保健所、精神病院、診療所、精神障害者福祉施設、作業所等において、精神障がいを持つ人やその家族を対象とし、精神障がい者に対する社会復帰や各種サービス、家族との調整を行う。

精神障がい（せいしんしょうがい）

精神機能の障がい（精神疾患）のため、長期にわたり日常生活または社会生活に制限を受け、何らかの支援を必要とする状態をいう。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

精神遅滞：MR（せいしんちたい）

発達障がいの1つ。発達に遅れがあり、日常生活を送る上で知的な面での支援が生じる障がい。

躁うつ病（そううつびょう）

統合失調症とならぶ二大内因性精神病の一つ。躁状態あるいはうつ状態という感情の障がいを基礎とする病態が、はっきりとした病期を限って交代的にあるいは周期的に出現し、通常、病期経過後に人格欠陥を残さずに完全な回復に至るもので感情病ともいわれる。

相談支援事業（そうだんしえんじぎょう）

障害者福祉に関する相談に応じ、情報の提供、助言、権利擁護を行うサービス。

<た>

多動（たどう）

注意欠陥多動性障がい（ADHD）の中心症状の一つ。基本的な症状は多彩で不均一なところがあるが、注意散漫、注意の持続が短い、衝動性、易興奮性、低い社会性、一部の固執性、不器用などである。

短期入所（たんきにゅうしょ）

ショートステイ。家庭等で障がい者の介護を行う人が、病気、冠婚葬祭、事故等の社会的理由やその他の私的理由によって、一時的に介護が困難になった場合などに、障がい者が一時的に障害者支援施設等を利用し、必要な介護などを受けるサービス。

地域活動支援センター機能強化事業（ちいきかつどうしえんせんたーきのうきようかじぎょう）

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流を行うサービス。

地域生活支援事業（ちいきせいかつしえんじぎょう）

地域の実情に応じて、相談支援や日常生活用具の給付、移動支援などの生活をサポートする事業。必須事業と任意事業に分けられる。

知的障がい（ちてきしょうがい）

知的機能の障がいが発達期（おおむね 18 歳）までにあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの支援を必要とする状態をいう。

注意欠陥/多動性障がい：AD/HD（ちゅういけっかん/たどうせいしょうがい）

発達障がいの 1 つ。集中力が持続しない、不注意、多動などの症状がみられ、集団生活への適応が困難な障がい。

聴覚障がい（ちょうかくしょうがい）

難聴、失調、中途失聴（成長して聴覚を失うこと）といった聴覚の障がい。身体障害者手帳を持つことで障害福祉サービスを利用できる。

聴能士（ちょうのうし）

聴能訓練士とも呼ぶ。聴覚障がい者に対して、医師の指示の下に聴覚検査や評価治療、聴能訓練、補聴器の選択、指導などのリハビリテーションを行う専門職のこと。

デイサービス（でいさーびす）

在宅の障がい者の自立の促進、生活の改善、身体機能の維持向上などを図ることができるように、通所によって創作的活動や機能訓練、入浴・飲食サービスなどを提供することにより、障がい者の自立と社会参加を促進するサービス。

同行援護（どうこうえんご）

平成 23 年 10 月 1 日から開始となった重度視覚障がい者の外出を支援するサービス。

統合失調症（とうごうしちょうしょう）

患者の思考・感情・知覚・行動に大きく影響する精神疾患。ただし、罹患前の知能への影響は及ばない。急性期には陽性症状（妄想、幻聴、混乱、興奮）と陰性症状（感情鈍麻、思考・意欲の減退）の多様な症状が出現する。

＜な＞

日常生活用具給付等事業（にちじょうせいかつようぐきゅうふとうじぎょう）

重度障がい者に日常生活用具等を給付または貸与する事業。

日中一時支援事業（にっちゅういちじしえんじぎょう）

障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を図るためのサービス。

ノーマライゼーション（のーまらいぜーしょん）

障がいのあるなしや、年齢、性別にかかわらずともに支えあい、互いを支えあいながら安心して豊かに暮らせる社会づくりという考え方。

<は>

発達障がい（はったつしょうがい）

乳児期から幼児期にかけて発達の「遅れ」や質的な「歪み」、または機能の修得が困難となる心身の障がい。

大きく、広汎性発達障がい（こうはんせい はったつしょうがい）、精神遅滞（せいしんちたい）、学習障がい・注意欠陥/多動性障がい（がくしゅうしょうがい・ちゅういけっかん/たどうせいしょうがい）に分類される。

バリアフリー（ばりあふりー）

高齢者や障がい者の歩行、住宅のなどの出入りを妨げる物理的障がいがなく、動きやすい環境をいう。今日では物理的な障壁を取り除くことだけでなく、制度的、心理的、情報等障がい者を取り巻く生活全般に関連している障壁（バリアー）を取り除く（フリー）ことをいう。

福祉的就労（ふくしてきしゅうろう）

就労移行支援サービス、就労継続支援サービスや小規模作業所等において提供される労働の場があり、そこで働くことをいう。自立、更生を促進し、就労または技能の修得のために必要な機会及び便宜を与えてその自立を助長すること、生きがいをつくることを目的とする。

放課後等デイサービス（ほうかごとうでいさーびす）

障がいのある子どもの放課後や夏休みなどの居場所として支援を行うサービス。

ホームヘルプ（ほーむへるぷ）

居宅介護。自宅で、入浴、排泄、食事の介護を行うホームヘルプサービス。

<ま>

耳マーク（みみまーく）

耳が不自由である、という自己表示が必要ということで考案されたシンボルマーク。

「聴覚障がい者を社会一般に認知してもらい、理解を求める」、「住みよい社会への協力を求めて行くように」「公共機関、各関係機関の窓口などで後回しにされたり危険な目にあわないために」という3点の普及趣旨から成り立っている。

民生委員（みんせいいいん）

民生委員法に基づき、社会奉仕の精神を持って、つねに住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めることを任務として市町村の区域に配置されている民間の奉仕者。

<や>

ユニバーサルデザイン（ゆにばーさるでざいん）

はじめからバリアを作らず、障がいの有無や年齢などにかかわらず誰にとっても利用しやすいような配慮の基に、「まちづくり」や「ものづくり」を考案・設計しようとする考え方。

<ら>

リハビリテーション（りはびりてーしょん）

障がい者の機能回復や維持にとどまらず、人間としての尊厳を維持し、地域において障がい者の自立と参加を目的としたノーマライゼーションを目指す理念。

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいがあると判断された人に対し交付される手帳。この手帳を持つことで福祉サービスの利用や交通費などの助成制度を利用することができる。

療養介護（りょうようかいご）

医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行うサービス。

レスパイト（れすぱいと）

障がい児（者）のケアを一時的に代替し、介護家族に日頃の心身の疲労を回復し、リフレッシュを図ってもらうこと。

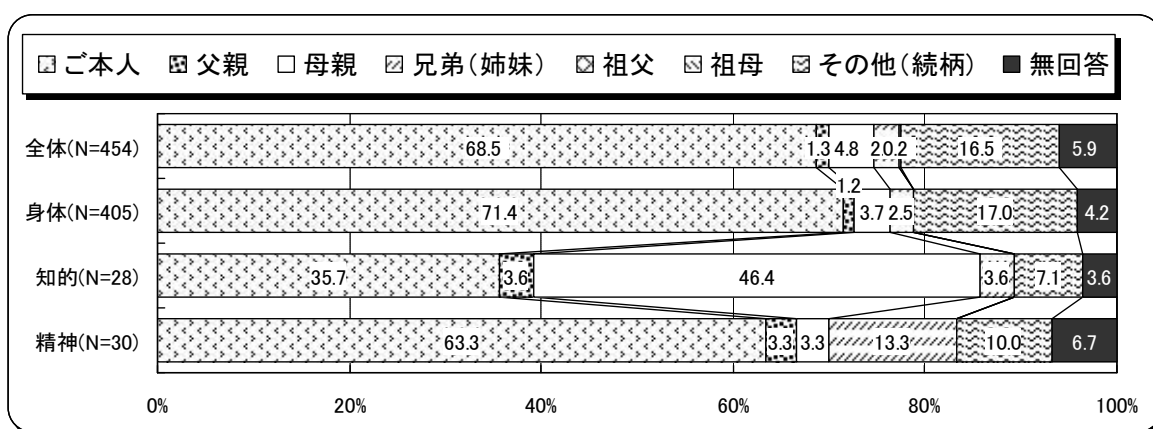
5. アンケート調査結果

問1 調査回答者

調査に回答されるのはどなたですか。（単数回答）

調査票への回答については、身体と精神では「ご本人」が最も多く、それぞれ71.4%、63.3%を占めています。

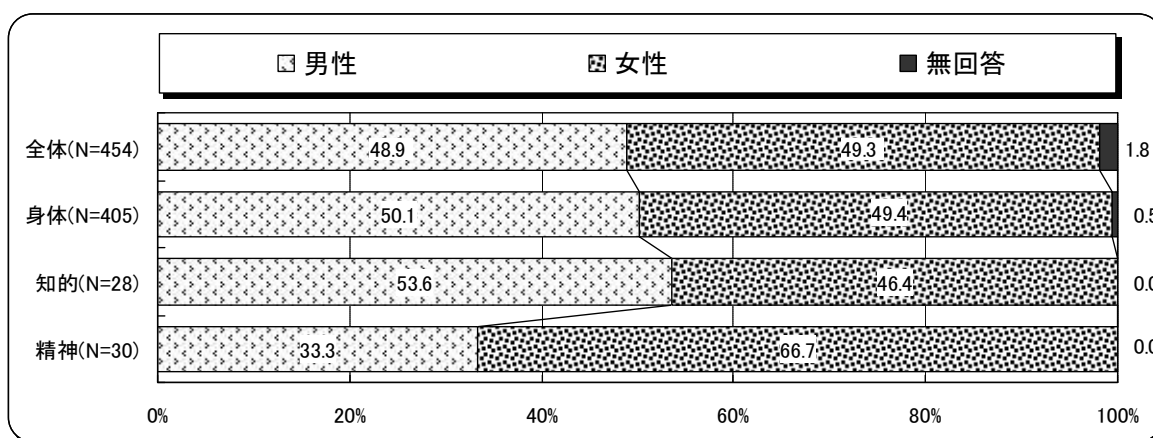
一方、知的では対象者の年齢が比較的低いこともあり、「母親」の割合が46.4%と高くなっています。



問2 性別

あなたの性別は次のうちどれですか。（単数回答）

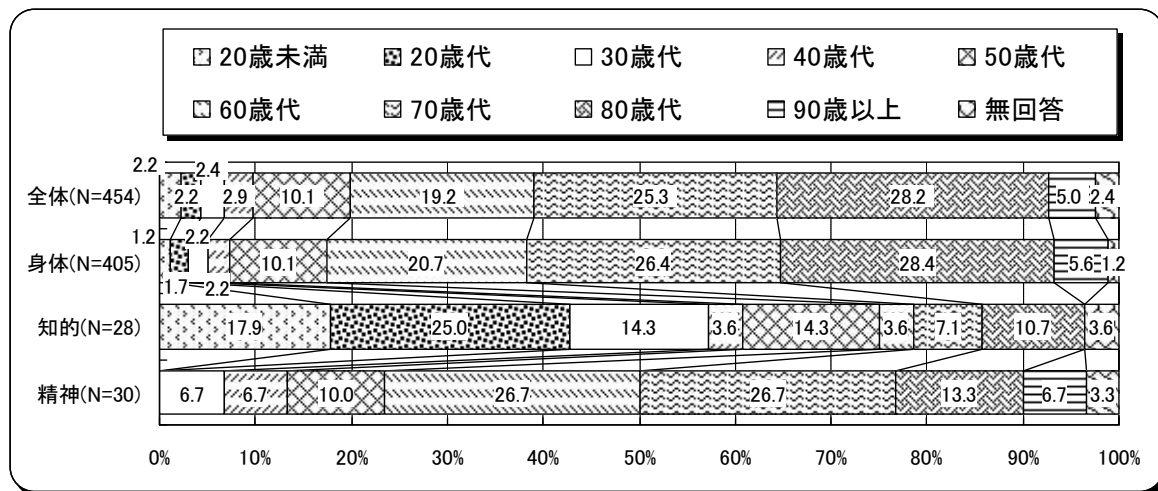
調査対象者の性別について、身体と知的ではともに「男性」が「女性」をわずかに上回っているものの、精神では「女性」が「男性」の約2倍となっています。



問3 年齢

あなたの年齢をご記入ください。(平成23年9月1日現在)(数値記入)

身体と精神では60歳代から80歳代の占める割合が高く、高齢者が多いことを示しています。一方、知的では10歳代から30歳代の占める割合が高く、若年世代が多いことを示しています。

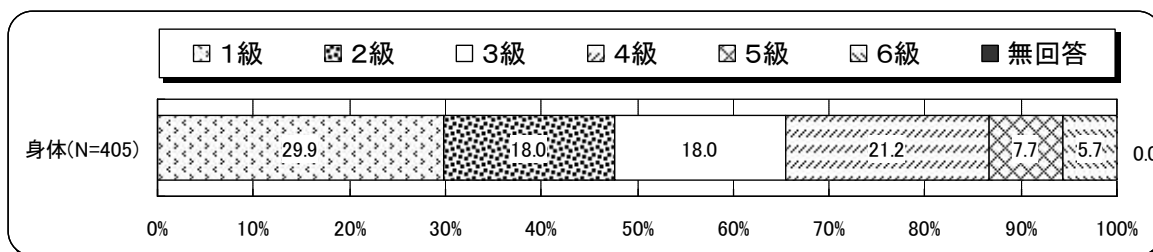


問4 障がい状況

あなたの障がいについてお答えください。(複数回答)

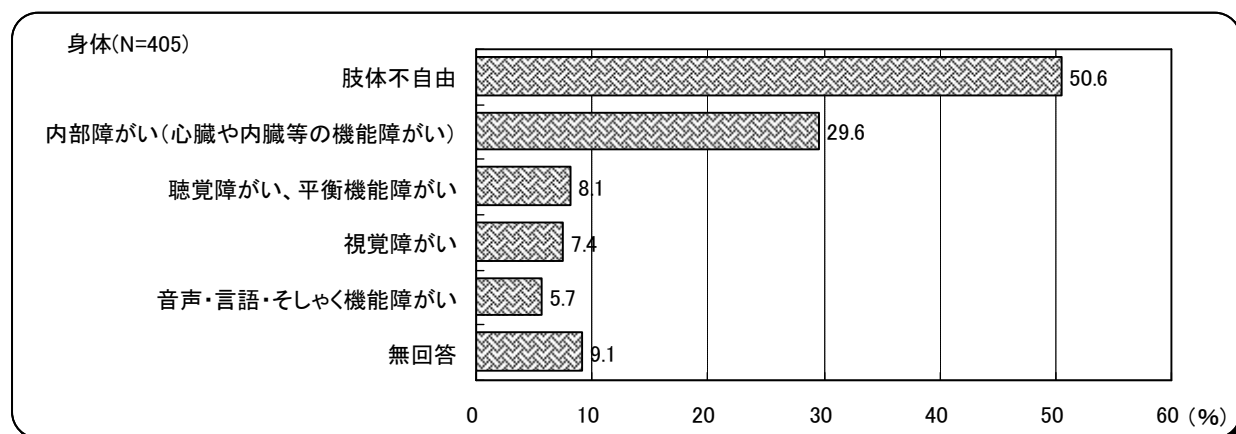
【(1)身体障害者手帳】

身体障害者手帳をもっている人は、回答者全体の94.6%にあたる405人で、その障がいの等級では、「1級」が29.9%と高く、1級と2級で5割近くを占めるなど重度の割合が高くなっています。



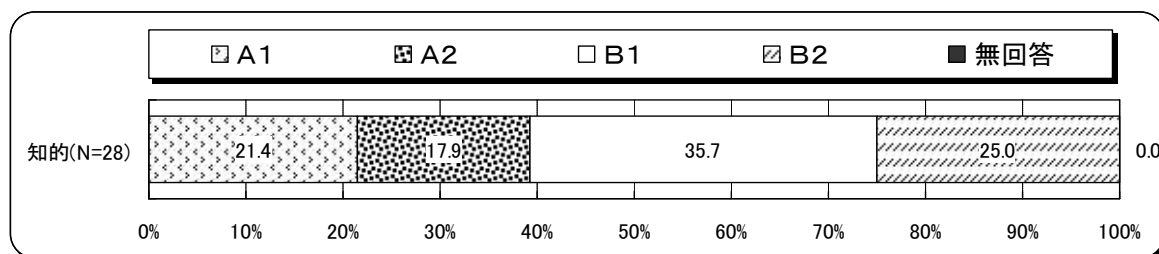
【(1)－1 障がいの部位】

身体障がいの部位では「肢体不自由」が50.6%で最も多く、次いで「内部障がい」(29.6%)の順となっています。



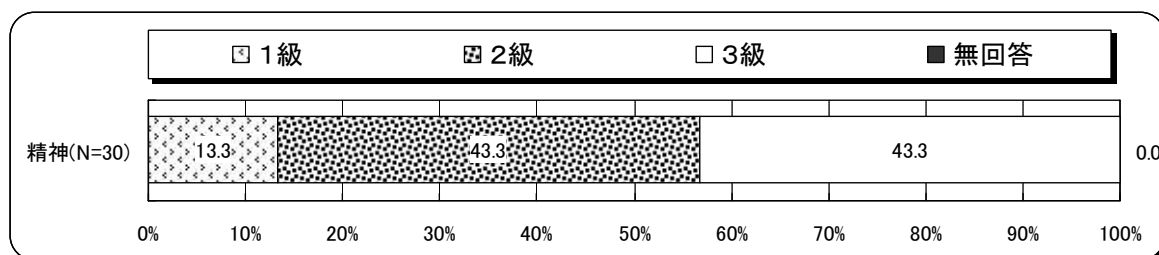
【(2)療育手帳】

療育手帳をもっている人は、回答者全体の6.5%にあたる28人で、その障がいの程度では、「B1」が35.7%と高くなっています。



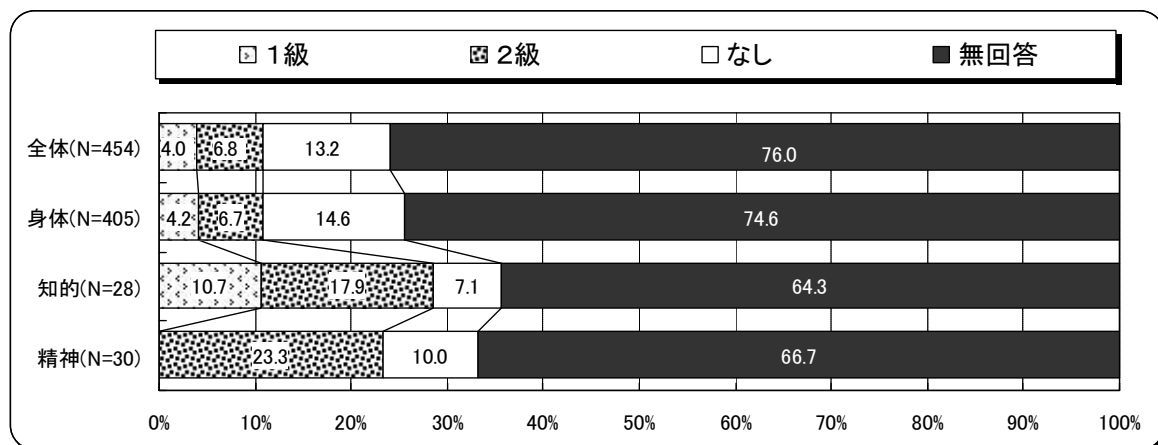
【(3)精神障害者保健福祉手帳】

精神保健福祉手帳をもっている人は、回答者全体の7.0%にあたる30人で、その障がいの程度では、「2級」と「3級」がともに43.3%と高くなっています。



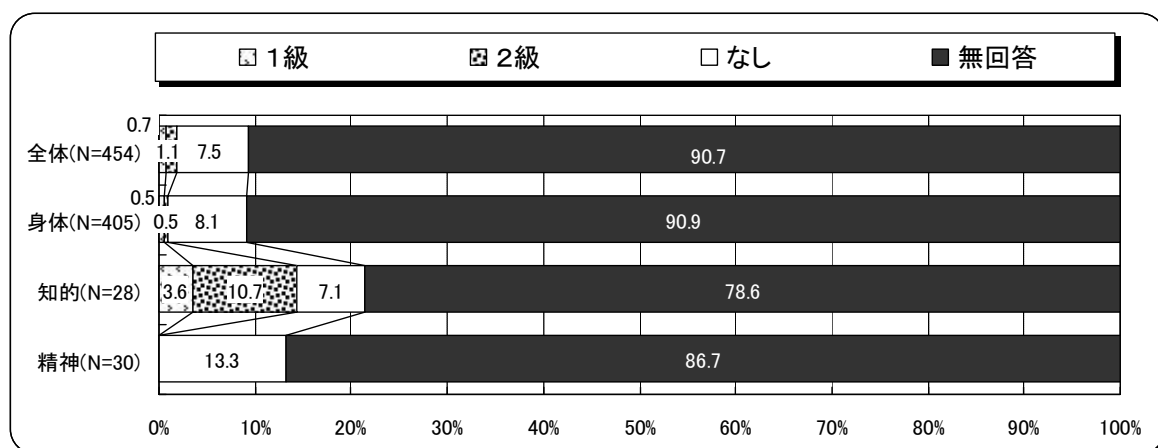
【(4)障がい基礎年金】

障がい基礎年金を受けている人は、身体で 10.9%、知的で 28.6%、精神で 23.3%となっています。



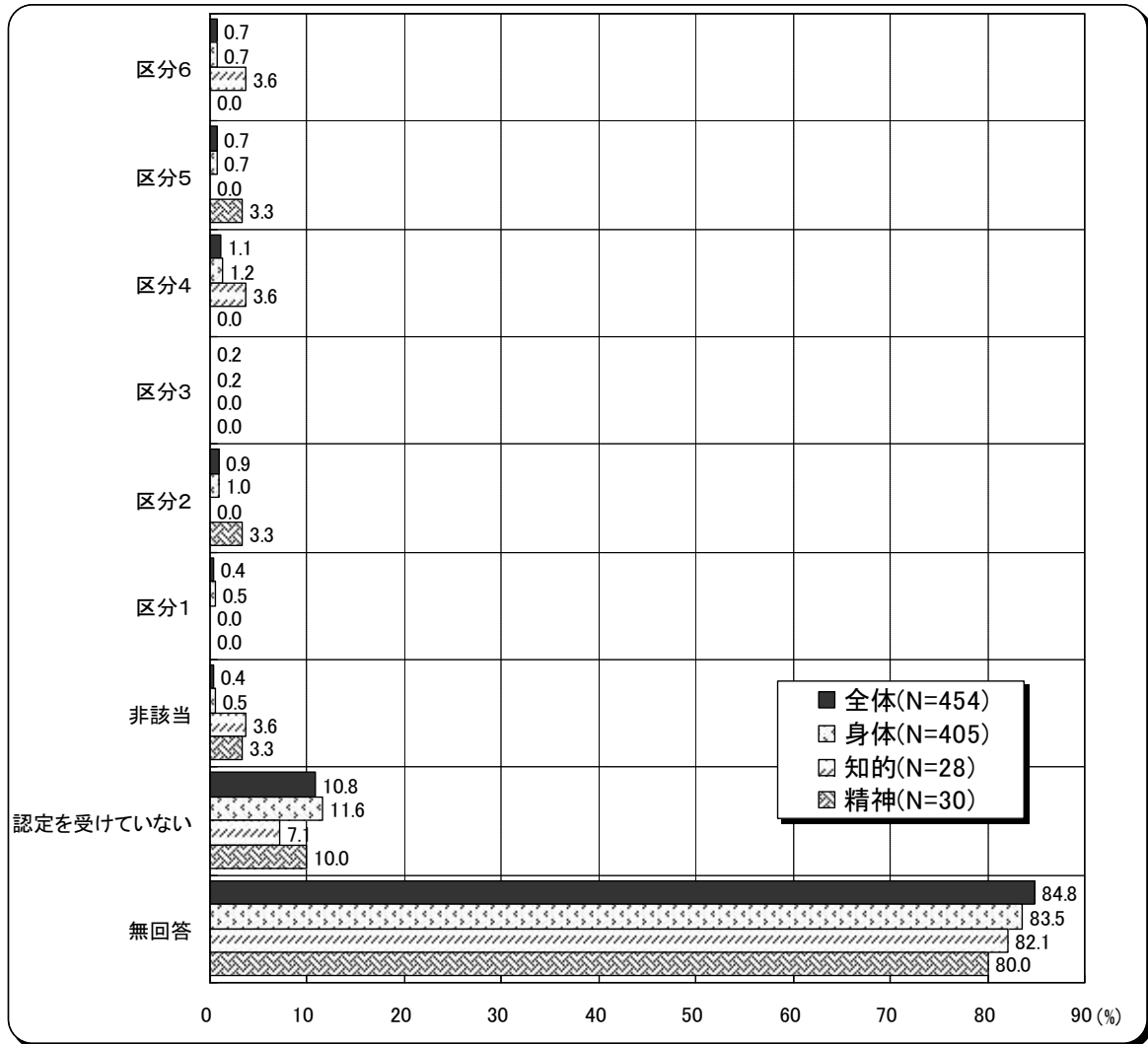
【(5)特別児童扶養手当】

特別児童扶養手当を受けている人は、身体で 1.0%、知的で 14.3%、精神で 0%となっています。



【(6)障がい程度区分】

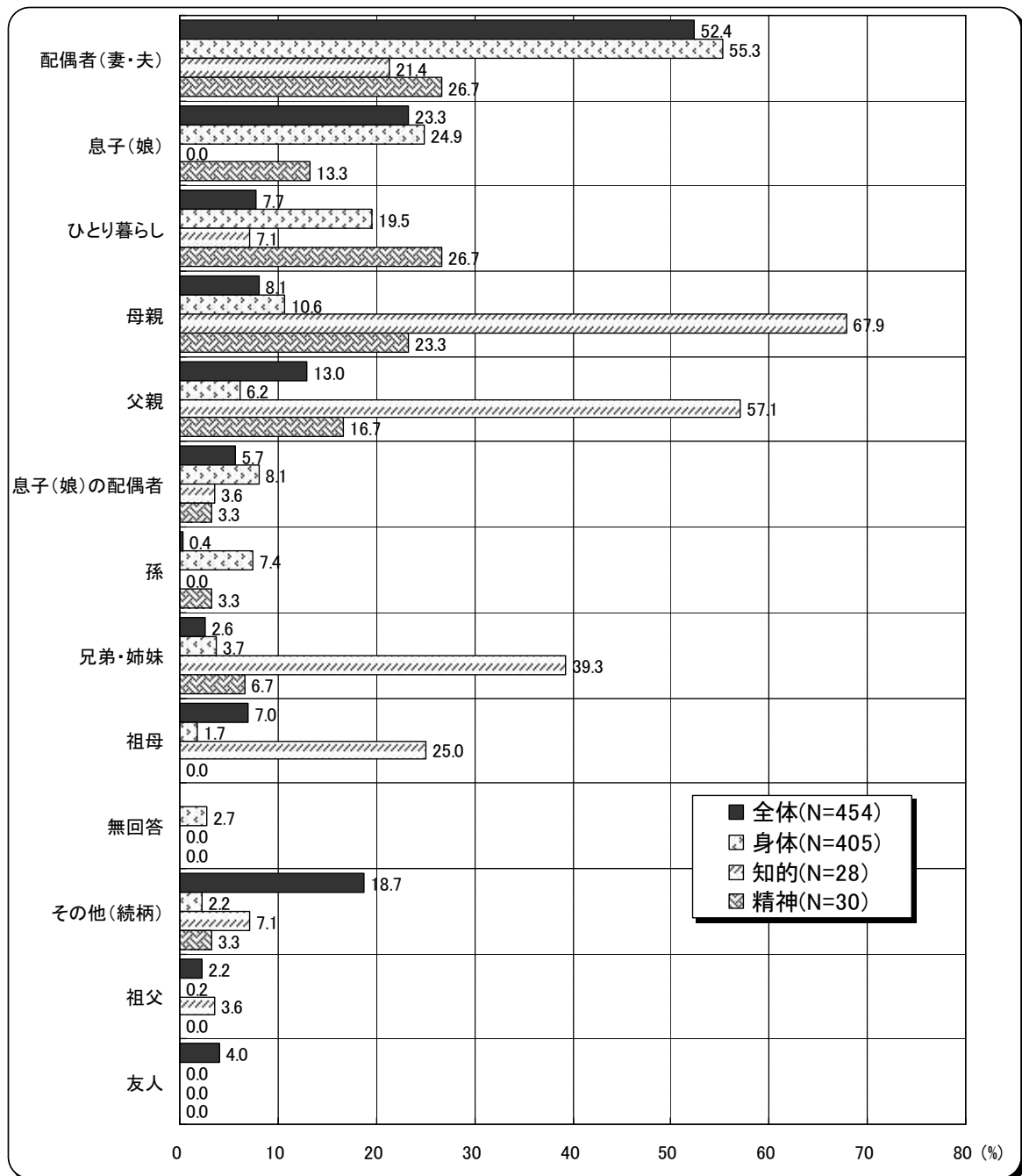
3障がいとともに区分認定を受けている人の割合は1割程度となっています。



問5 同居状況

現在、いっしょに暮らしている人はだれですか。(複数回答)

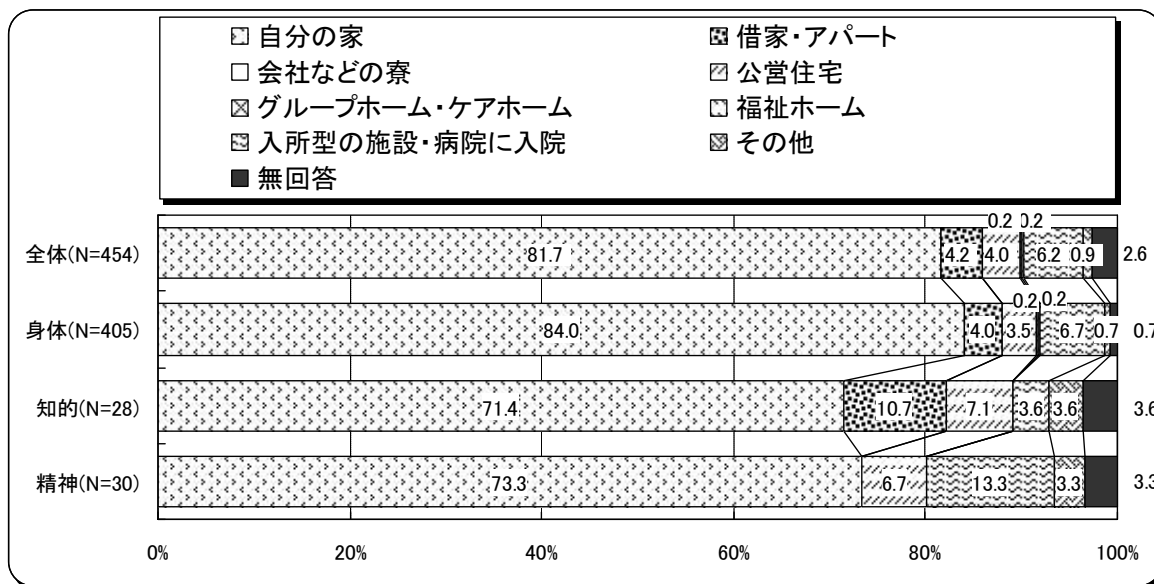
現在の同居者は年齢特性を反映し、身体は「配偶者」(55.3%)、知的は「母親」(67.9%)、「父親」(57.1%)、精神では「配偶者」と「ひとり暮らし」(ともに 26.7%)の割合が高くなっています。



問6 居住場所

現在のお住まい、生活の場はどこですか。(単数回答)

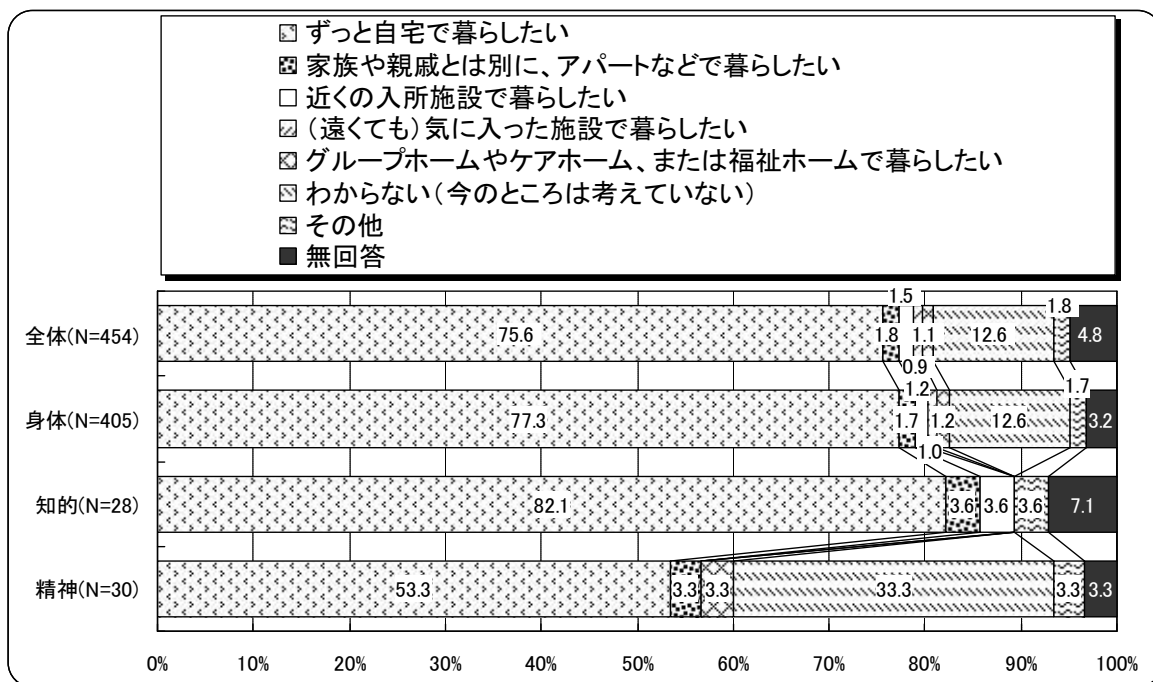
現在の生活の場は、3障がいとも「自分の家」が多くなっています。



問7 将来の暮らし方の希望

あなたは将来(3年後くらい)、どんなところで暮らしたいですか。(単数回答)

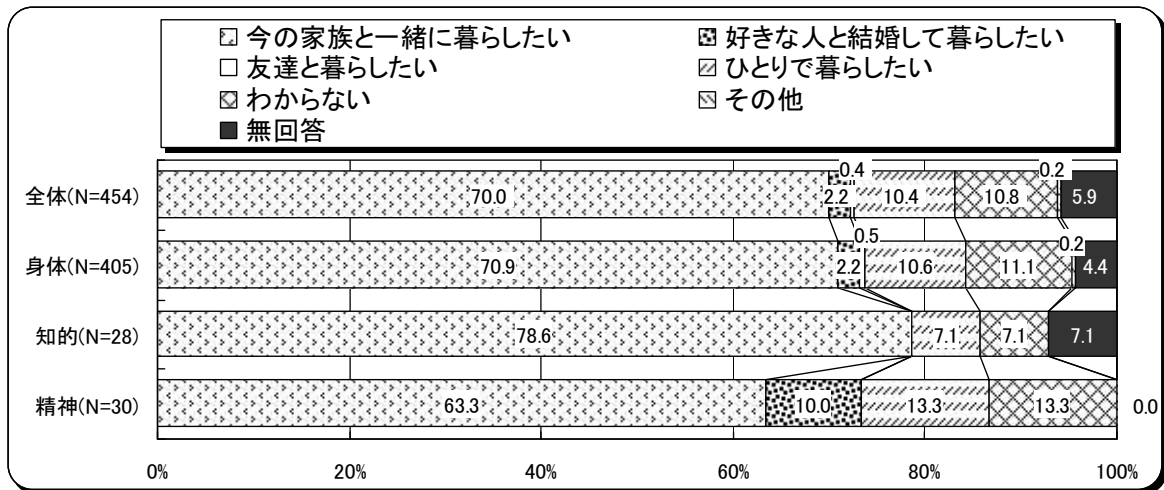
今後の暮らし方への希望では、3障がいとも「ずっと自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。



問8 同居者の希望

あなたは将来(3年後くらい)、誰と暮らしたいのですか。(単数回答)

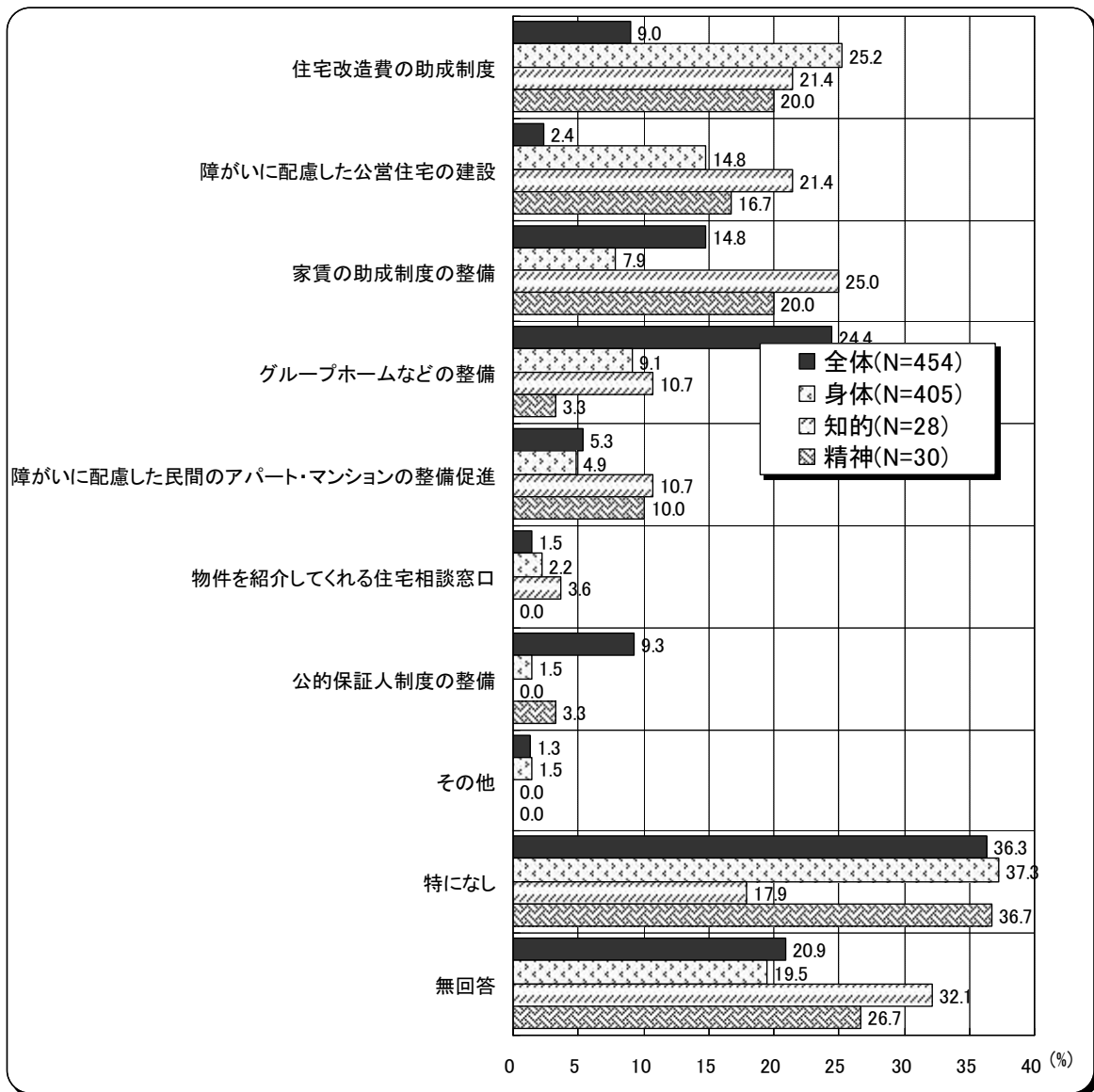
同居者に関する希望では、3障がいとも「今の家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。



問9 希望する住宅対策

住宅対策として望むことはなんですか。(複数回答)

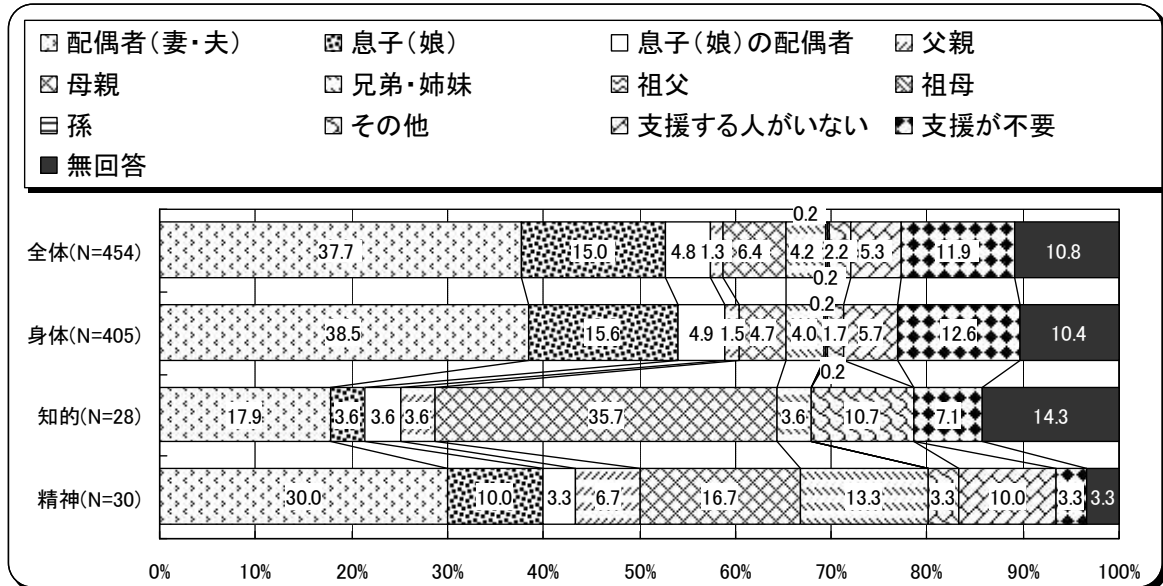
希望する住宅対策としては「特になし」が高いものの、それ以外では身体と精神で「住宅改造費の助成制度」、知的と精神「家賃の助成制度の整備」が最も高くなっています。



問 10 主な家族介助者

おもにあなたの身の回りのお世話(支援)をする家族はどなたですか。(単数回答)

主な介助者では、身体と精神は「配偶者」、知的は「母親」の割合が高くなっています。



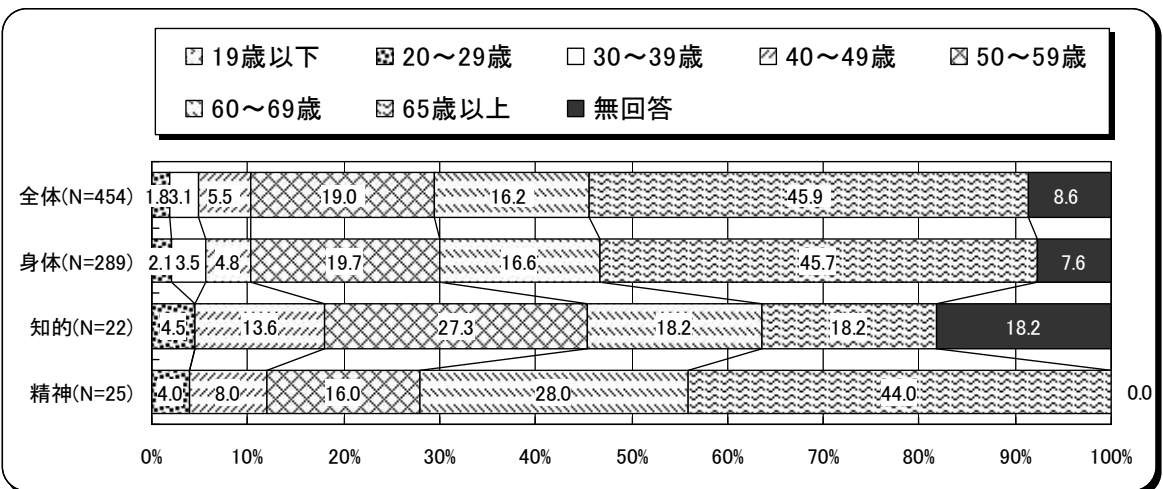
問 11 家族介護者の年齢

《問 10 で 1～10 と回答した方》

おもにあなたの身の回りのお世話(支援)をする家族の年齢についてお答えください。

(単数回答)

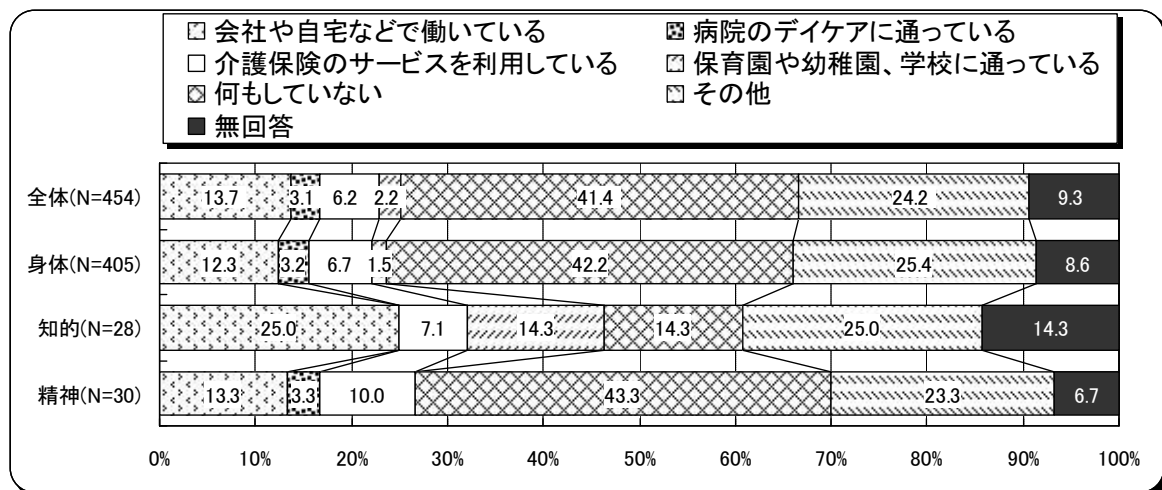
家族介護者の年齢について、3障がいともに 50 歳以上の割合が高くなっています。



問 12 日中活動

あなたは現在、日中はおもにどのように過ごしていますか。(単数回答)

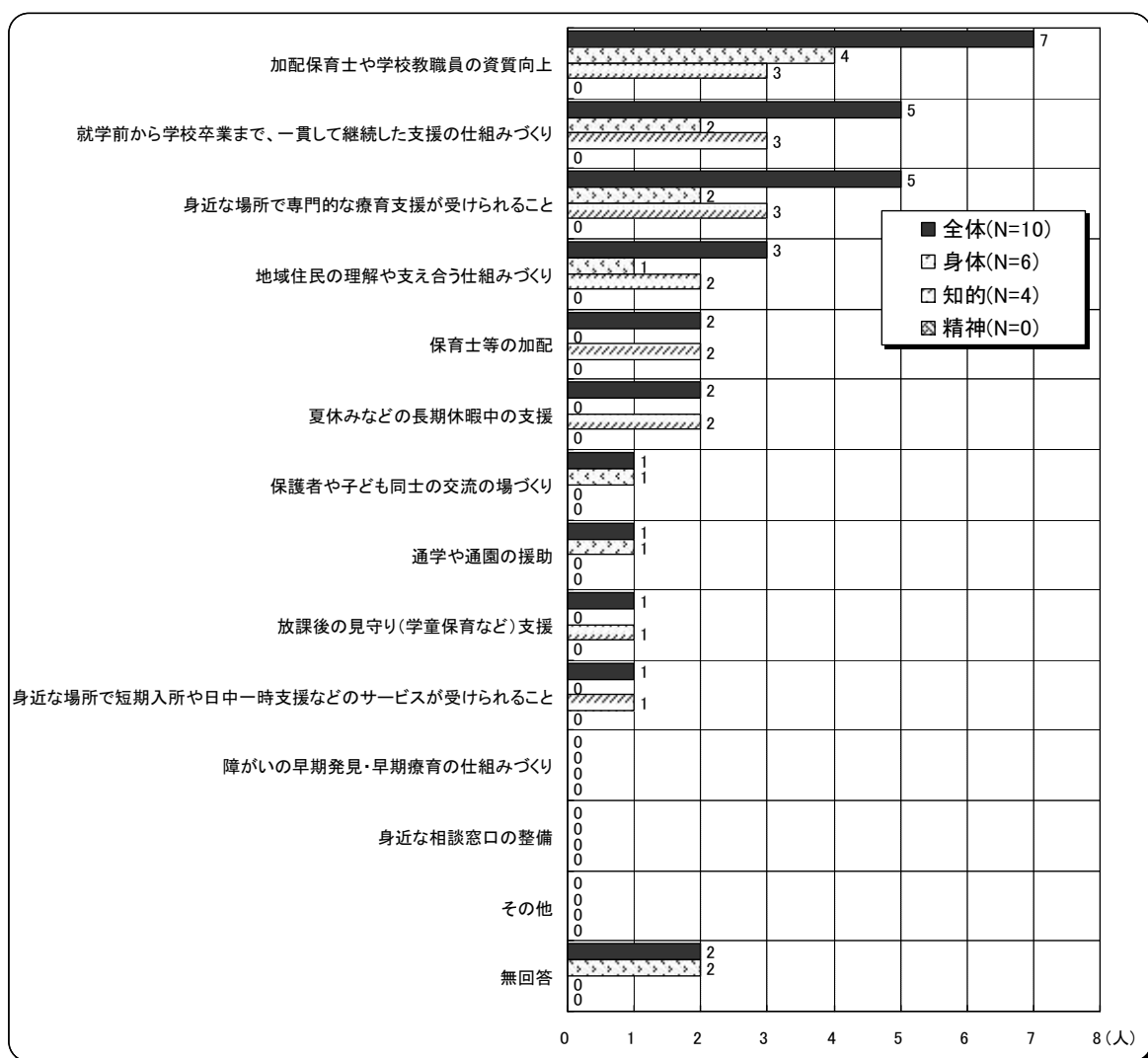
日中の過ごし方では、身体と精神は「何もしていない」の割合が高く、知的では「会社や自宅などで働いている」「その他」の割合が高くなっています。



問 13 教育環境について必要だとおもう支援

《問 12 で「4 保育園や幼稚園、学校に通っている」と回答した方》
次の項目の中で必要だと思うことや、必要だと思う支援はなんですか。(複数回答)

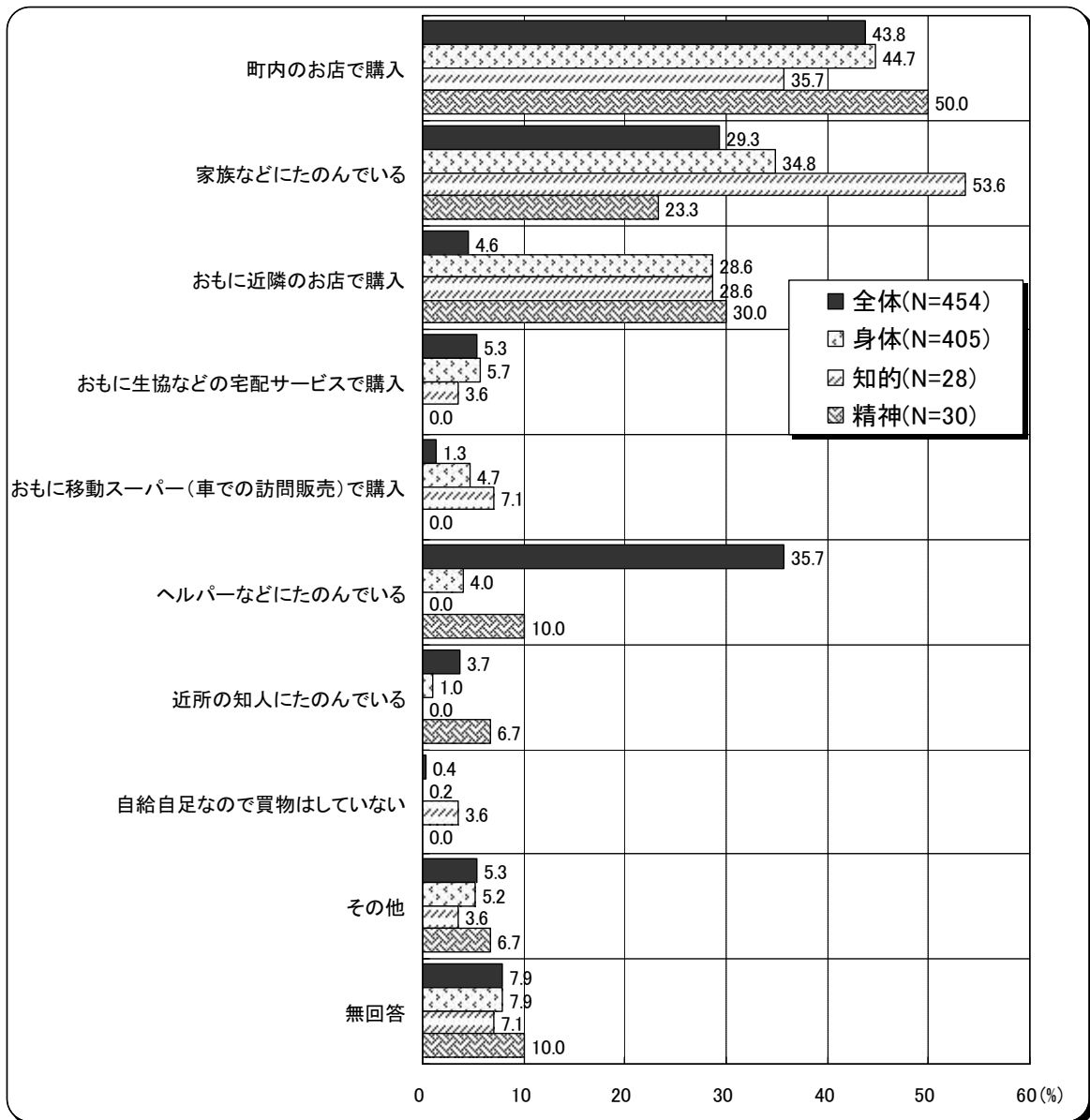
保育園や幼稚園、学校に通っている方に望ましい就学環境をたずねたところ、身体では6人中4人が「加配保育士や学校教職員の資質向上」を、また、知的では4人中3人が、それに加えて「就学前から学校卒業まで、一貫して継続した支援の仕組みづくり」、「身近な場所で専門的な療育支援が受けられること」を選んでいきます。なお、精神は本問への該当者がいません。



問 14 買物

買物はどのようにされていますか。(主なもの2つまで)

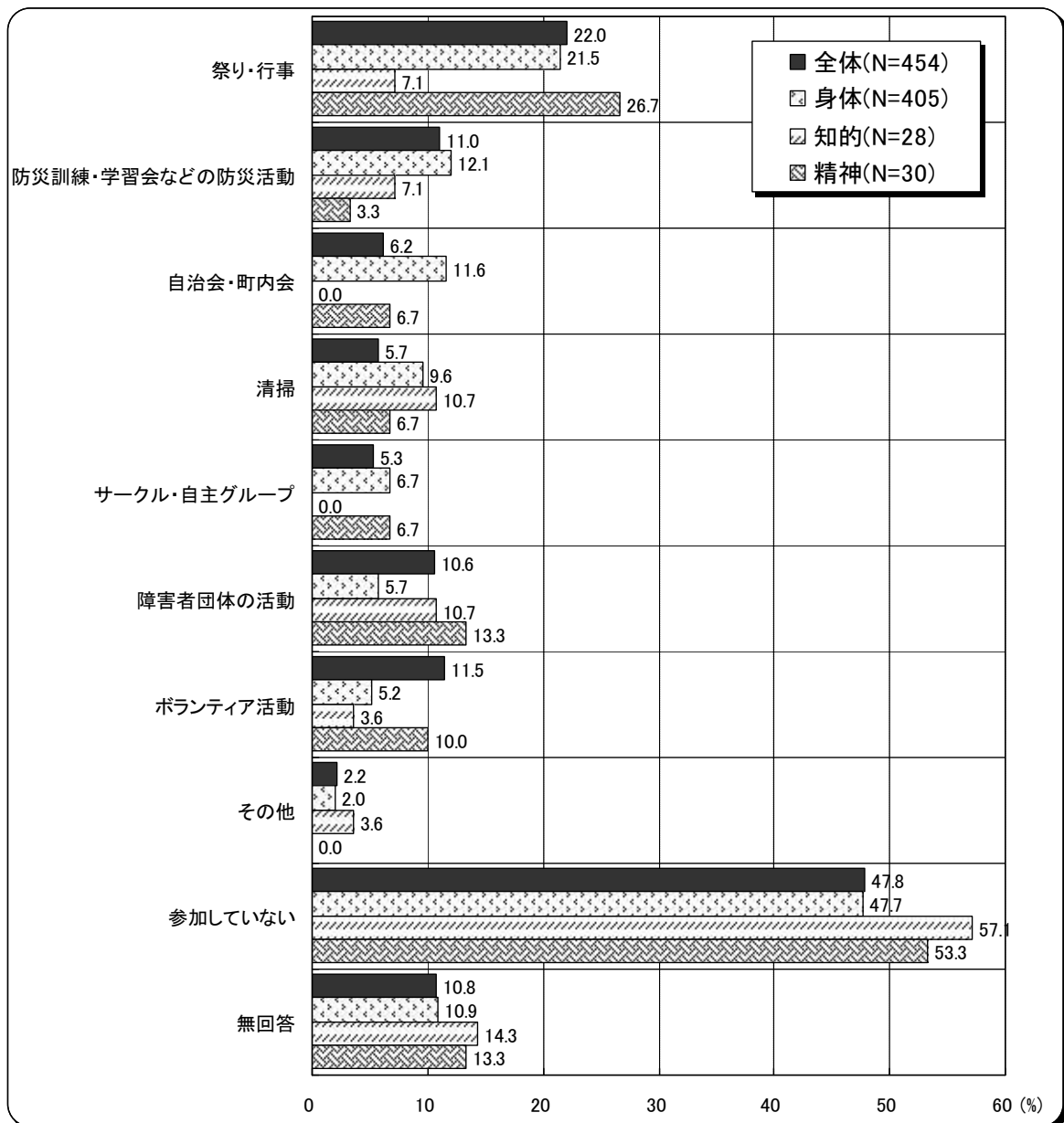
買物については、身体と精神では「町内のお店で購入」が最も多く、知的では「家族などにたのんでいる」が最も多くなっています。



問 15 地域活動への参加

地域活動などに参加していますか。(複数回答)

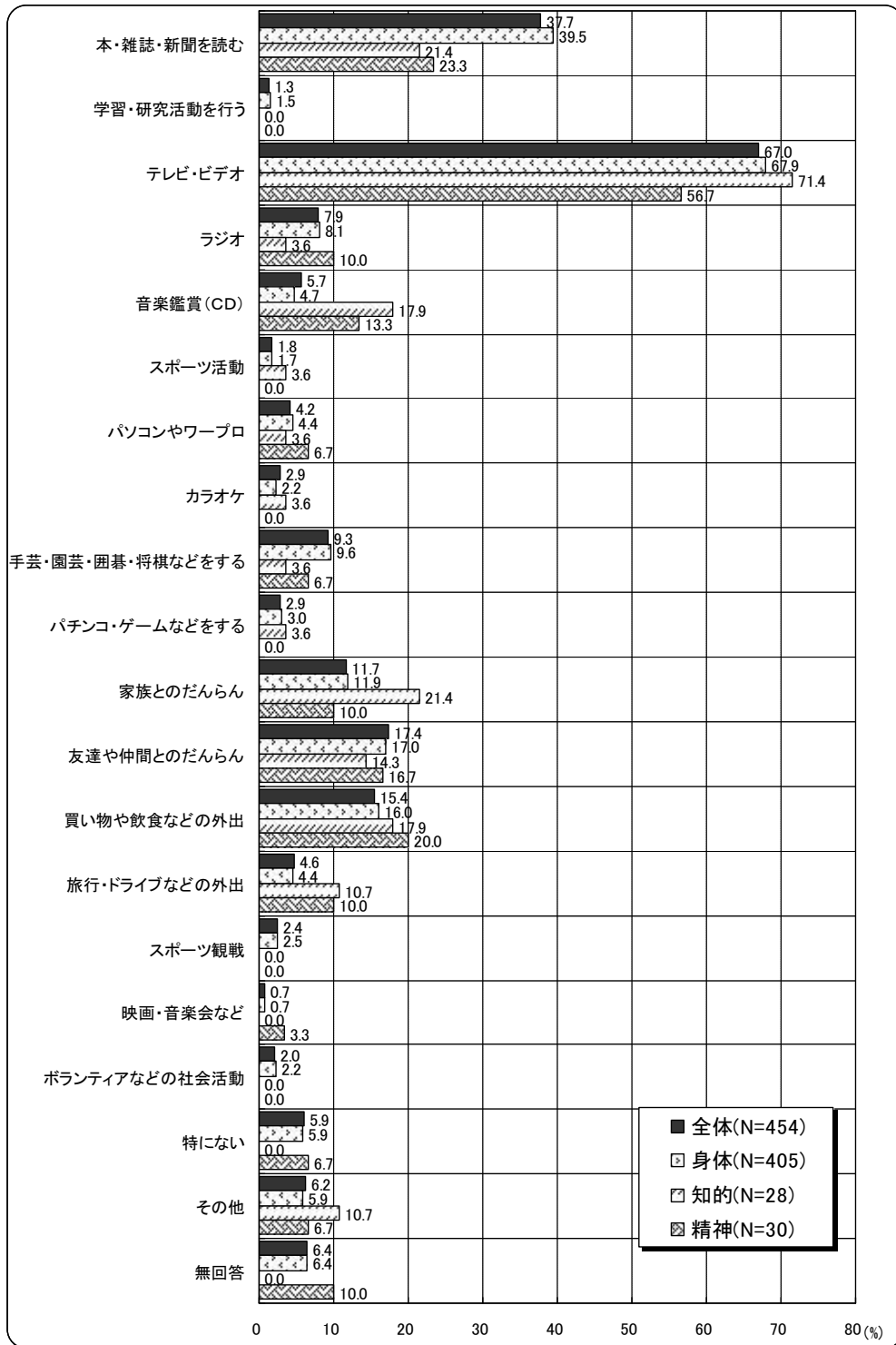
地域活動への参加状況は3障がいとも「参加していない」が最も多く、回答者の約半数が参加していないと回答しています。また、それ以外の回答では、身体と精神は「祭り・行事」、知的は「清掃」と「障害者団体の活動」が比較的多くなっています。



問 16 余暇時間の過ごし方

余暇時間を主にどのように過ごしていますか。(主なもの3つまで)

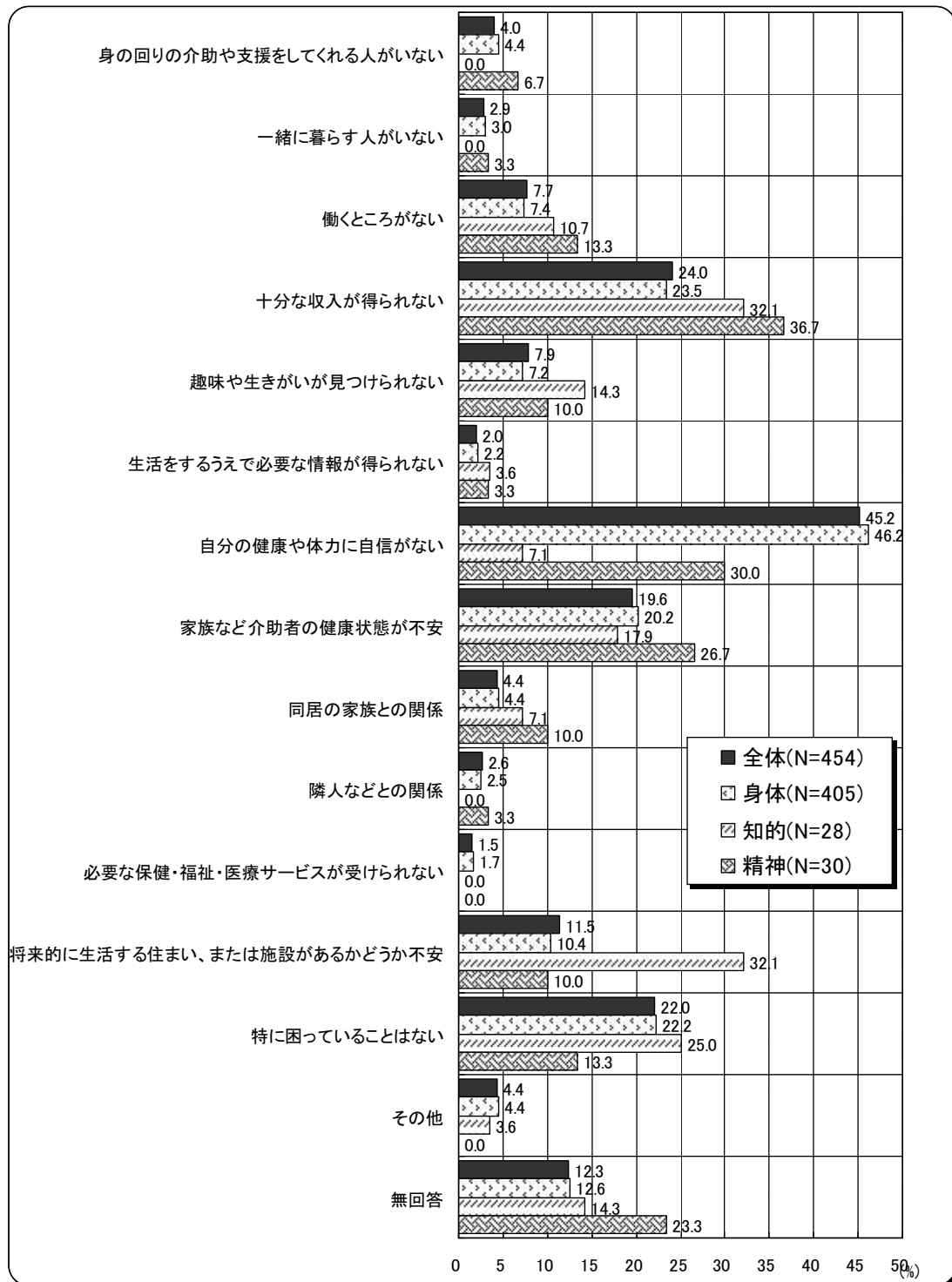
余暇時間の過ごし方では、3障がいとも「テレビ・ビデオ」が突出して多くなっています。



問 17 現在の悩み

現在の生活で、困っていることや不安に思っていることがありますか(主なもの3つまで)

現在の生活での悩みでは、身体では「自分の健康や体力に自信がない」、知的では「十分な収入が得られない」「将来的に生活する住まい、または施設があるかどうか不安」、精神では「十分な収入が得られない」が最も多くなっています。

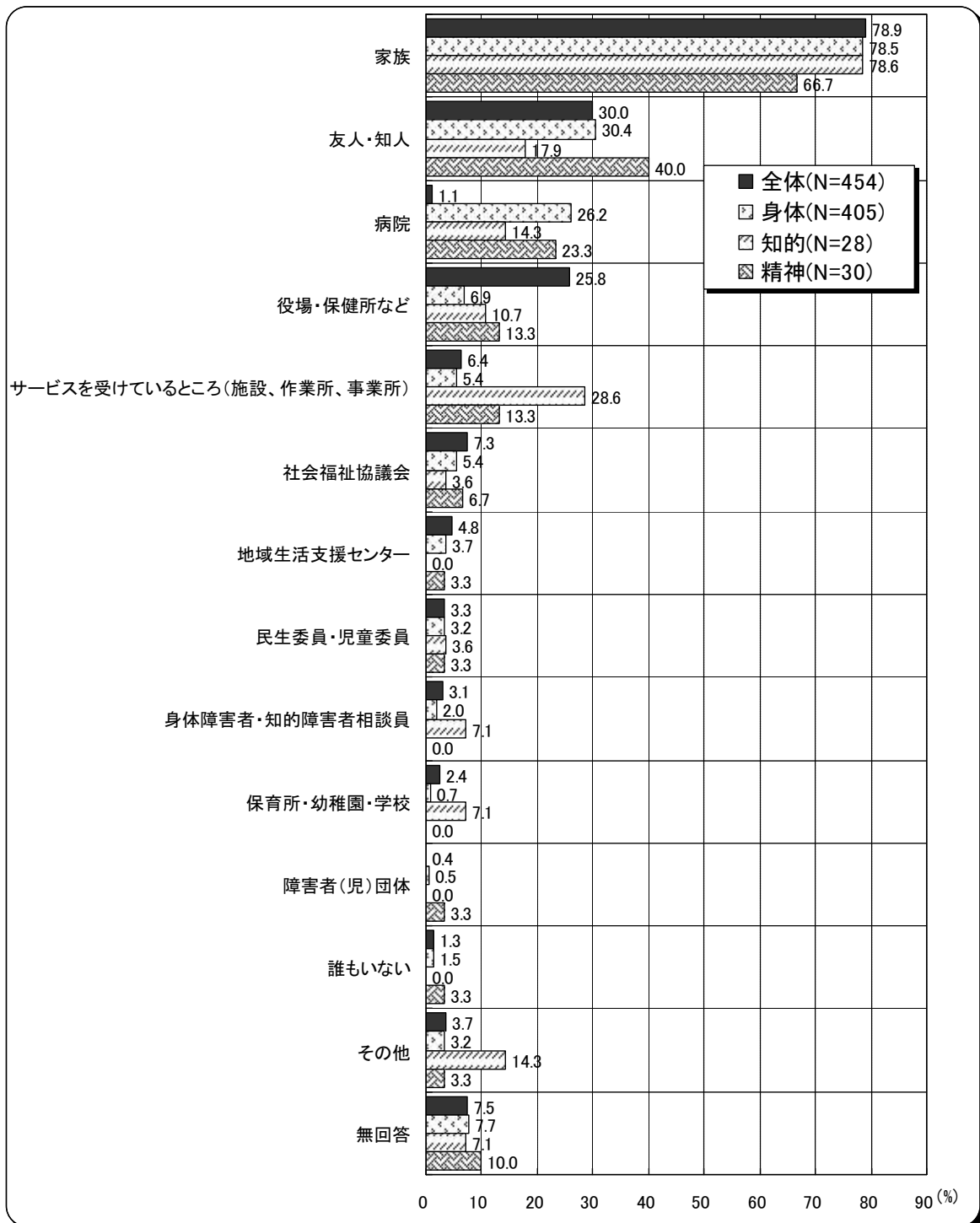


問 18 主な相談相手

悩みや困ったことを相談するのは誰ですか。(主なもの3つまで)

悩みなどの相談先には3障がいとともに「家族」が最も多くなっています。

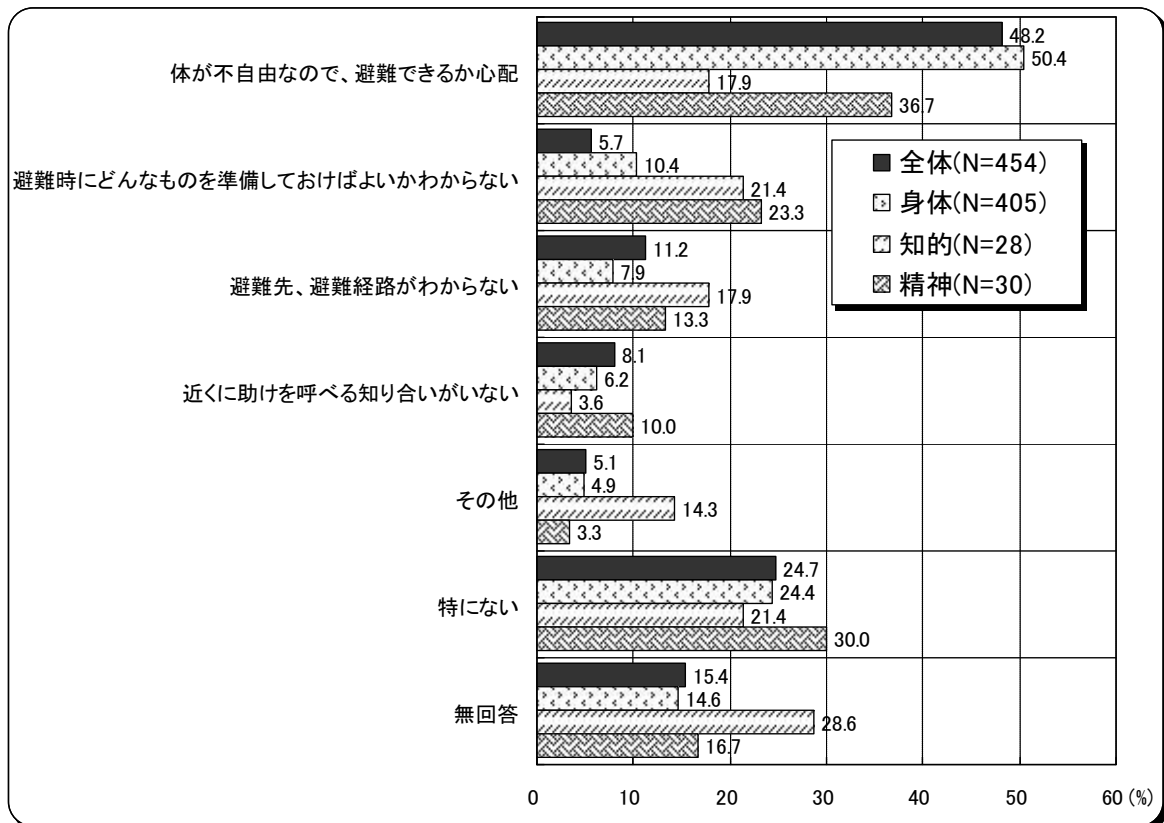
また、知的では「サービスを受けているところ（施設、作業所、事業所）」の割合も高くなっています。



問 19 災害時に不安に思うこと

地震や豪雨などの災害が起きたときに不安に思うことはなんですか。(複数回答)

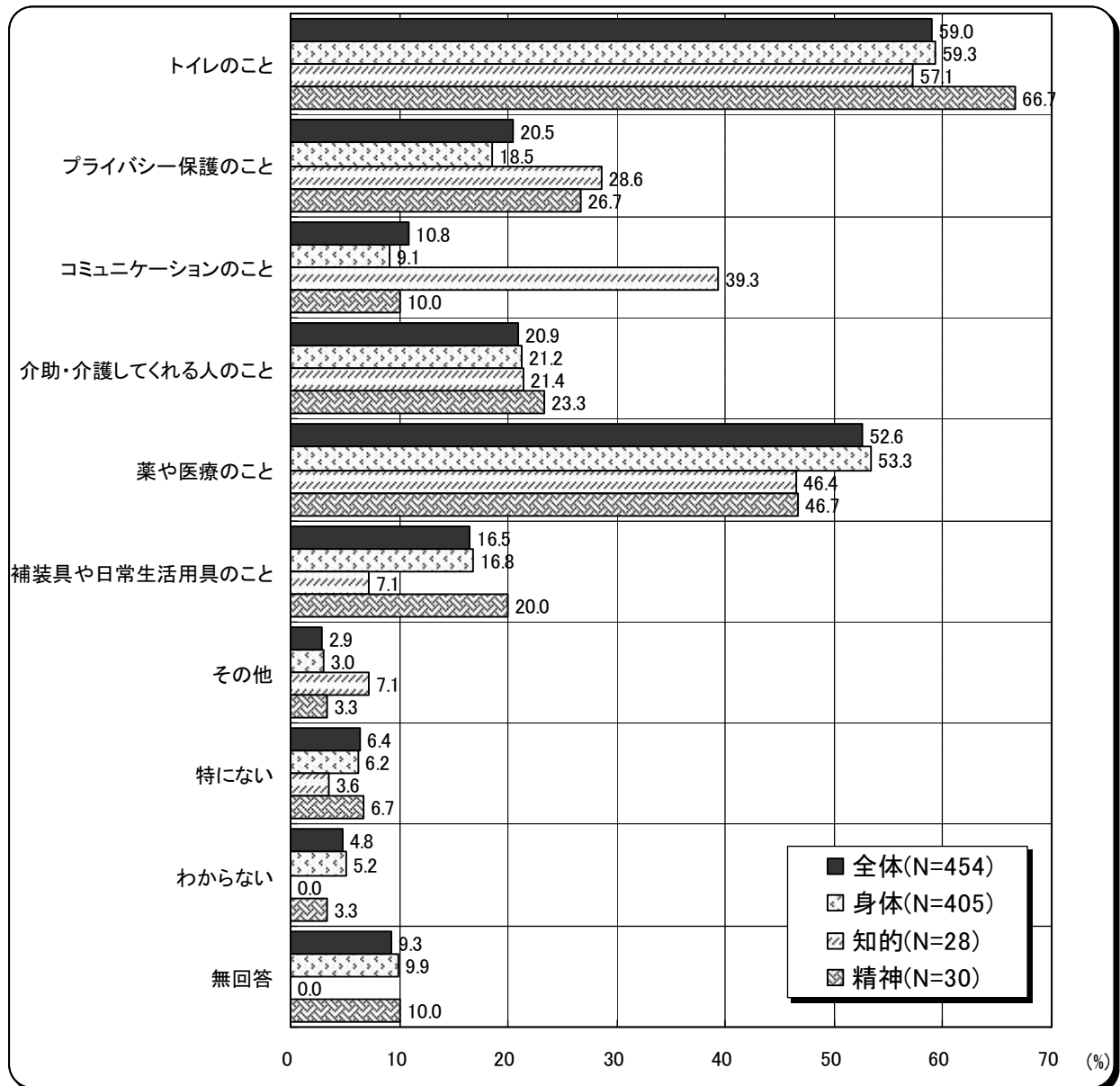
災害時に不安に思うことでは身体と精神は「体が不自由なので、避難できるか心配」が最も多く、知的は「避難時にどんなものを準備しておけばよいかわからない」と「特にない」が多くなっています。



問 20 避難所で困ること

災害時に、避難所で困ると思われることは何ですか。(複数回答)

避難所で困ることとしては、3障がいともに「トイレのこと」や「薬や医療のこと」が他の項目に比べて多く、さらに知的では「コミュニケーションのこと」が他の障がいに比べて高くなっています。



問 21 福祉サービスの利用状況・利用意向

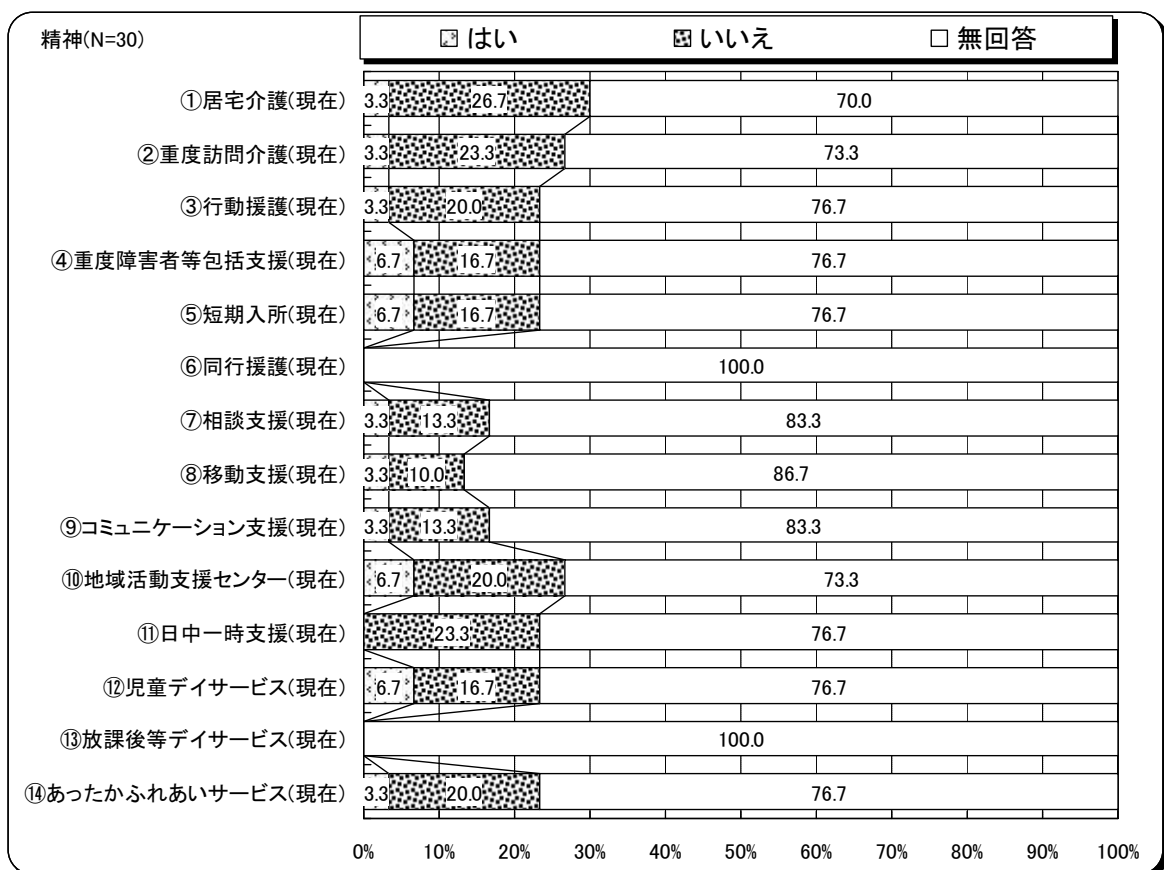
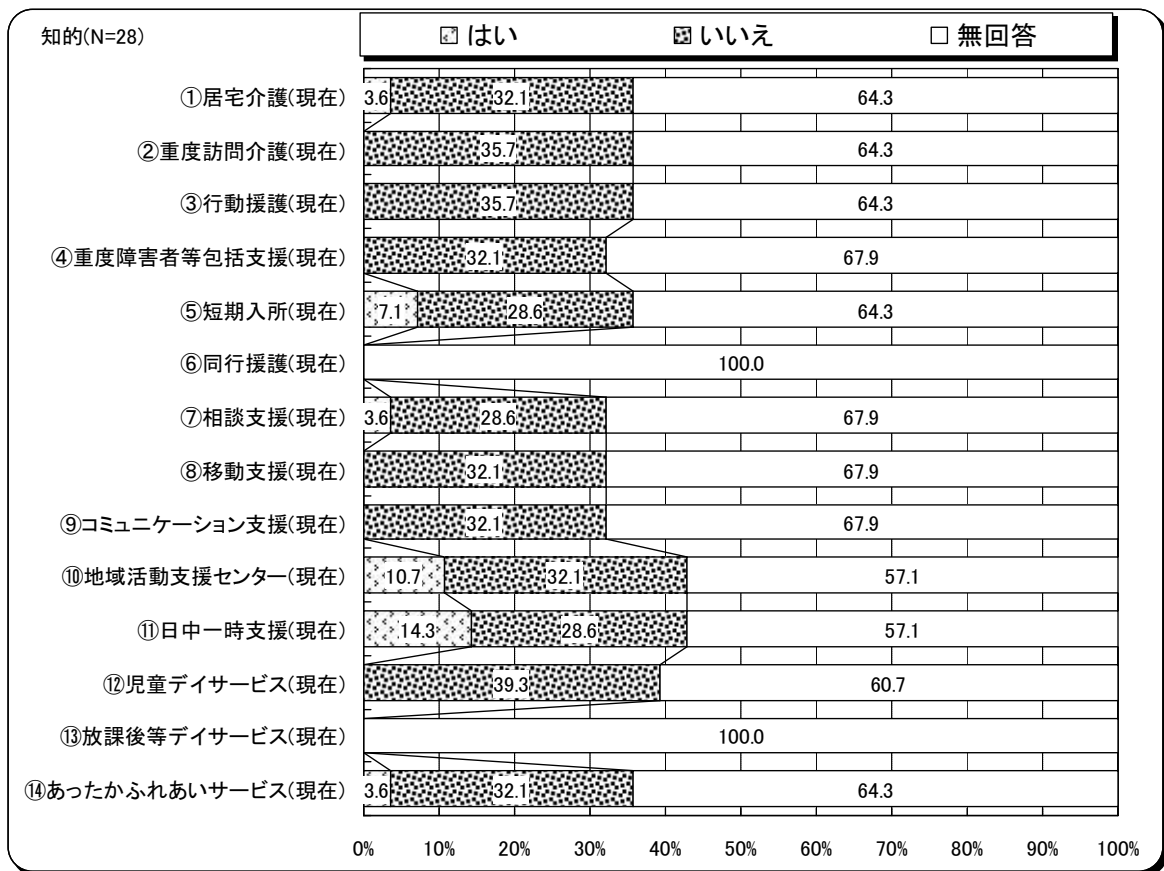
あなたは、現在どのようなサービスを利用していますか。また、あなたは、今度どのようなサービスを利用したいですか。(単数回答)

《1 在宅生活を支援するサービス》

【利用状況】

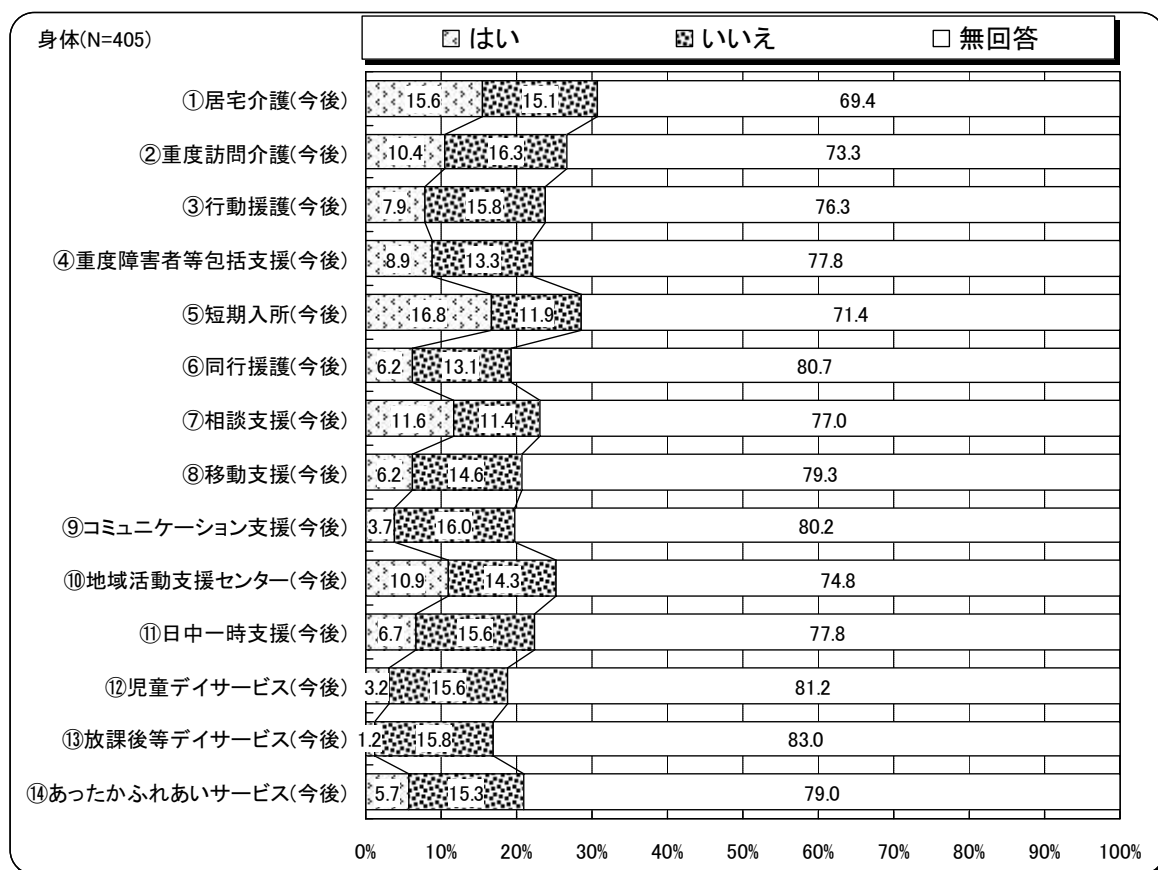
在宅生活を支援するサービスの利用状況では、身体は「①居宅介護」や「⑤短期入所」などの利用が高く、知的は「⑩地域活動支援センター」や「⑪日中一時支援」、精神は「④重度障害者等包括支援」、「⑤短期入所」、「⑩地域活動支援センター」、「⑫児童デイサービス」の利用が比較的多くなっています。

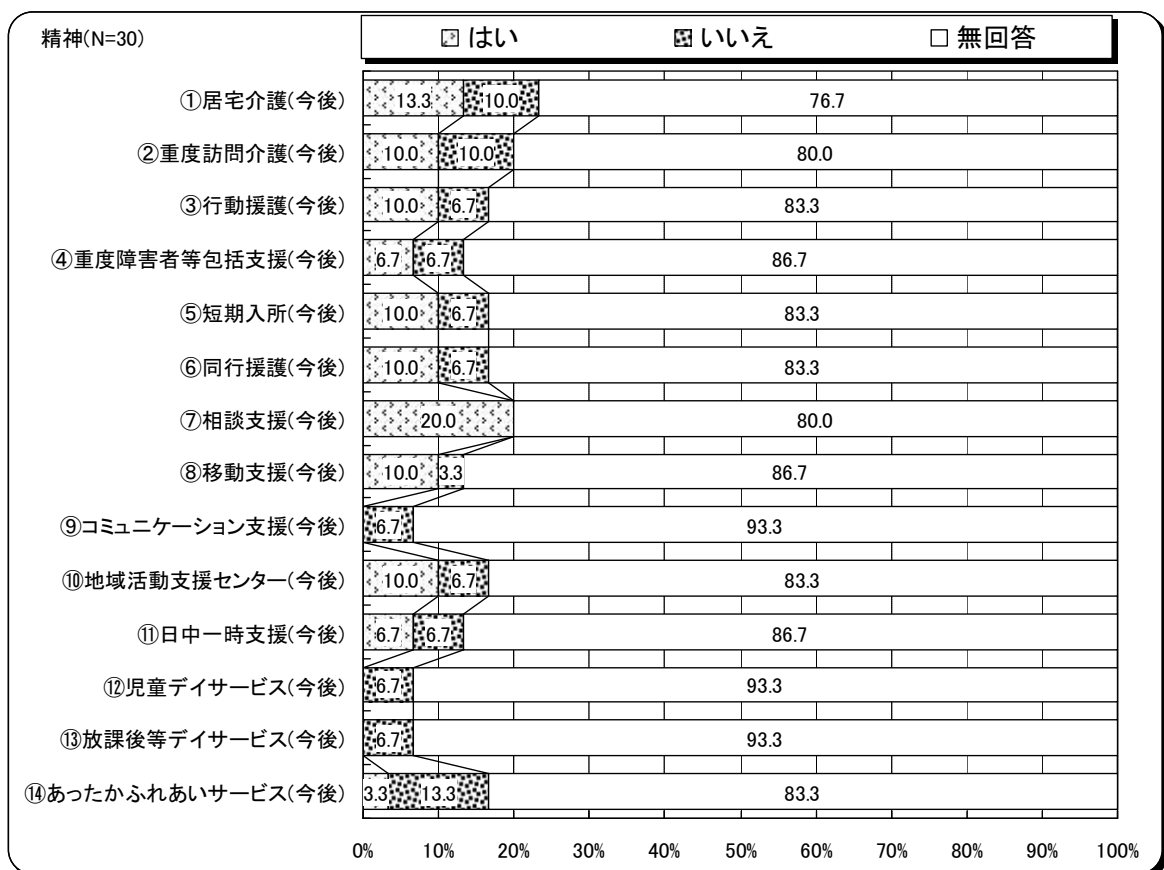
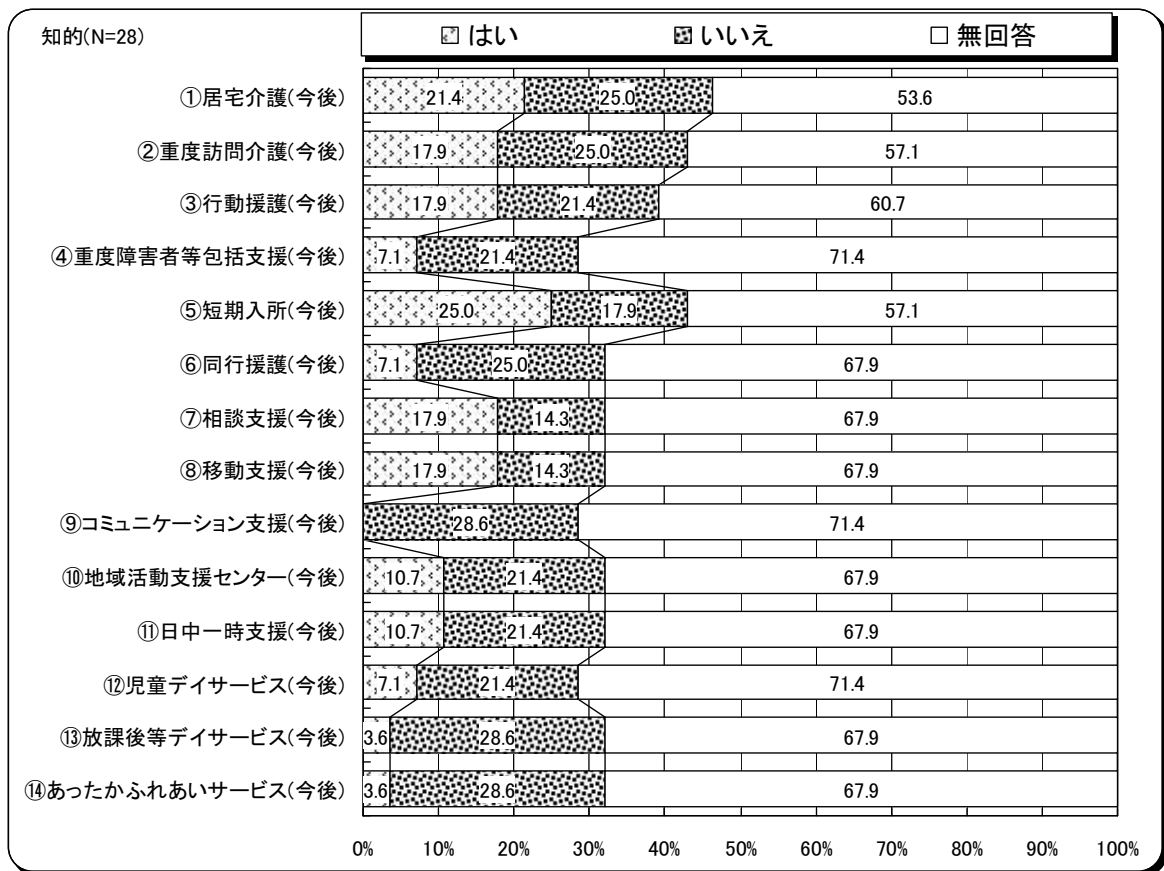




【利用意向】

今後利用したい在宅生活を支援するサービスでは、身体は現在の利用と同じ「①居宅介護」「⑤短期入所」などの利用が高く、知的は「①居宅介護」「⑤短期入所」、精神は「⑦相談支援」が比較的多くなっています。

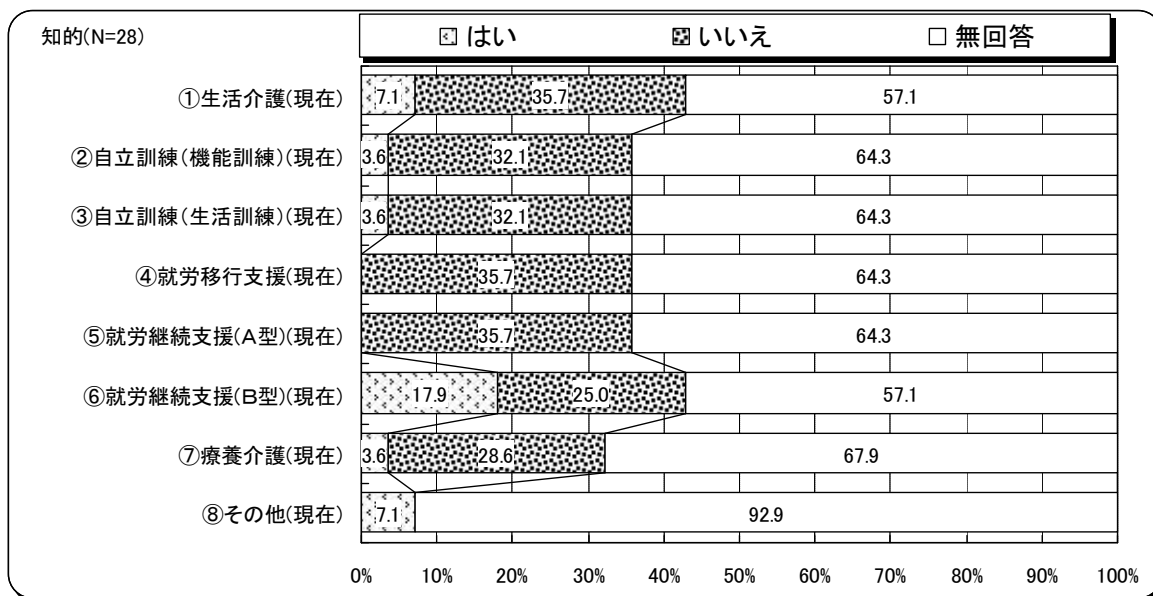
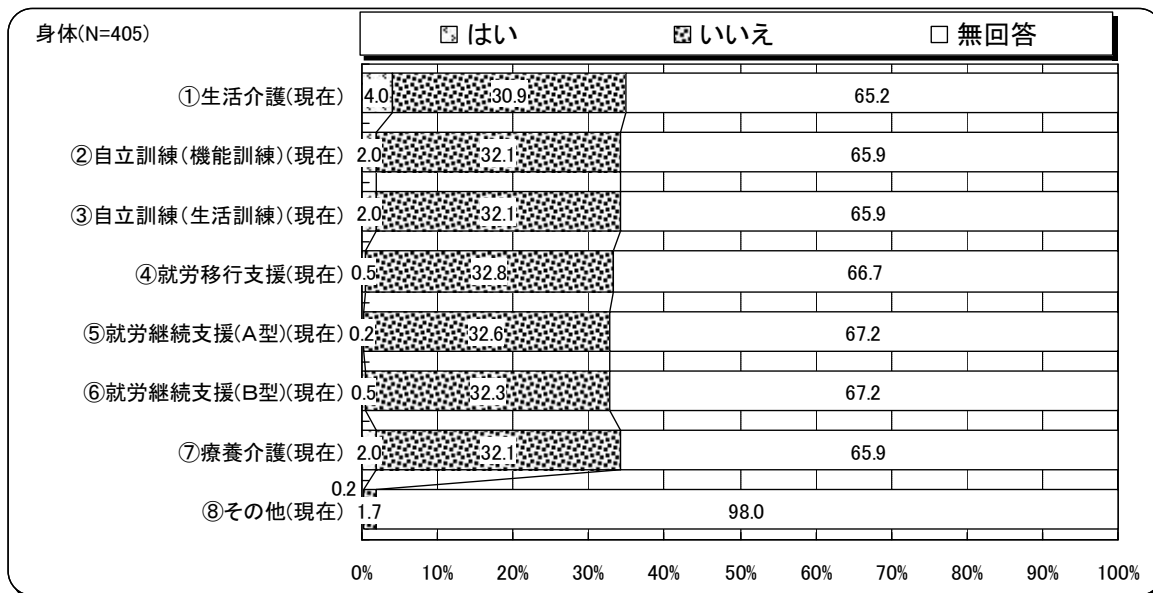


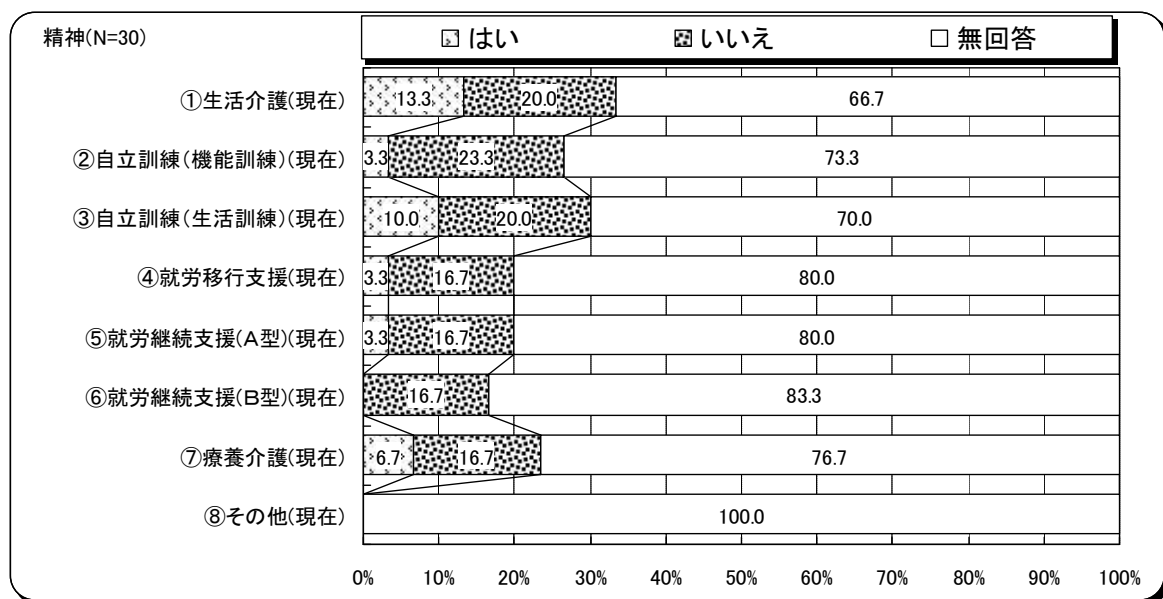


《2 日中活動サービス》

【利用状況】

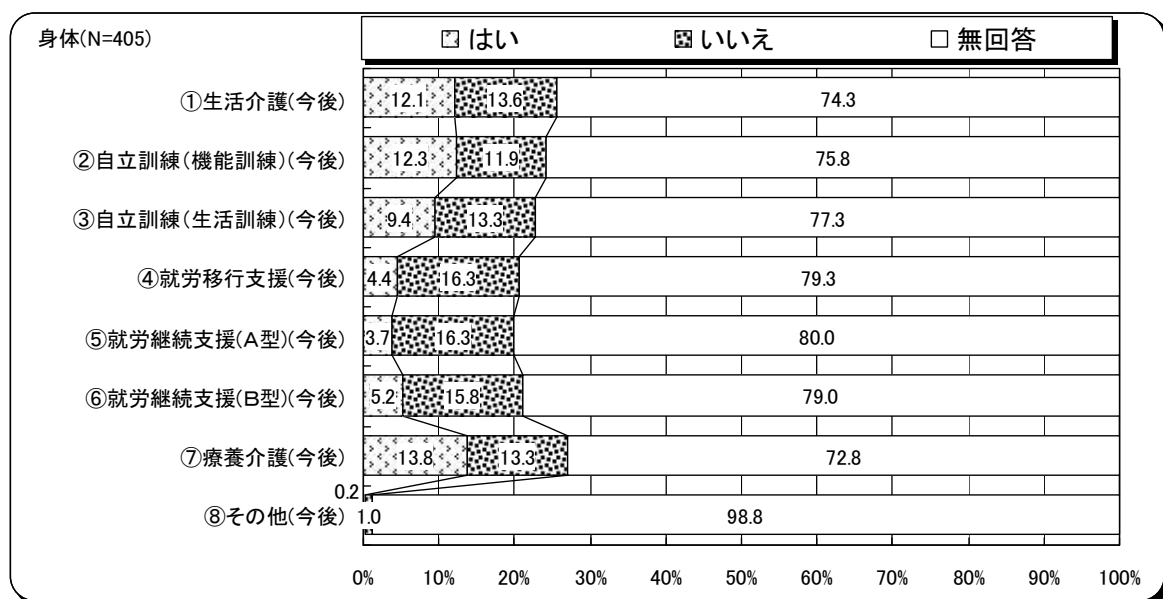
日中活動サービスの利用状況では、身体は「①生活介護」、知的は「⑥就労継続支援(B型)」、精神は「①生活介護」や「③自立訓練(生活訓練)」などの利用が多くなっています。

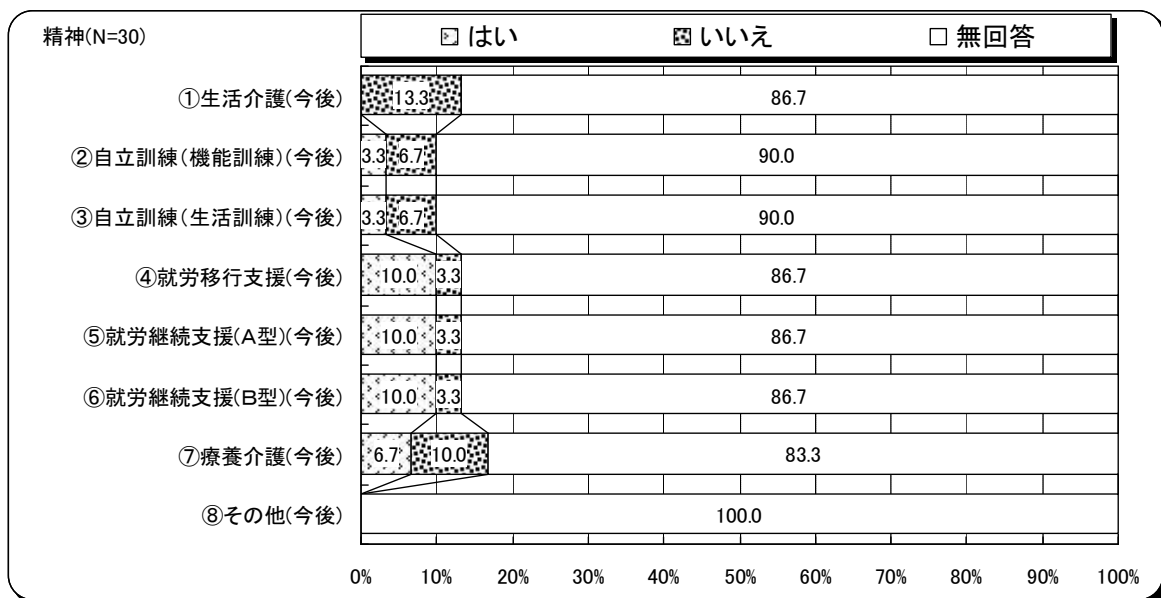
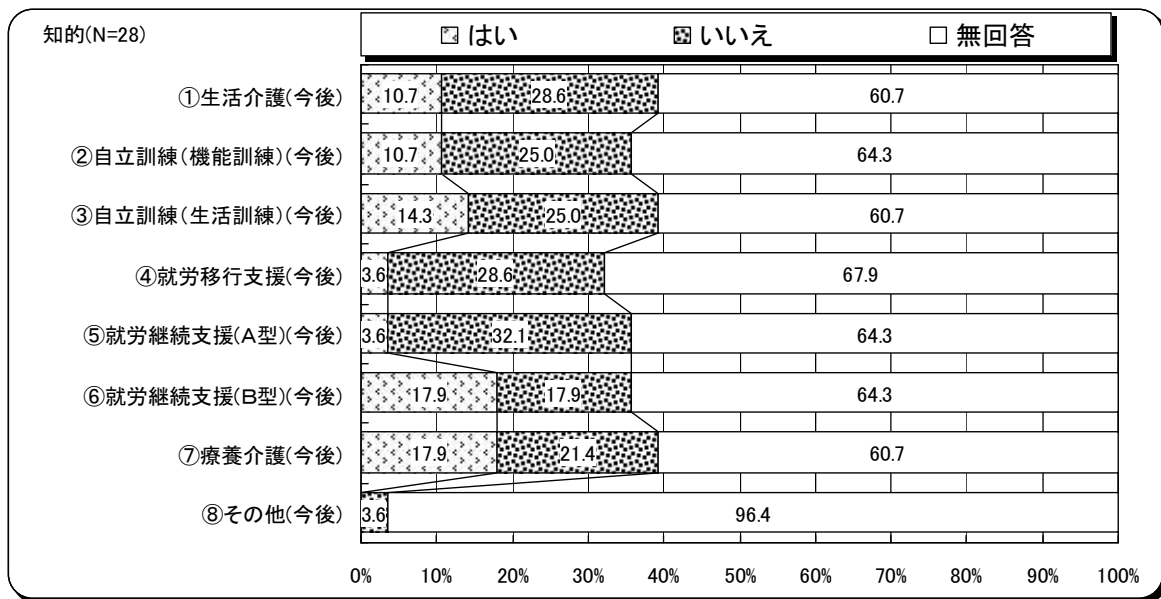




【利用意向】

今後利用したい日中活動サービスでは、身体は「①生活介護」、「②自立訓練(機能訓練)」、「⑦療養介護」の希望が多く、知的は「⑥就労継続支援(B型)」「⑦療養介護」、精神は「④就労移行支援」「⑤就労継続支援(A型)」、「⑥就労継続支援(B型)」の希望が多くなっています。



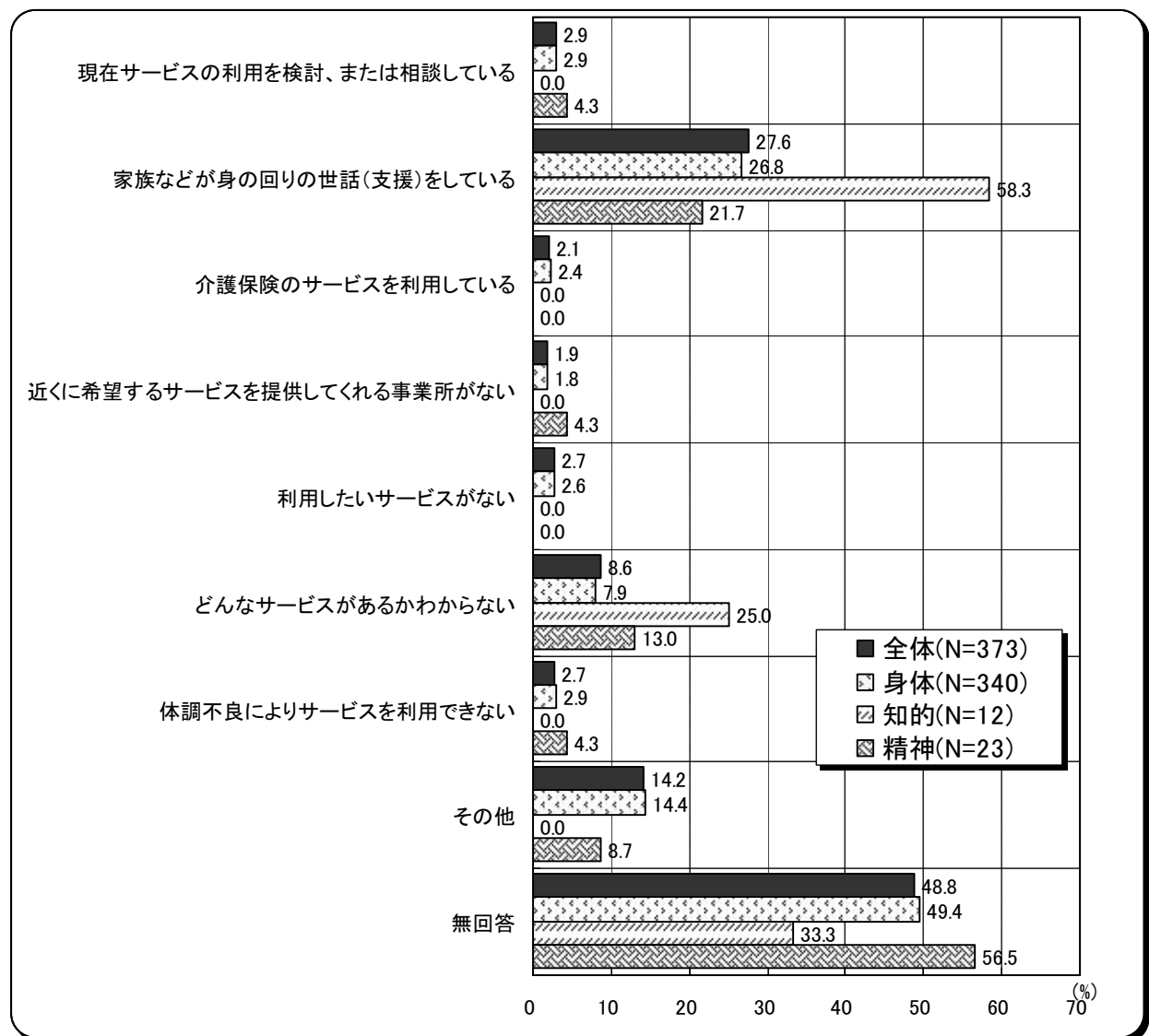


問 22 サービスを利用していない理由

《問 21 で「現在利用しているサービス」を1つも選択していない方》

サービスを利用していない理由はなんですか。(複数回答)

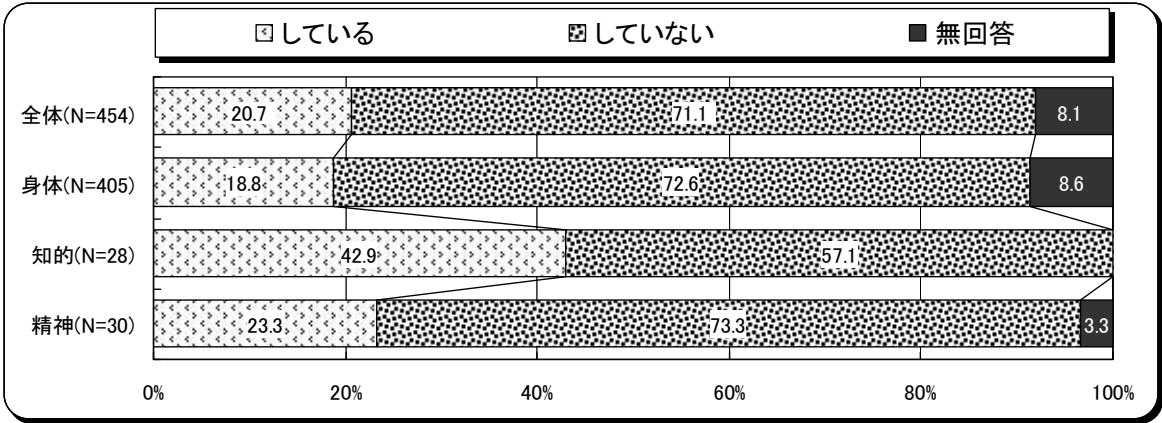
在宅生活支援サービスや日中活動サービスなどを利用していない理由としては、3障がいともに「家族などが身の回りの世話(支援)をしている」が最も高く、特に知的で非常に多くなっています。



問 23 就労状況

あなたは現在仕事をしていますか。(単数回答)

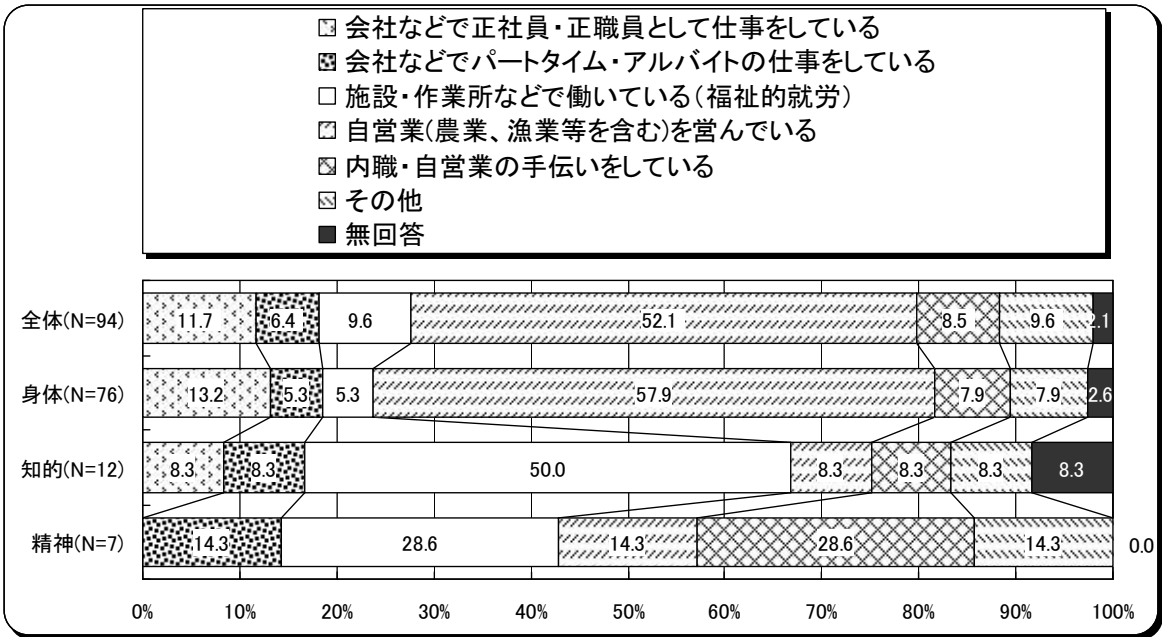
現在の就労状況では、身体の 18.8%(76 人)、知的の 42.9%(12 人)、精神の 23.3%(7 人)が就労していると回答しています。



問 24 就労形態

《問 23 で「1 している」と回答した方》
就労の状況や形態は次のどれですか。(単数回答)

現在就労している人の就労形態では、身体は「自営業」、知的は「施設・作業所などで働いている」、精神は「施設・作業所などで働いている」と「内職・自営業の手伝いをしている」が最も多くなっています。

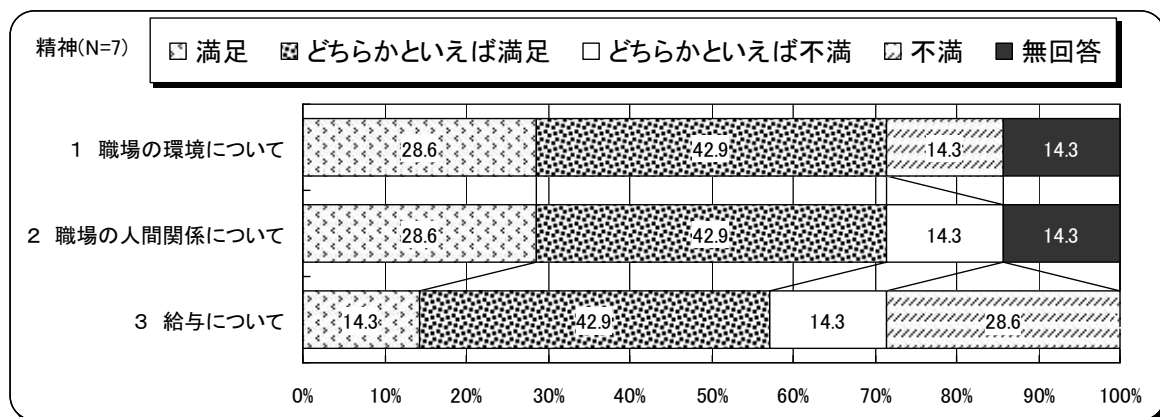
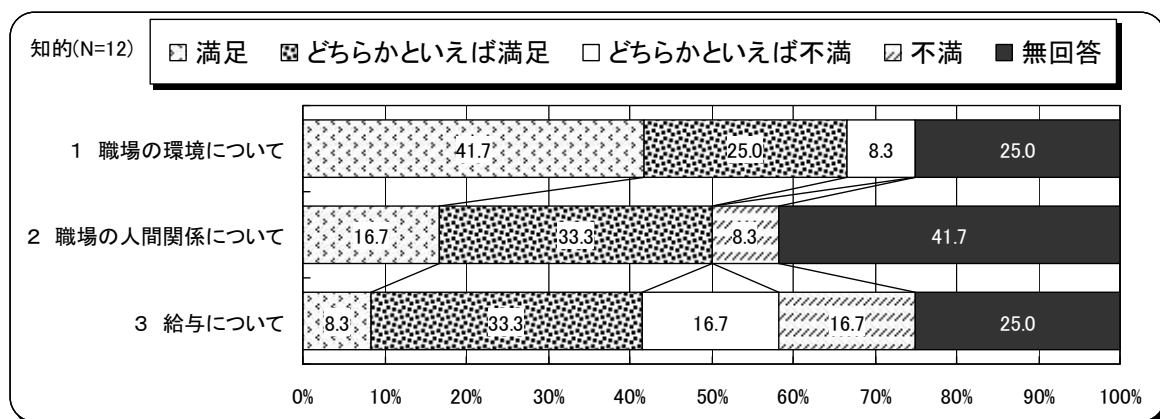
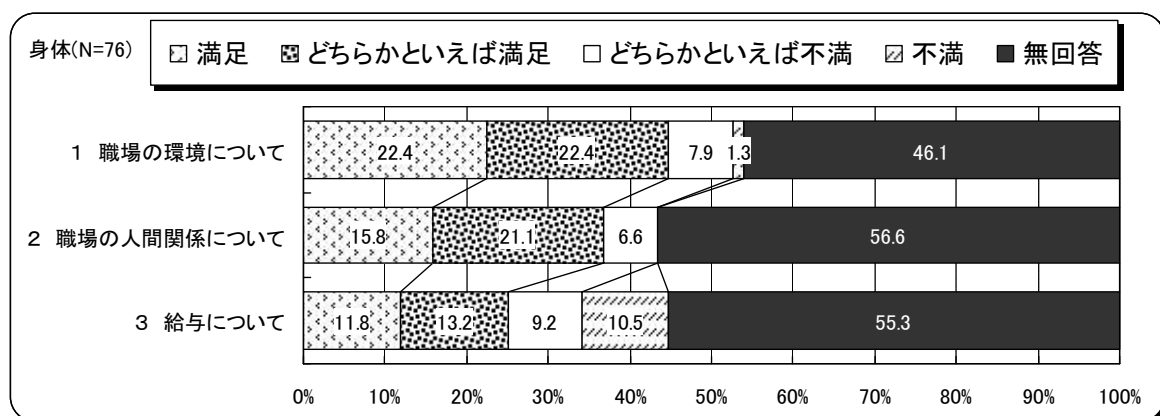


問 25 仕事や職場の満足度

《問 23 で「1 している」と回答した方》

現在の仕事や職場に満足していますか。(単数回答)

仕事や職場に対する満足度(「満足」「どちらかといえば満足」を合わせた数値)について、身体と知的では「1 職場の環境について」の満足度が最も高く、精神では「1 職場の環境について」と「2 職場の人間関係について」で満足度が高くなっています。

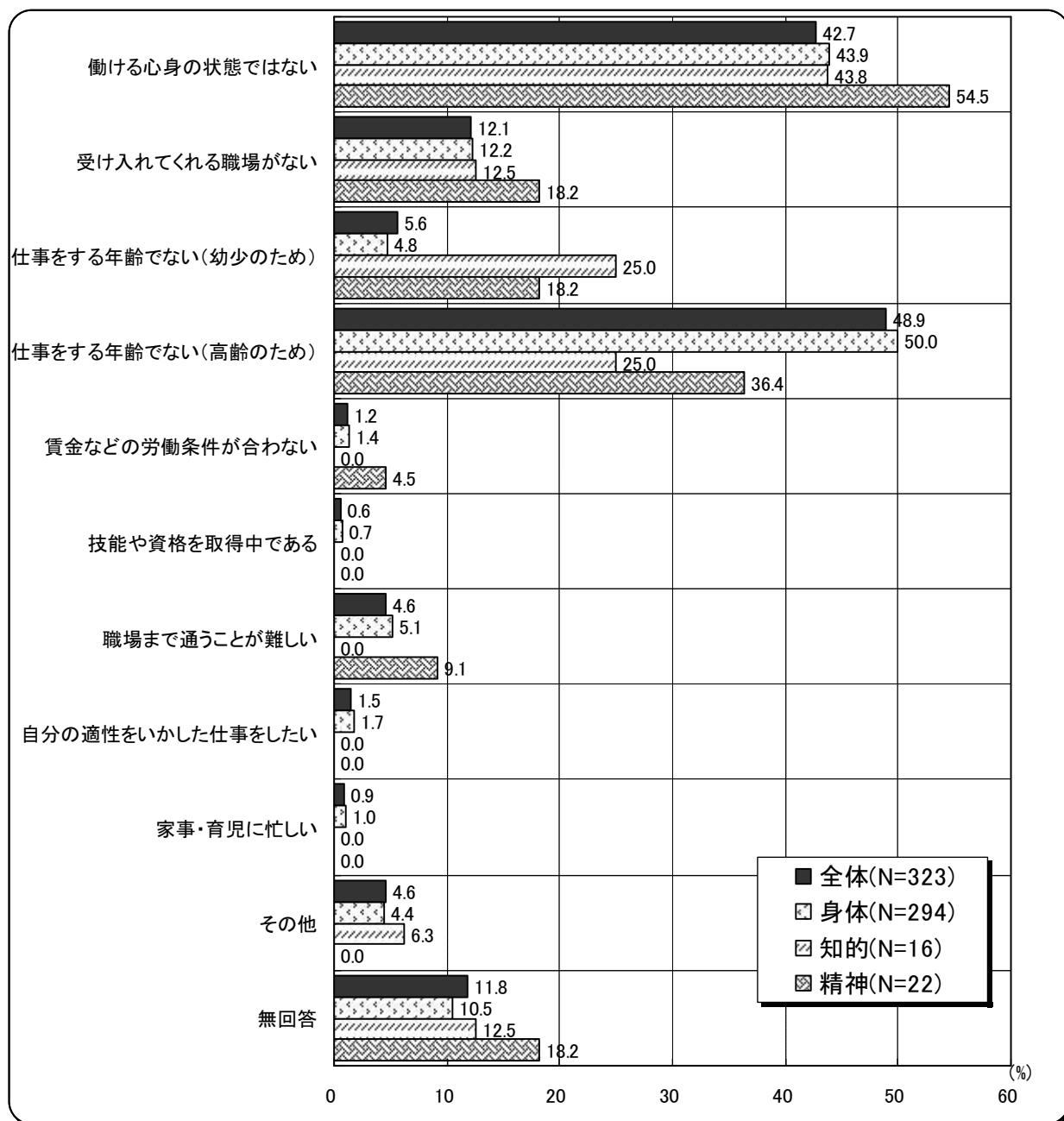


問 26 働いていない理由

《問 23 で「2 していない」と回答した方》

現在仕事をしていない理由はなんですか。(複数回答)

現在働いていない人の理由は、身体では「仕事をする年齢でない(高齢のため)」、知的と精神では「働ける心身の状態ではない」が最も多くなっています。

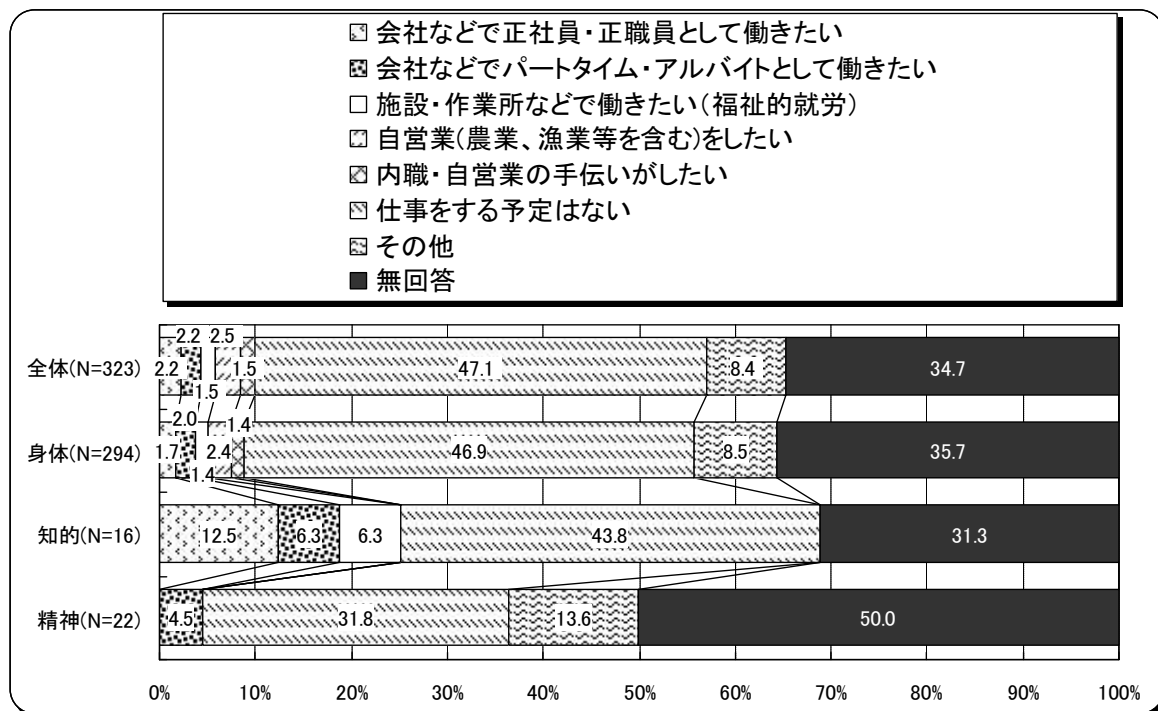


問 27 就労希望

《問 23 で「2 していない」と回答した方》

就労する場合、どのような仕事につきたいですか。(単数回答)

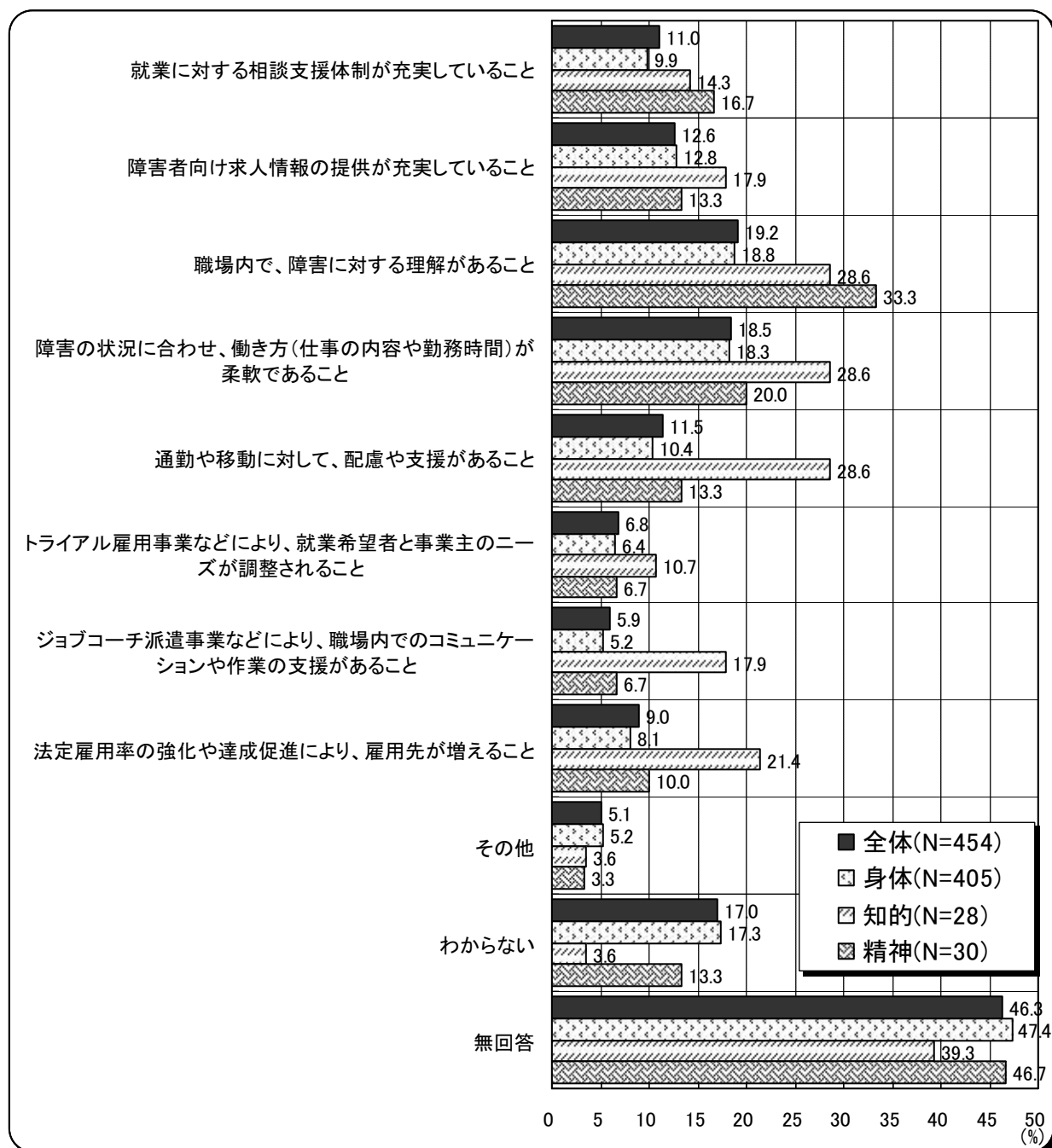
現在働いていない人の今後の就労意向については、3 障がいとも無回答を除くと「仕事をする予定はない」が最も多くなっています。



問 28 働くうえで必要な配慮

あなたが希望する仕事につくうえで、どのような配慮が必要だと思いますか。(複数回答)

働くうえで必要な配慮については、3障がいとも「職場内で、障がいに対する理解があること」が最も多く、加えて、身体では「障がいの状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」、知的では「障がいの状況に合わせ、働き方（仕事の内容や勤務時間）が柔軟であること」「通勤や移動に対して、配慮や支援があること」の割合も高くなっています。

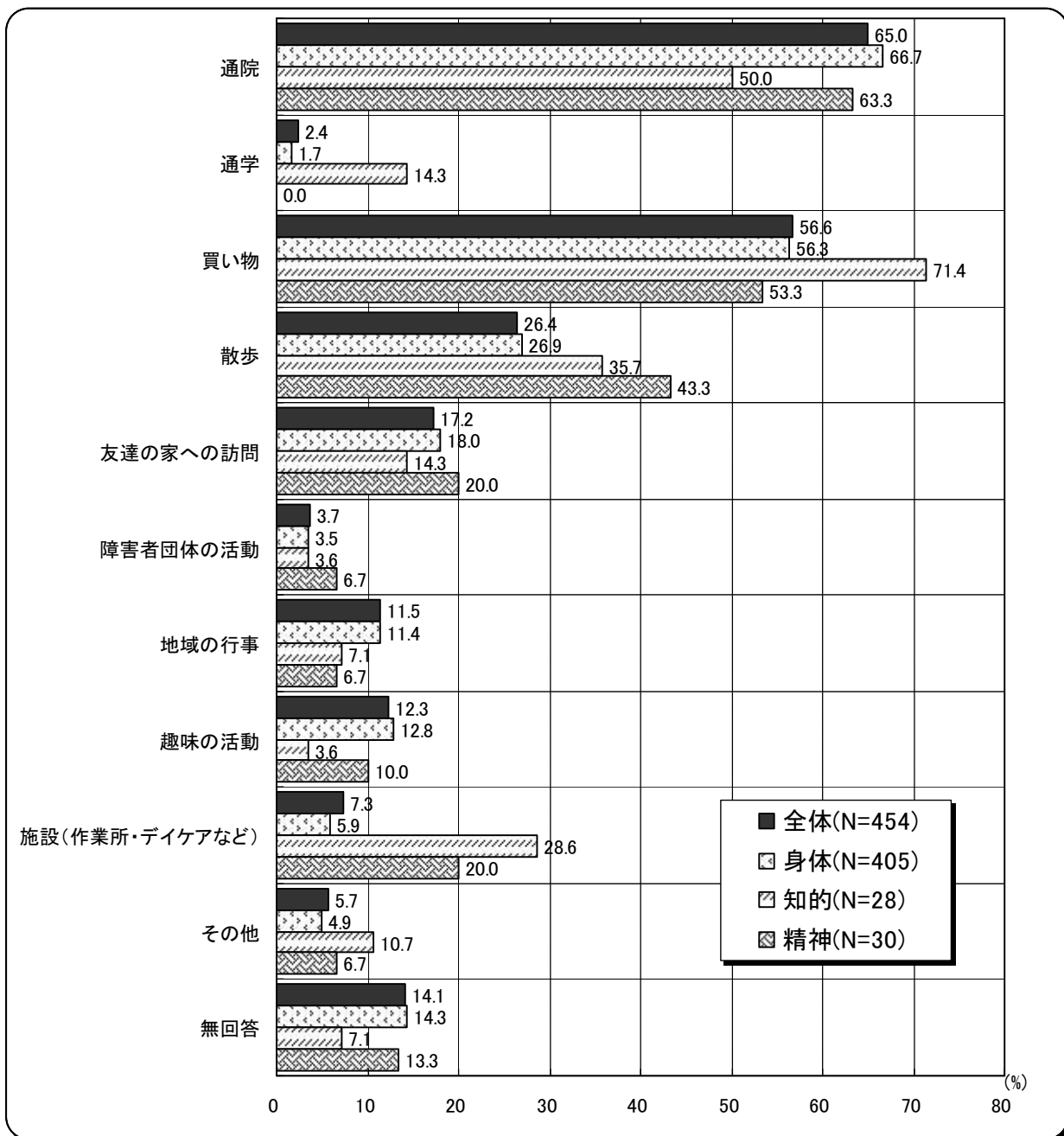


問 29 外出目的

おもになんのために外出しますか。(複数回答)

外出目的では、3障がいとも「通院」と「買い物」が上位を占めています。

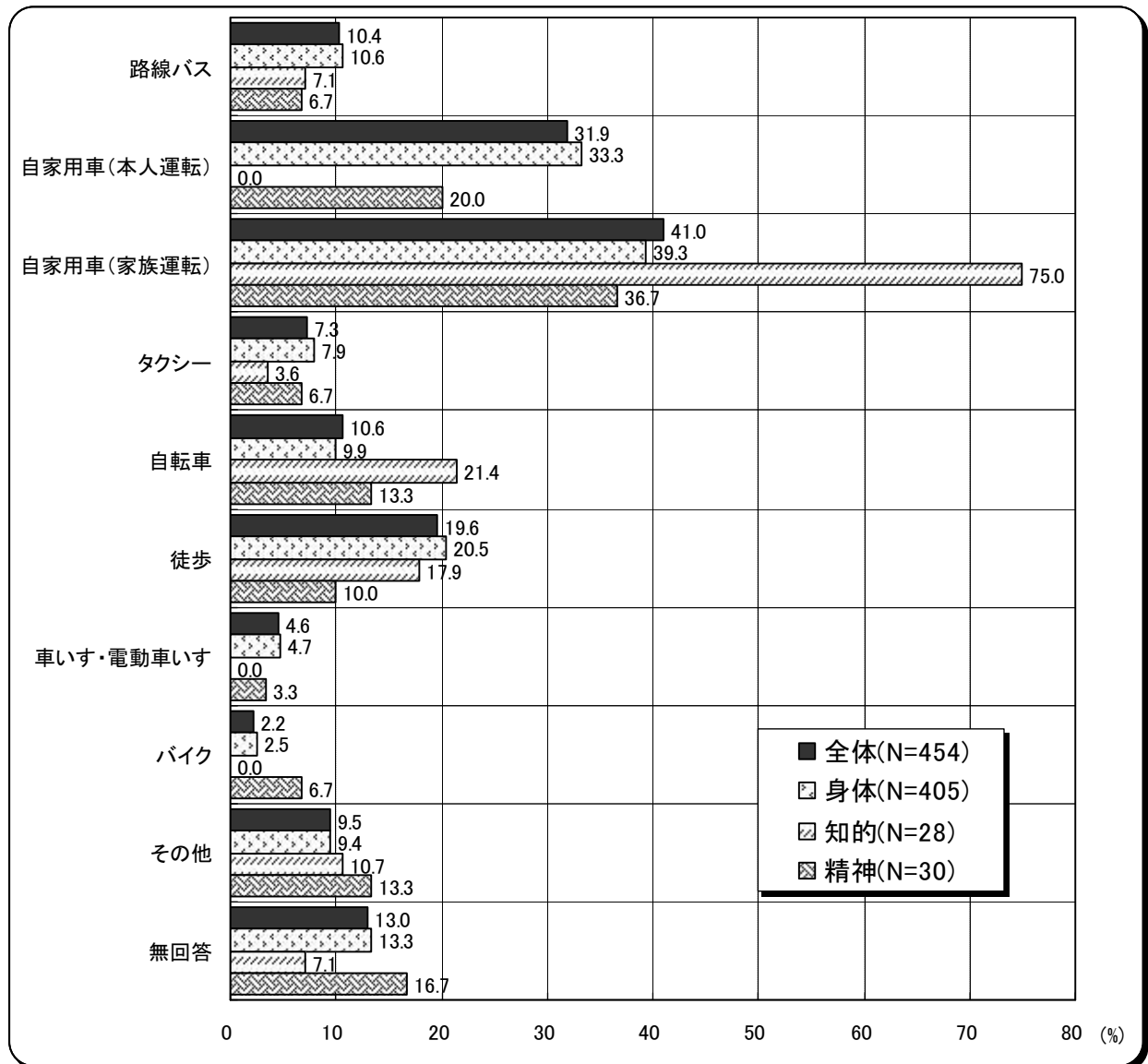
また、知的と精神では「施設(作業所・デイケアなど)」も高くなっています。



問 30 交通手段

外出する際の交通手段はなんですか。(複数回答)

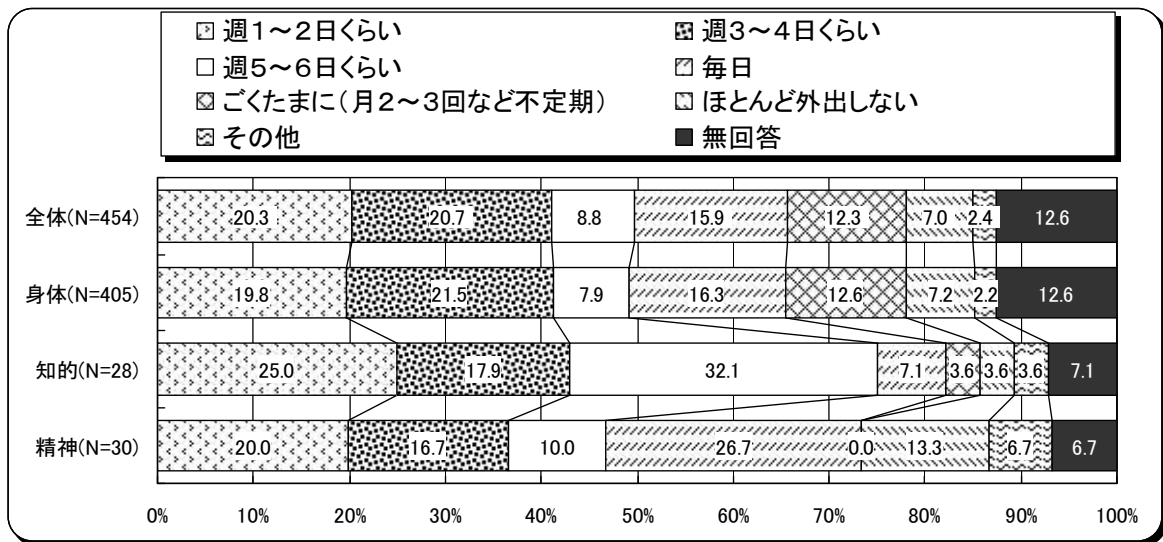
外出する際の交通手段では、3障がいとも「自家用車(家族運転)」が最も多く、また、身体と精神では「自家用車(本人運転)」、知的では「自転車」が他と比べて高くなっています。



問 31 外出頻度

どのくらいの頻度で外出していますか。(単数回答)

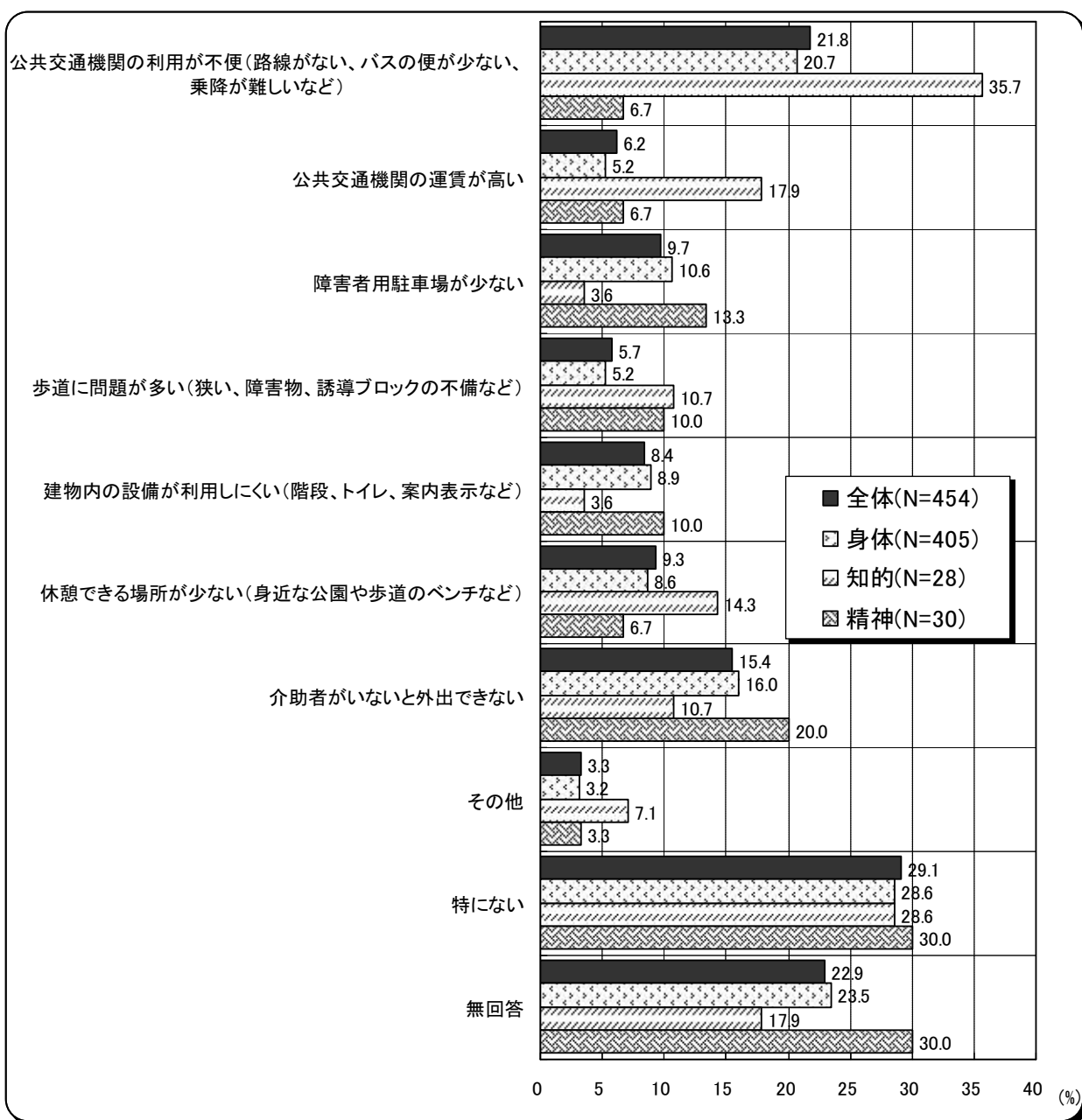
外出頻度では、身体で「週1～2日くらい」と「週3～4日くらい」の割合が高いのに対し、知的では「週5～6日くらい」、精神では「毎日」の割合が高くなっています。



問 32 外出時の不便や困ること

外出のとき不便に感じたり、困ることは何ですか。(複数回答)

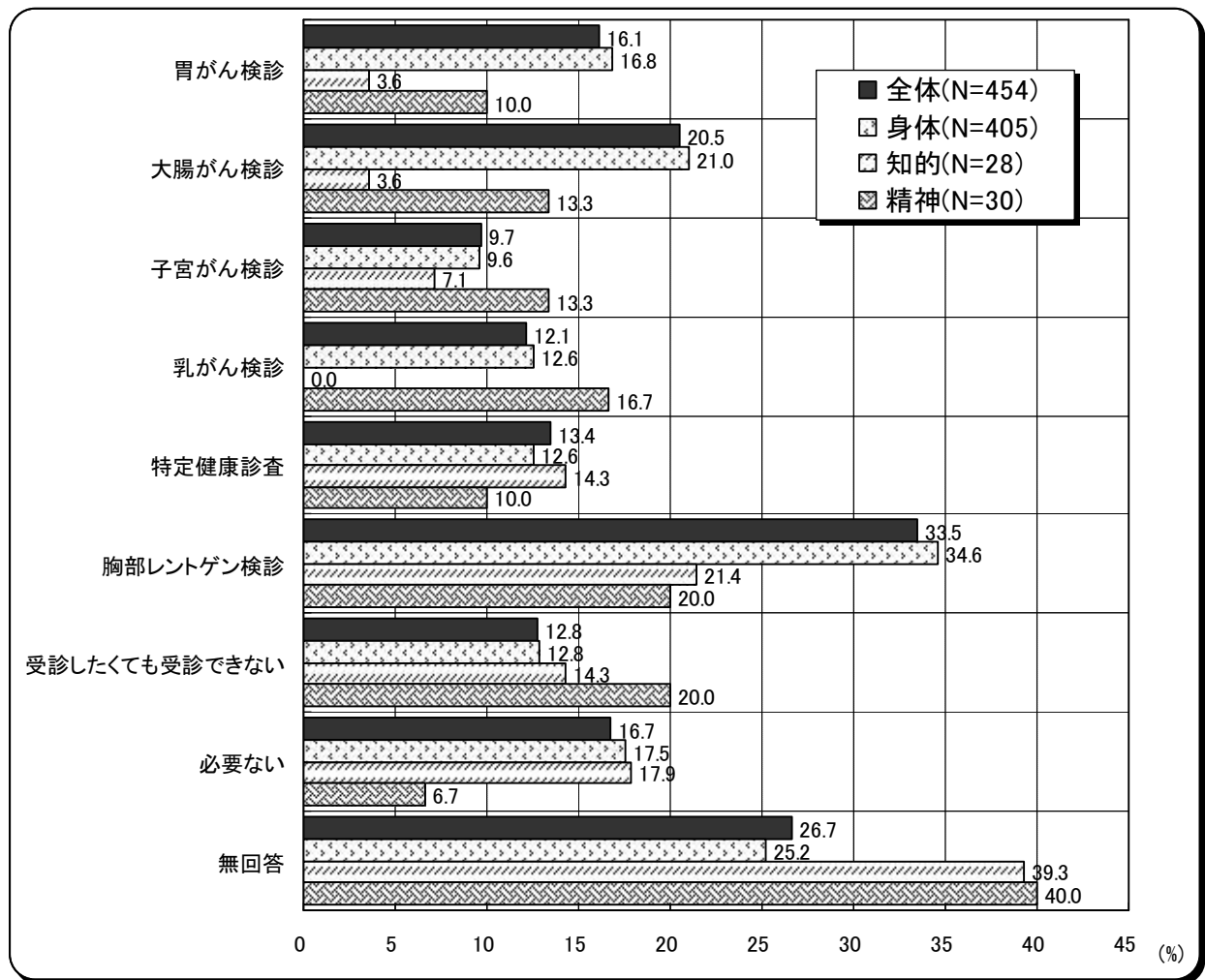
外出時に困ることや不便なことでは、3障がいとも「特にない」が比較的多いものの、「特にない」と無回答以外では、身体と知的では「公共交通機関の利用が不便(路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど)」が多く、精神では「介助者がいないと外出できない」が比較的多くなっています。



問 33 健康診断受診状況

黒潮町が実施する健康診断を受診していますか。(複数回答)

健康診断の受診状況では、無回答を除き、3障がいとも「胸部レントゲン検診」の受診率が高くなっています。

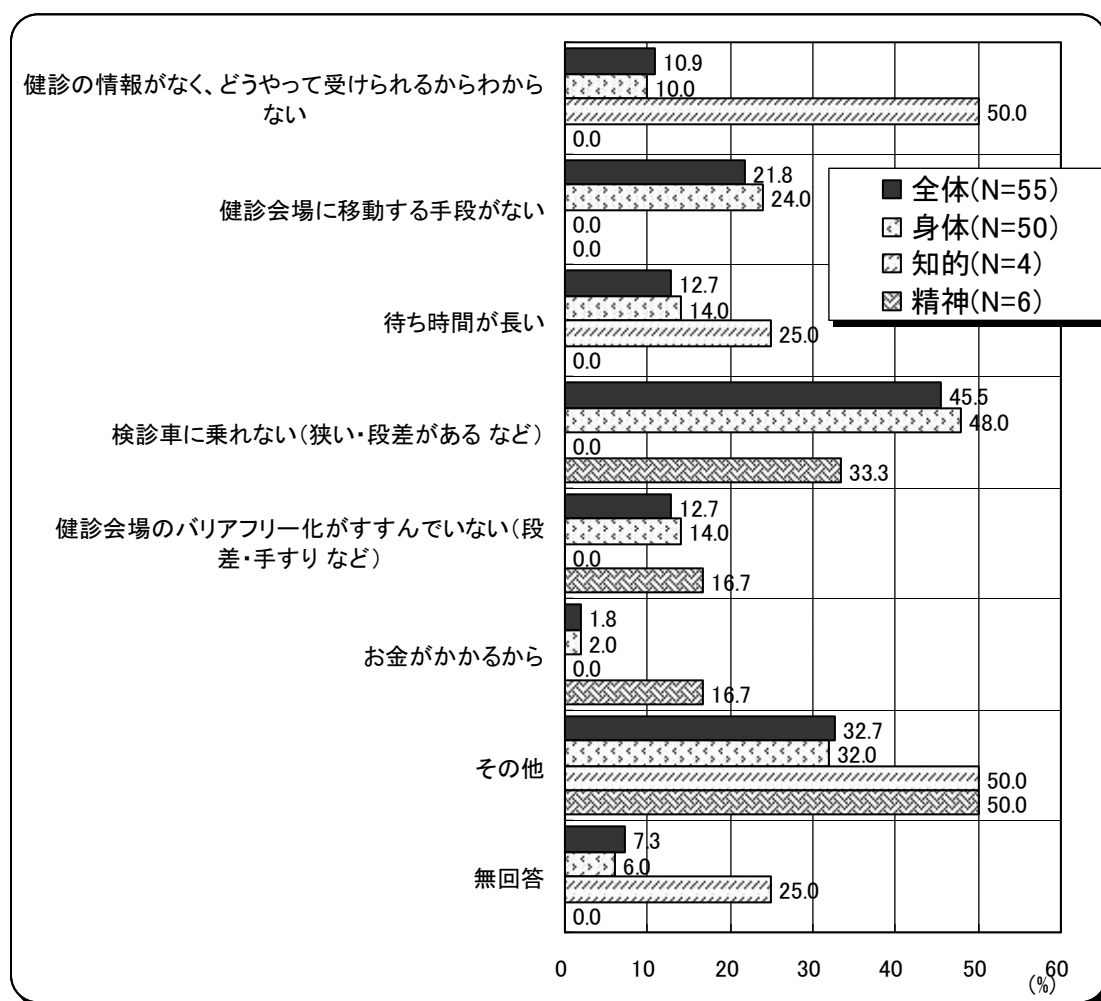


問 34 受診できない理由

《問 33 で「7 受診したくても受診できない」と回答した方》

受診できない理由はなんですか。(複数回答)

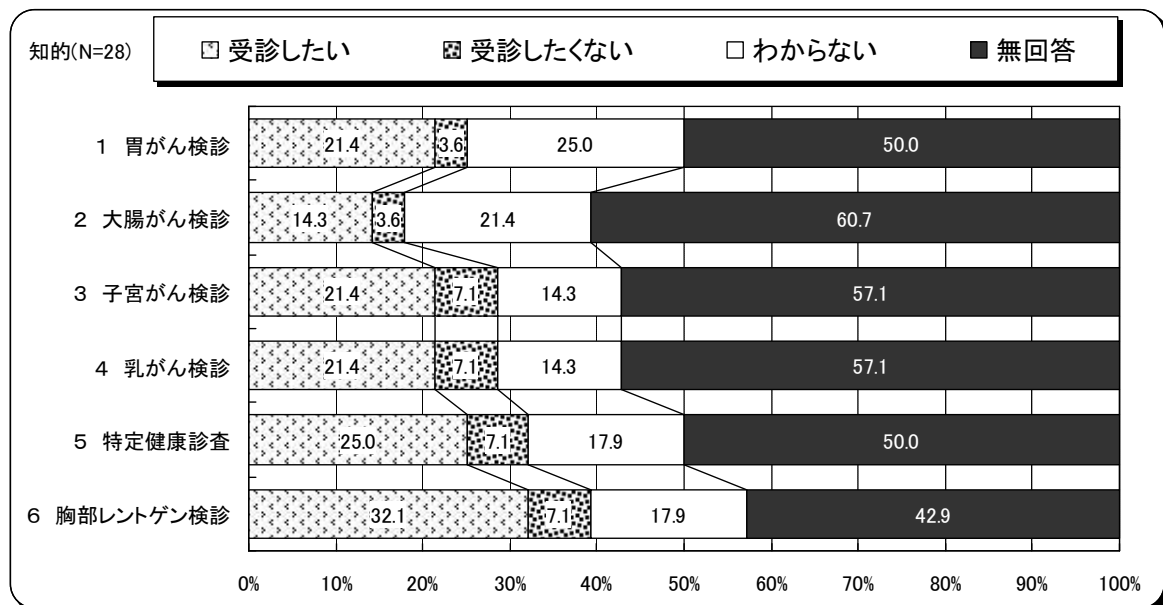
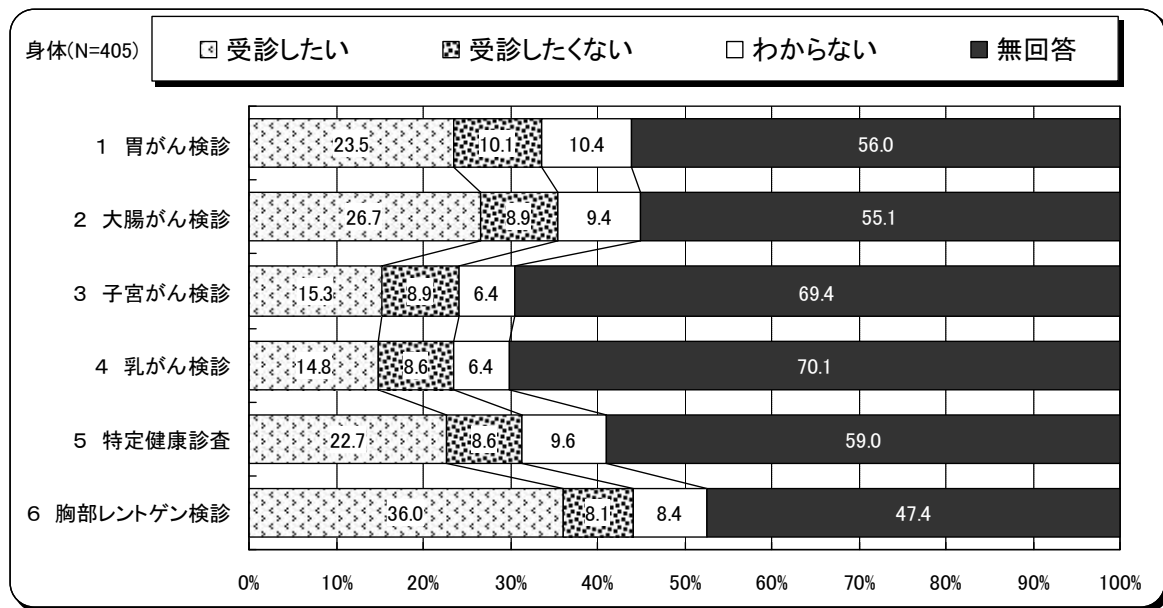
問 33 で「受診したくても受診できない」と回答した方(身体：50 人、知的：4 人、精神：6 人)の受診できない理由としては、身体と精神では「検診車に乗れない」をあげる人が最も多く、知的では「健診の情報がなく、どうやって受けられるかわからない」が多くなっています。

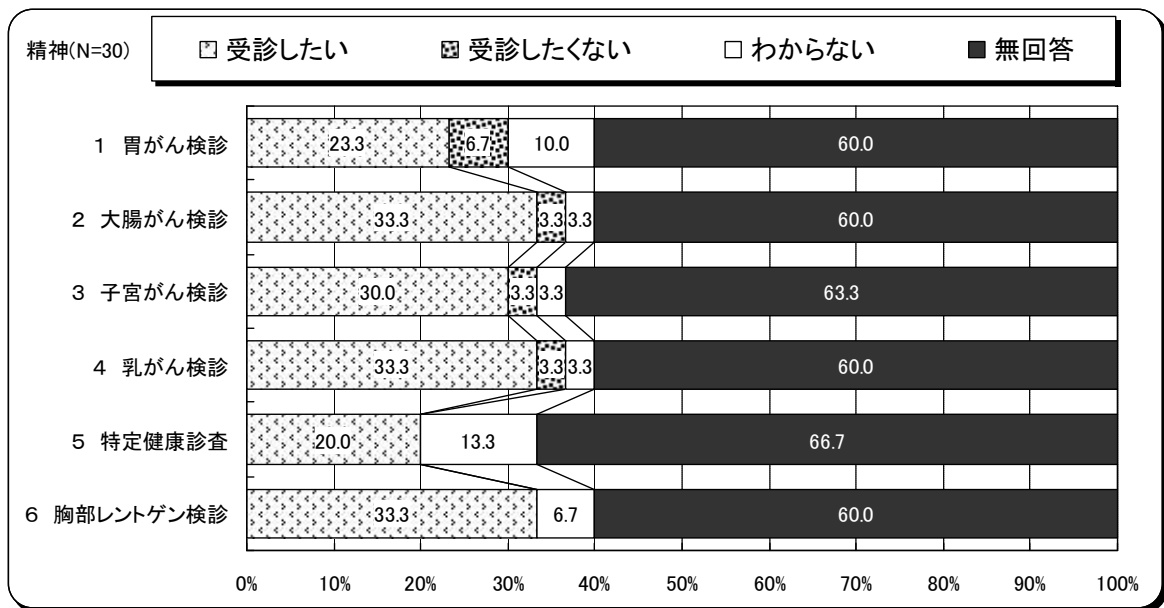


問 35 健康診断受診希望

今後、黒潮町が実施する健康診断を受診したいですか。(単数回答)

今後の健康診断の受診希望では、身体と知的は「6 胸部レントゲン」、精神では「2 大腸がん検診」、「3 子宮がん検診」、「4 乳がん検診」、「6 胸部レントゲン」などが3割を超えた受診希望となっています。

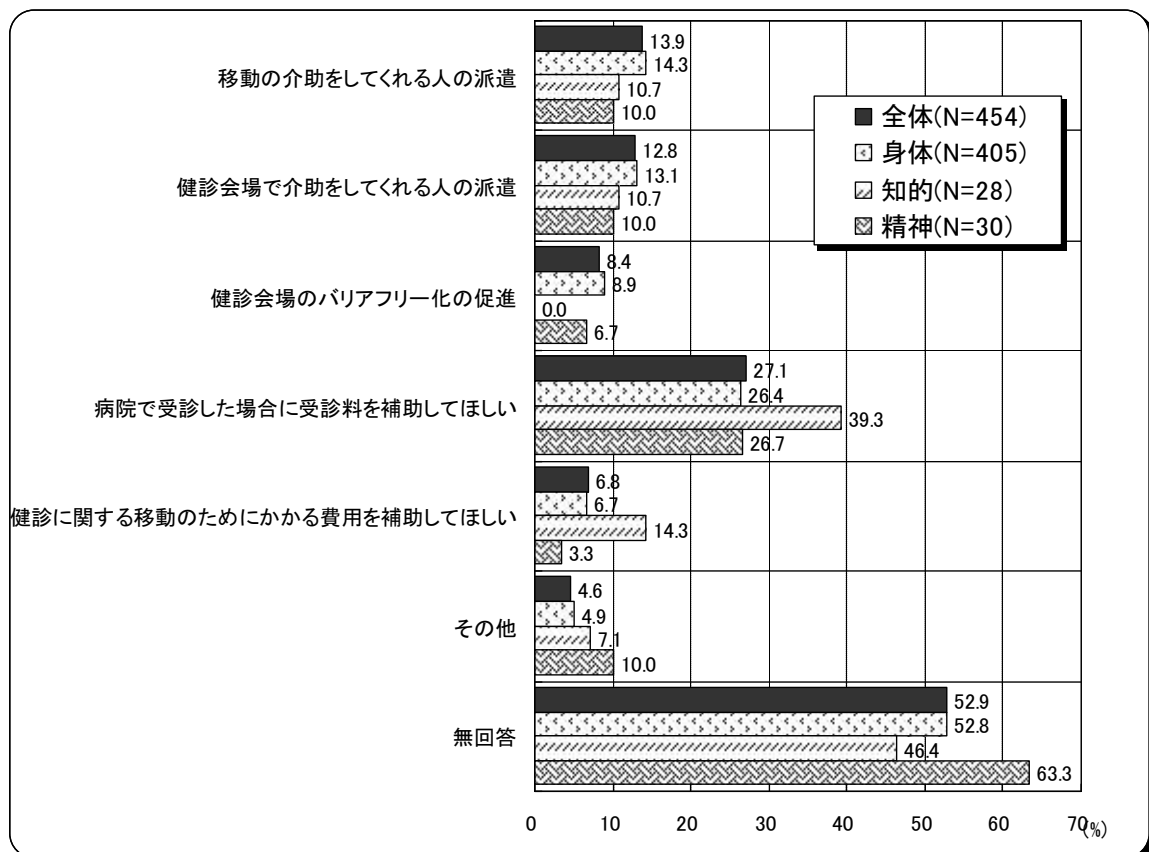




問 36 健診を受診しやすくするためには

どうすれば健診を受診しやすくなると思いますか。(複数回答)

受診しやすくするためには、3障がいともに「病院で受診した場合に受診料を補助してほしい」が最も多くなっています。

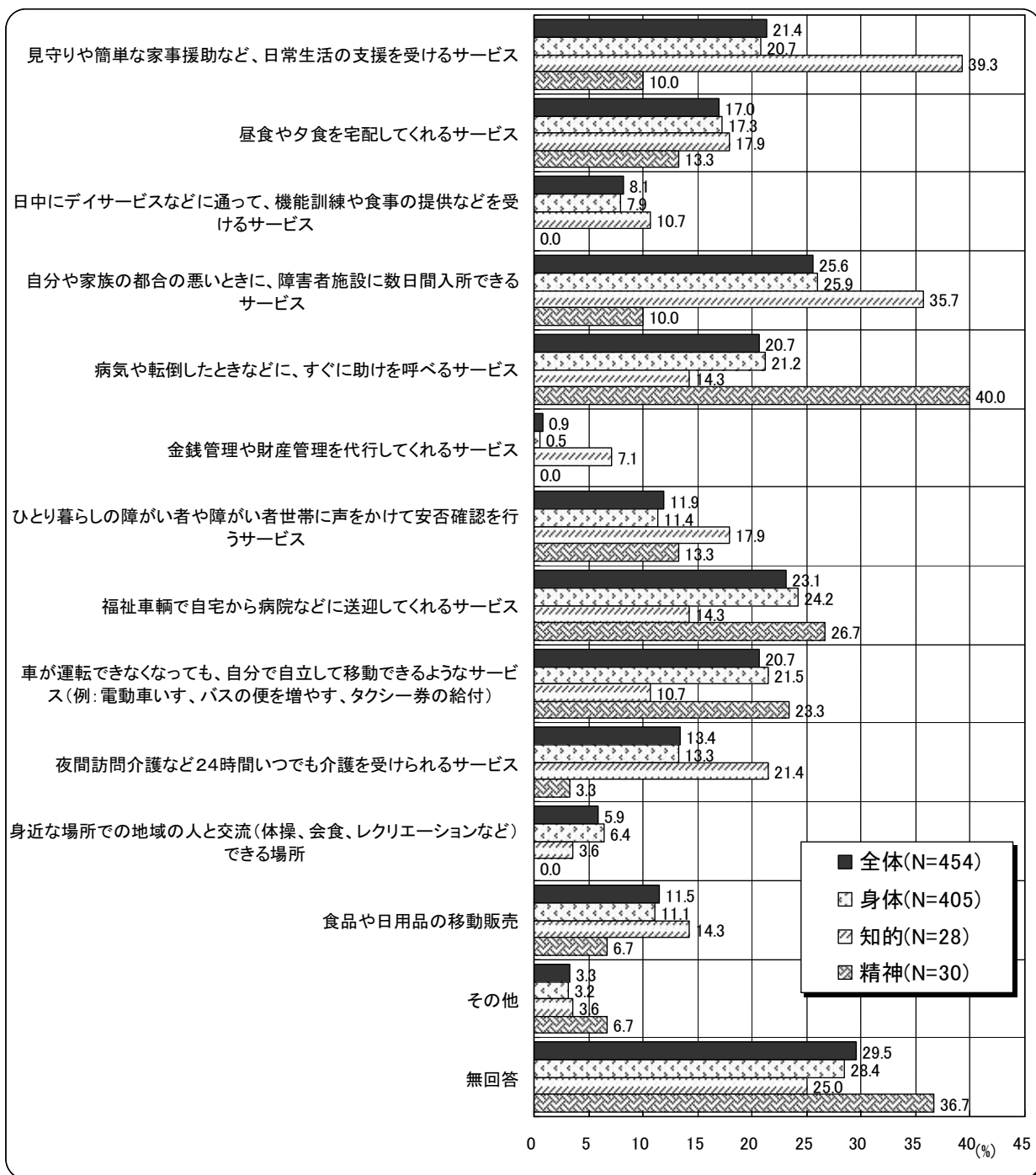


問 37 自宅生活のために必要なこと

自宅で生活をするためには、今後どのようなことが必要だと思いますか。

(主なもの3つまで)

自宅生活をするために必要なこととしては、身体では「自分や家族の都合の悪いときに、障害者施設に数日間入所できるサービス」、知的では「見守りや簡単な家事援助など、日常生活の支援を受けるサービス」、精神では「病気や転倒したときなどに、すぐに助けを呼べるサービス」が最も多くなっています。



問 38 障害者福祉に必要なこと

今後、障害者福祉に必要なと思うことはなんですか。(主なもの3つまで)

障害者福祉に必要なことについては、身体と知的では「希望すれば受けたいサービスが受けられること」、精神では「病院などでかかる費用を少なくすること」が最も多くなっています。

また、知的で「会社などに就職ができるように就職先を多くすること（就職をしやすくすること）」や「社会（会社や近隣住民など）が、障がいのことをもっと理解すること」、精神で「自宅などで暮らすためのサービス（ホームヘルプや外出支援）をもっと充実すること」が他の障がいの結果と比べて高くなっているという特徴が見られます。

